

決算審査特別委員会

平成14年9月11日
午前9時00分 開会
於 斑鳩町第一会議室

議 長

小 野 隆 雄

委 員 長

山 本 直 子

副 委 員 長

浅 井 正 八

出 席 委 員

松 田 正

里 川 宣志子

西 谷 剛 周

中 川 靖 広

浅 井 正 八

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

助 役

芳 村 是

収入役

中 野 秀 樹

教育長

栗 本 裕 美

総務部長

植 村 哲 男

総務課長

西 本 喜 一

総務課参事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

池 田 善 紀

企画財政課参事

野 口 英 治

税務課長

植 嶋 滋 継

住民生活部長

中 井 克 己

福祉課長

野 崎 一 也

健康推進課長

西 田 哲 也

環境対策課長

清 水 孝 悦

住民課長

西 谷 桂 子

都市建設部長

鍵 田 徳 光

建設課長

堤 和 雄

観光産業課長

杉 本 正 二

都市整備課長

藤 本 宗 司

教委総務課長

清 水 建 也

生涯学習課長

水 田 美 文

上下水道部長

辻 善 次

下水道課長

田 口 好 夫

会計室長

阪 野 輝 男

監査委員書記

藤 原 伸 宏

議会議務局職員

議会議務局長

浦 口 隆

係長

上 埜 幸 弘

(午前9時00分 再開)

○山本委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして審査の方、継続させていただきたいと思います。

再開いたします。

昨日のご質問にかかわって、初めに説明をしたいという申し出がございますので、受けてまいりたいと思います。

住民生活部長。

○中井住民生活部長 昨日、里川委員の方からご質問をいただいております、1点保留という形で答えがなかったわけでございます。

まず、シルバー人材センターに対します業務の関係でございます。発注課事業名並びに事業費ということでお答えをさせていただきますけれども、この報告をさせていただく中で、各課にまたがっておりますので、後ほど資料として表にまとめさせていただきます、ご配付をさせていただくということでご理解をお願いしたいと思います。

まず、総務課でございますけれども、総務課の方では感謝状等の筆耕を委託をされております。

次に、企画財政課におきましては大塚山の古墳、その他で草刈りの発注、うち開発公社におきましても、都市計画道路用地として保有をいたしておりますものの草刈りということでやっております。

次に、福祉課でございます。軽度生活援助としてひとり暮らしの高齢者世帯、もしくは高齢者だけの2人世帯などに家事援助のサービスを委託いたしております。

また、ふれあい交流センターいきいきの里及び東西憩の家の管理委託、そして憩いの家の植栽の剪定につきまして、発注をさせていただいております。

次に、環境対策課でございます。放置自転車の巡回指導と、それに伴います放置自転車の回収も委託して、粗大ごみの軒先収集に伴いますリクエストの受付、及び軒先収集をさせていただく。また鳩水園北側の都市計画道路の草刈りの委託をさせていただいております。

次に、都市整備課でございます。公園広場の維持管理といたしまして、上宮遺跡公園で委託をしております。また、植栽管理といたしましてJR法隆寺駅北口の植栽や駅前広場のプランターの管理委託、並びに草刈りや除草などとして、小吉田公園とかで発注をかけております。

次に、観光産業課でございます。観光会館の施設内及び敷地の清掃を委託を発注しております。

次に、教育委員会でございます。民俗資料展示室の建物管理の委託、そして健民グラウンドと天満グラウンドの清掃委託、野外活動センターまで草刈り委託の発注をしております。

次に、上下水道部では宿日直の業務委託と植栽の剪定ということで、発注をかけております。

以上、そういうことで各課におきましてシルバー人材センターへ業務委託を行っております。これにつきまして、今、申し上げましたものを一覧表にさせていただきまして後刻資料としてご提示をさせていただきたいと思っております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムの整備に係ります交付税措置のことでご質問をいただいております。

昨日、企画財政課長の方から13年度と14年度と比較した数値をお答えをさせていただいておりますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムにかかります交付税措置額が一定の計算式によりまして、算出ができましたので、平成13年度、平成14年度で交付税措置をされております額につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成13年度におきましては336万6,000円、平成14年度では485万3,000円の交付税措置がされているということになっております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 シルバーの件につきましては、補助金を出して斑鳩町としても高齢者の生きがい対策に力を入れていただくということについては非常に結構だと思っているんですけども、ただ、事業効果であるとか、斑鳩町自身もどれだけやっているか、そしてまた、ほかの仕事なんかもどのぐらい頑張っているのかというようなことは、全体としての把握はしといていただくべきであろうというふうに感じましたし、それぐらいのことはつかんでおられると思ったので、昨日は質問をさせていただいた経過があります。

今後はそういう観点をしっかり持っていただきたいと思います。

それと2点目の住基ネットのシステムの関係なんですけれども、今、数字をお聞きますと、13年度の決算報告書の方から見ますと、3分の1強ということで交付税措置が

されているというふうに聞いたわけなんですけれども、そののところもやはり国の方でこういうシステム、制度をつくってきて市町村がやらなければならないけれども、住民からいろんなことを言われている中で、でもやらざるを得ないということで、コスト的な意識も住民の方々も非常にお持ちであるということの認識も持っていただきまして、制度をやるのに国からはどれぐらいお金がきているのか、町がどのぐらいお金を出さなアカンのかというような意識というのもきちっと持っていただきたかったということで、ご質問をさせていただきましたので、そのことについては、こちらの方でそういう認識を持っていただきたいという要望としてそれで結構です。

○山本委員長 それでは、第7款 土木費について説明を求めたいと思います。

鍵田部長。

○鍵田都市建設部長 それでは、第7款 土木費についてご説明を申し上げます。主要施策の成果の122ページからでございます。

土木費全体といたしましては、予算現額19億2,353万6,861円に対しまして、決算額14億8,233万8,388円でございます。執行率が77%でございます。なお、道路橋梁費で2,500万円、都市計画費で1億310万円及び住宅費で2億4,154万7,000円を次年度に繰り越しいたしております。これを除きますと、執行率は96.2%でございます。

まず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございますが、決算額9,877万3,960円で執行率が99.1%でございます。主に人件費関係の支出でございます。

次に、123ページでございます。第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費でございますが、予算現額が5,904万7,000円でございます。それに対しまして、決算額が5,432万9,610円でございます。執行率92.0%でございます。

交通安全対策費でございますが、道路の維持補修といたしまして、特に舗装の路面が悪いところは路線的に補修を行いまして、また定期的に巡回を行い、道路側溝補修等に努める一方、路肩の草刈り等を行い、道路交通の安全確保に努めたところでございます。

また、未登記道路敷地の整理につきましては、10路線30筆の所有権移転を行いました。今後も引き続き、道路の適正管理に努めて整理に努力してまいりたいと思っております。

次のページでございますが、法定外公共物であります里道・国有水路の無償譲渡を受けるために、必要な事前調査を実施いたしました。

次に、125ページから127ページでございます。第2目 道路新設改良費でございますが、予算現額3億6,481万7,861円で、決算額が3億1,505万2,996円で、執行率が86.3%でございます。昨年度の予算の一部7,114万7,861円を繰り越しいたしました。執行内容につきましては、昨年度から新道路5カ年計画路線といたしまして、継続路線及び新規路線を合わせて13路線、及び主要幹線であります6メートル計画路線の計画整備もあわせて進めておりますために、一部路線の着手、測量調査に取り組んだところでございます。なお、事業用地確保のために関係者と交渉を重ねておりましたが、ご理解が得られなかったことから、次年度へ1,500万円の繰り越しをお願いいたしました。事業実施に伴う内訳といたしましては、用地買収面積1,995.89平米、改良工事延長1,031.7メートル、舗装工事4,297平米でございます。

次に、128ページをお願いいたします。第3目 橋梁費でございます。予算現額72万7,000円に対しまして、決算額37万2,151円で、執行率が51.1%でございます。町道438号線服部川に係る橋梁の欄干補修等を行ったものでございます。

続きまして、129ページでございます。第3項 河川費、第1目 河川総務費でございます。予算現額324万4,000円で決算額302万5,492円でございます。執行率93.2%でございます。地元において実施していただきました河川清掃に伴います土砂処理を行ったものが主なものでございます。

次に、第2目 河川改良費でございますが、予算現額410万6,000円に対しまして、決算額410万5,500円で執行率が99.9%でございます。内水排除として水路改修工事を行い、環境整備に努めたところでございますが、今後におきましても引き続き、内水排除のための水路整備を行っていきたいと考えております。

次に、130ページをお開き願います。

第3目 治水対策費でございますが、予算現額5,546万3,000円に対しまして、決算額5,534万3,784円で、執行率99.7%でございます。大和川への洪水負担を軽減するための流域貯溜浸透事業といたしまして、12年度から取りかかっております瓦塚池は3カ年の2年目として施工したところでございます。引き続き、14年度を最終年度といたしまして、整備を完了していきたいと考えております。

続きまして、131ページをお願いいたします。第4項 都市計画費でございます。第1目 都市計画総務費では予算現額3億9,162万8,000円に対しまして、決算額2億8,707万8,568円で執行率73.3%となっておりますが、法隆寺線整備事業で

1億310万円を次年度へ繰り越しさせていただいております。人件費を除いた主な執行といたしましては、都市計画道路、JR法隆寺駅周辺整備の推進、また町の都市計画に関する事務事業の遂行経費でございます。

まず、町内の幹線道路となります都市計画道路の整備に対する取り組みでございますが、国の直轄事業となっておりますいかるがパークウェイにつきましては、小吉田モデル区間におきまして、事業用地の買収に取り組んでいただき、予定面積の買収が完了されたところでございます。また、モデル区間については国土交通省及び地元小吉田地区との調整を進め、年度末には地盤改良等の準備工事が行われたところでございます。14年度より、いよいよ道路本体の本格的な基盤整備工事に着手されたところでございます。

また、事業推進の取り組みといたしまして、全自治会長を対象に国土交通省、県、町の主催によりまして「いかるがパークウェイ」に関する取り組みについての説明会を開催いたしました。事業の現状報告や啓発用のパンフレットの事前説明を行いますとともに、「いかるがパークウェイ事業」を進めるに当たっての住民代表者と行政による協議会の設立について、ご理解を賜ったところでございます。

その後、町内全戸に国土交通省作成の啓発用パンフレットが配布され、同時にはがきによるアンケートも実施されたところでございます。

また、自治会連合会役員さん等の構成メンバーといたしまして、いかるがパークウェイ推進協議会を設立し、2回の協議会を開催するなど、事業推進の取り組みを図ってまいります。

なお、他区間につきましても、買い取り要望への対応をいただき、数件の地権者との協議が進められてきたところでございます。

町といたしましても、他区間への延伸も含めて事業のなお一層の推進に向け、地元調整等に積極的に努め、早期に全線供用に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備についてでございます。平成10年度から事業に着手いたしました。国道25号から町道401号線まで、約550メートルの区間の整備を進めております。

本年度におきましては、引き続き事業用地の確保に努めまして、年度末において買収予定面積の70%の買収を終えております。なお、本年度につきましては、用地買収の進捗等の関係で工事は行えませんでした。新年度早々から用地のまとまった区間にお

きまして工事を実施しております。

さらに、町道401号線以南の服部地区土地区画整理事業においては、施行主体として農住組合の設立認可がされたことから、当該区画整理区域内を含めた法隆寺線約130メートルにつきましても歩調を合わせて種々協議を重ねてまいりましたところがございます。当該区画整理事業の連携を図りつつ事業の一層の推進に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、県事業として取り組んでいただいております法隆寺門前線整備事業についてでございます。1カ所の残物件がございます。起業者であります奈良県より県収用委員会へ採決申請及び明け渡し採決の申し立てがなされたことによりまして、本年度においては、現地調査を含む審理が継続されてきました。その結果、金銭補償により明け渡し期限を平成14年12月24日ということで収用委員会の裁決がございました。残物件所有者の動向を見ながら、事務手続が現在進められている状況でございます。

次に、JR法隆寺駅周辺地区整備でございます。当町の玄関口にふさわしい魅力ある交通拠点として駅前広場や駅へのアクセス道路、南側農地部分の土地区画整理事業、駅舎整備など駅周辺を一体的に整備を図ろうとするものでございます。法隆寺駅舎につきましてはバリアフリー化を含む駅舎の改築整備に対する住民ニーズが日増しに高まってきているという状況の中で、JRと駅舎の改築整備について種々協議を進めてきたところでございます。

新年度におきましては、駅周辺整備の基本構想策定調査を実施することについてご理解を賜ったところでございます。駅舎の整備手法の検討やその整備効果、事業費、事業期間等を総合的に比較検討する中で、将来の駅前広場計画と土地区画整理事業の計画と整合性を図りながら、駅周辺のアクセス道路の改善方法を含め整備の考え方を取りまとめることで現在調査を進めております。

次に、132ページをお願いします。第2目の公共下水道費でございます。特別会計への繰出金でございますので、内容につきましては特別会計の方で説明させていただきます。

次に、第3目の都市下水路費は予算現額590万円に対しまして、決算額589万9,950円で執行率はほぼ100%となっております。その主な内容ですが、都市下水路5路線において浚渫工事を行い、都市下水路の維持管理に努め、また浸水対策のための工事及び維持管理工事を実施いたしました。

次に、133ページですが、第4目 公園費でございます。予算現額1,139万5,000円に対しまして、決算額は992万2,465円で執行率は87.0%でございます。主に公園の維持管理として執行したものでございます。上宮遺跡公園や大和川第一緑地を初めとします公園・広場施設の維持・補修を行いますとともに、自治会で管理している公園についても器具の補修にかかる費用に対しまして、助成したものでございます。地域住民の憩いの場として安全で快適にご利用いただけるよう適切な維持管理に努めたいと考えております。

次に、第5目 都市計画審議会費でございます。予算現額96万2,000円に対しまして、決算額が78万2,732円で執行率が81.3%となっております。執行いたしましたのはすべて委員報酬でございます。本年度は奈良県の流域下水道及び斑鳩町公共下水道事業の進捗事業について報告いたしました。それにまた流域下水道の現地視察も実施していただきました。

次に、134ページをお開き願います。第6目 開発指導調整費でございます。予算現額53万5,000円につきまして決算額が51万8,020円で執行率が96.8%となっております。都市計画法等関係諸法令及び町開発指導要綱に基づきまして、より良好なまちづくりの推進に努めたところでございます。

また、近年ますます複雑多様化する開発、建築指導行政の動向について調査、研究及び対応等について連絡調整を密にするために組織されました連絡会活動等にも積極的に参加し、職員の研修等に努めてまいったところでございます。

また、新年度から屋外広告物事務のうち許可に関する事務及び簡易除却に関する事務が市町村へ委譲されることに伴いまして、当該事務の円滑な移行ができるように県と調整を図りながら規則、要領等の整備作業を進めてまいりました。

次に、135ページ、第7目 景観保全対策事業でございます。予算現額1億828万6,000円に対しまして、決算額1億523万8,628円で執行率が97.1%となっております。

まず、法隆寺周辺の歴史的町並みの保全を図るために取り組んでおります歴史的地区環境整備街路事業でございます。この道路は、西里地区において地元の方々の生活道路として、また法隆寺、藤ノ木古墳といった観光名所の間位置することから、歩行者と車が共存できる歴史的な趣のある道路として整備延長527メートルについて、本年度から5カ年計画で工事に着手いたしました。

本年度は起点となる消防第二分団詰所前から約155メートルの区間におきまして、脱色アスファルトによる舗装の改良及び自然石を用いました道路側溝などの工事を実施したところでございます。

また、当該路線の沿道において地域の方や観光客の憩いの場としてご利用いただけるよう、一部土堀等の復元をする中で当地区にふさわしい魅力ある公園整備をする予定でありますことから、前年度において土地開発公社で取得しておりました当該公園用地の買い戻しを行っております。

なお、新年度以降は残り区間につきまして景観阻害の要因でもあります電線類の地中化や道路舗装の改良、グレードアップ、また公有化いたしました土地の公園整備を順次進めてまいりたいと考えております。

次に、緑化推進事業の関係でございます。斑鳩らしい風景、景観の残る三塔周辺の5地区の方々にご協力をいただきまして、景観形成作物のコスモス栽培を推進いたしました。その栽培面積は約2万4,000平米となっております。

また、小学校への入学及び秋の産業フェスティバルの際、苗木の配布を行い、緑化推進の意識高揚に努めたところでございます。

続きまして、137ページをお開き願います。第5項 住宅費、第1目 住宅管理費でございます。予算現額は459万8,000円、決算額が438万5,325円で、執行率95.3%でございます。快適な住環境を確保するための維持費及び老朽化に伴う解体費用でございます。

次に、第2目 住宅整備費でございます。予算現額5億1,998万4,000円に対しまして、決算額2億5,091万3,207円で、執行率が48.2%であります。住宅の建てかえ整備の計画を進めるための準備といたしまして、旧施設の解体費3,822万9,450円、用地取得費2億69万1,000円、実施設計委託料等が1,199万2,757円で、事業に要した費用でございます。また、建設事業費の一部を国の補正によりまして、補正をお願いいたしました2億4,154万7,000円を次年度へ繰り越しさせていただいております。現在、平成15年完成に向けまして、建設工事を進めているところでございます。

以上で、第7款 土木費の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思っております。

西谷委員。

○西谷委員 全般的になるかと思うんですが、前もって資料をお願いしました入札執行状況のことなんですが、これを見させてもらいますと、予定価格事後公表には99.41%から予定価格を事前に公表されると、96.62、平成13年4月13日、13年度の分については93.76平成14年度の現在96.62、この平成13年度は、93.7なんですが、消防コミュニティセンターの部分もこの中に入っていると思うんですが、それを除いた落札率についてはわかりますか。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 ちょっと計算しますんで、時間をいただきます。

○山本委員長 西谷委員

○西谷委員 13年度の消防コミュニティセンターについては匿名の電話だったんですが、あれは談合ができなかったという話を聞いたという連絡があったんです。それで、価格は非常に今までの入札価格より非常に低かった。ということで、とりあえずそういう疑念のある除いた数字で平成13年の分を出してほしい。それとこの中で、前回この間の9月10日、奈良新聞の中で奈良市の条件付き一般競争入札の導入についてということで、入札についての入札制度の見直しの記事が載っておりました。この中で、奈良市の方では公共事業の年度別落札率は平成11年度で2,000万円以上のものが98.91%、年度途中で予定価格の公表に踏み切った12年度のすべての工事の平均が97.9、13年度も97.7%、入札制度改善が市財政健全化の中で重要項目に上がっているということで、これに対して市長はなるべく早い時期に、国の公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、一般競争入札制度を導入することを述べ、年内可能性を示していることから導入時期は11月頃とみられているということで載っておりました。

私も町内を歩く中では、談合してるんと違うかといううわさをよく耳にします。以前に私も決算委員会の中で言ったかと思うんですが、以前の予定価格の入札結果を見ますと、3回ぐらいやって入札するので結果的に落ちても、一番最初から1回、2回、3回する中で、一番安い業者はいつも一定なのです。ほかの2番目、3番目の業者を使ってもそういう中で、私は意見をいったことがある。その後予定価格を公表してされることになったんですが、この数字を見る限り、実際にその予定価格を入札の後に示しても、あるいは入札前に予定価格を事前に公表しても落札率については、ほとんど私は変わってないやないかと。抜本的な改革として、やっぱり一般競争入札をすべきじゃない

かなと、素朴に思うんですが、その辺について町の考え方を聞きたい。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 まず平成13年度分の数字でございます。現在の法隆寺消防センターを除いた分でいきますと、96.6%であります。

次に西谷委員に答えております入札の適正価格につきましては、町としても以前からそれに取り組んでおるところでございます。

そうした中で、事後公表、事前公表等々が出てきたわけでございます。国におきましても、平成12年公共工事の入札及び適正化に関する法律ができました。それに基づきまして、この法律は全般的に第一義的には入札の透明性を高めてくださいと。その中で年間の発注見通しも、現在公表しているところでもあります。また、一般競争入札の導入の促進について言われております。そうした中で、議会の方で助役からも答弁もさせていただきましてのように、町としても一定金額の請負につきましては、一般競争入札の導入をいたしております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、どのような方法が一番よいかということを目指していろいろ考えておるわけです。そうした中で、今委員さんからも言われますように、予定価格の事前公表につきましても2つの意見がございます。1つは今、西谷委員さんが言われたように、予定価格を事前公表することによって、以前より高値落札になるおそれがあるということも言われております。実施していない市町村にあっては。一方、実施している市町村にあっては予定価格と落札価格の乖離状況を町民に見やすくすることにより、談合防止につながるのではないかということも期待しております。

そうしたことから、競争入札、法案についてもいろいろここ数年いろいろ出ておりますけれども、その防止の観点になるということでご理解をいただきたいと思っております。そういうことで、今現在町では事前公表をやっております。結果として落札率につきましても2.5前後ですけれども、落ちておりますので、結果としてはわずかですが安くなっておることでもあります。今現在、こういう状況ですけれども、よりよい方法を目指していろいろ考えておることは事実でございますので、それはご理解いただきたいと思っております。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、課長の方から確かにこの数字を見る限り99.41から96.62に下が

ったということですが、逆に平成12年、13年、平成14年の途中まで、96.6で数字が推移すること自身が、私は異常やないかと、入札をする中でもっと数字として移動があってもいいし、私は下がるべきではないかなという感じがするんですね。消防コミセンについても、安い建物が、決して私は欠陥建物やと思えへんし、そもそも価格自身が高過ぎるやないかと。これは私はよその民間の業者の人と話したら、公共事業を一番儲かるという話を聞く中でちょっと高いやないかと。そしたらもっと逆に言うたら、斑鳩町で公共施設建設なんかで十億台の工事があるとしたら1割安くなったただけでも相当な税金がほかのものに使えるんじゃないかと。私はもっと徹底した算定をしていたみたいです。今現在やられているというのは入札については指名競争入札という考え方ですね。一般競争入札はされていませんね。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 はい。今やっているのは指名競争入札で、一般競争入札でやりましたのはこの前の町営住宅、そこが一般競争入札、あと水道課の方でもやっております。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 できるだけ一般競争入札いう形で、住民から見て入札が透明にやっぱり行われているか、そういう環境、そしてフェアでやっていただきたいと思います。

それと続きまして、これと関連するかと思うんですが、公共嘱託登記業務委託調書についてお尋ねをしたいと思います。まず公共嘱託登記業務社員別担当調書ここに書いておられる人が斑鳩町の公嘱の社員さんのすべてなのですか。まずそこからお聞きをします。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 ここでやっておられる方がこの区域で仕事をしておられる方です。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 私はたしか前にこの公嘱の関係で、議会の中でいろいろ調査する中ではもう少し人数が多かったように思うんですが。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 今、仕事をされた方がこれだけおられる。された方が。12年、13年で。社員さんはもっとおられます。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 斑鳩町で公共嘱託登記の社員として、斑鳩町内で仕事をされておられる方は、これ以外に何人おられるんですか。

○山本委員長 若干休憩します。

(午前 9時40分 休憩)

(午前 9時45分 再開)

○山本委員長 再開します。

池田課長。

○池田企画財政課長 管内で19名です。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 その19名の中で、公嘱協会の社員で斑鳩町に住んでおられる方で仕事を全く斑鳩町のされてない方というのは何人おられるんですか。

○山本委員長 休憩します。

(午前 9時46分 休憩)

(午前 9時47分 再開)

○山本委員長 再開します。

池田課長。

○池田企画財政課長 12年、13年を見る限りでは2人でございます。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 以前からこの公嘱協会については、委託の方法としておかしいと思っていた。前に議会で資料請求したときも全く議会の答弁に対して資料の提供もなかったし、非協力的な団体の中で、私としてはやっぱり訪問して歩いたときに公嘱協会ですら仕事をやらないのか、個人で結果としては皆個人で仕事をしておられるわけですから、個人で何で発注できるのか。以前には個人で発注してきた経過もある中ですよ。それで公嘱協会へされたら、この発注された金額の1割を公嘱協会へ回付して上納されるという形になっている。もともと今の金額よりも逆に言うたら1割安い費用でできるん違うかなという、素朴にそう思う。そういうことについて以前にも私はそういう話を一貫して言ってきた。そのことについて、公嘱へ委託することについて再度考え方を聞きたいと思います。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 この件につきましては、これまで西谷議員からご指摘いただいて、そして

町としても認識を、考え方について答弁をしまいいりました。今、質問者がおっしゃっております、なぜ公共嘱託登記土地家屋調査士協会に、いわゆる業務委託をしなければならないか、こういうことですが、これは、これまで申し述べてきましたように、やはり町が行う表示登記等につきましては、より専門的な知識が必要でございます。技術も要すると同時に、土地家屋調査士が1人ではできない、難しい表示等の登記もでございます。

そういうことから、やはり町といたしましては、その表示登記の手続が適正、かつ円滑に処理をしていただくということから、この土地家屋調査士法に定めております公共嘱託登記土地家屋調査士協会に業務を委託をしている、こういうことでございます。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 要は相当専門的な技術が要するというので、公嘱協会に委託をという話だと思っておりますが、少なくとも土地家屋調査士さんというのは国の試験を受けてそれでそういう能力があるということで土地家屋調査士さんになっておられるわけですから、あえて公嘱へ頼まんならん、そういう理由にはならへんの違うかと。以前にも個人的に、個人個人に、そしたら今まで登記された分について、個人でやってやったからえらい間違っていて問題があったということには私はなかったと思っております。そういうことの中で、なぜこんなことをややこしい事務的に言うても、直接この中のだれかにお願いしますということで、職員が頼んだらええのに、一たん世話役さんに言うて、そこからこの方全員にファックスで流されて、こんな仕事がありますねん、どうですか、請けてくれはりますかというようなことで、この総意をもって、そして担当者が2人、3人仮に希望があったら、そこで話し合いをしてもらうて、1人に絞って、そして町へ来てもらって仕事をお願いする。支払いは言うたら、結局は県の公嘱の方へ支払いをされるんですね。それで、今度はそこから担当された方にお金が戻ってくるという解釈をしているんですが、金の流れについては、私が今言ったとおりでいいんですか。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 先ほどの指摘でございますが、当然、土地家屋調査士は専門的知識、技能を有しなければ、その資格は取れないかと思っております。しかし、町等の行う嘱託登記についてはいろいろ難しさがある。これはやっぱり法律によって土地家屋調査士を17条に定めておるということでございます。そういうことでその組織的な協会に業務委託をするのが町としては一番よい方法であるという認識でございます。

金の流れにつきましては、課長の方から答弁を申し上げます。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 町といたしましては、奈良県公共嘱託登記の方に依頼しておりますので、そちらの方へお支払いをいたしております。そちらの方から社員の方に報酬を支払われているということでもあります。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 当然県の公嘱へ支払われていますから、その支払いした受領書というのは県の公嘱の業務委託ということではないんですか。

○池田企画財政課長 はい。

○西谷委員 それでは次に移りたいと思うんですが、この公嘱について、結局その住民から言われるのは、平成12年、13年度のこの数字を見て、結局ここにおられますが、小野議長が議長になられた途端に635万3,550円、400万円近くの業務の金額があるわけです。それに対して、まだ斑鳩町に住んでいて、片方斑鳩町の公嘱の社員さんでありながら、全然仕事をされない方もおられる。こういう非常に住民から見て不透明ではないかと。そういうことについて、私は質問しているのです。先ほどの入札の件につきましても、私は一貫して考え方も同じなんですが、住民から見て行政が透明に行政を事務執行しているということが、やっぱり思われる、そういうことを私は行政としてはすべきやと思いますし、逆に公嘱にすることによって、いかにも何かそこに不都合なことがあるん違うかなと、私は住民の疑念を抱かせるものではないかなと思うんです。普通の住民の反応からして、そこに社員である議員さんがいてる。議長にならばって、それで635万、233万、何でやろ、普通の住民やったら皆思わはると思う。

そういうことが結果として、私は住民が行政に不信を抱くことになるんじゃないかと。そのためには行政としては、できるだけ住民のそういう疑念を抱かせないような事務執行のあり方というのは、私は努力すべきやないのかなと思うんですね。その点についてお尋ねします。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 先ほど来、ご説明申し上げますように、これはあくまでも奈良県公嘱協会の方へ発注しておる。そうした中で、公嘱協会の方からだれを担当させるかということで、町の方で施策を把握して、それに基づいて執行していただく。その結果に基づいた、この12、13年度の表になっているわけございまして、我々としては

何や関与しないということをごさいますて、それは結果として言えることであって、そうしたものはないということをご理解いただきたいと申します。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、総務部長、関与すべきものではないと。私は大いに行政として関与してほしい。関与して発注する場として住民の疑惑を招くから、ほかの人でできたら斑鳩町の中においては、ほかの人をお願いしたい。だから、三郷や平群やほかの町のことをされるについては、僕は何ら問題はないと思うんですよ。ただし斑鳩町の中では、やっぱり住民から見て、そういう疑念を抱かせるということから、私が言っているわけをごさいますて、その件については行政として、逆に言うたら仕事を発注する側の方は、優位に立っているわけですから、その発注するときに条件をつけたらいいのと違いますか。どうしても今助役が言われるように、表示登記が難しく、技術的にも専門的にやらなということでしたら、今度はそういう論法でいかはるんやったら、公嘱へ発注するときに斑鳩町内の仕事だけは外してください。どうしても生活権がありますから、仕事をしないということではなしに、だから三郷や平群や安堵やという、そういう部分についてもこの管内の仕事はしてもらってええん違うかと。この点についてはどうですか。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 今おっしゃっていますように、先ほどもお答えをしておりますが、土地家屋調査士は先ほども西谷委員から指摘ありましたように専門的知識、技能を有するものや、すべてそういう優秀な人ということですから、どうにかしろと言われて町がしめ出すということは非常に難しいだろう、こういうふうに思っています。

また、先ほども部長が申しあげましたように、町としては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に業務を委託しております。その中で社員配分されるということをごさいますので、そのいわゆる略して公嘱協会が適正な適当な調査士を選任される。こういう解釈をしておるわけです。

また、西谷委員も以前は町役場にいられたと思うんですが、測量調査等する場合には事前にその場所の資料が必要だと。その資料を持っておられる調査士が、そこに業務を審査して、そしてそこで仕事をするということは非常に金額的にも安くいけるし、また、日数的にも早く処理できるということもごさいます。そういうことも含めて協会はそういう割り当てをされておると判断しております。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 その件についても私は納得して、だけどそういう話を聞いて、私は少なくともこれまで斑鳩町が公嘱協会にやっていて、例えばある土地を登記しましたと。当然周辺の測量調査もその土地でされていますし、境界明示されていると。それで要は町が公費で発注した単に登記をしてもらったというだけではなくて、その登記に至る図面というのを、これは少なくとも斑鳩町のものでしょうか。そういう図面を少なくとも斑鳩町自身が斑鳩町の図面として持つ、あるいはだれかに頼むときに、その図面を持っておられる方に斑鳩町の公費で作成した図面ですから、それを担当の土地家屋調査士さんに見てもらったら、当然できる話じゃないですか。

だから、今確かに助役が言われるように、1つの土地をされて、その周辺の仕事があったときに、前にやられた方にしてもらったら、仕事も早い。確かにそのとおりやと思う。ただし、これはこういう理論から言ったら、とにかくぎょうさん今までに長いこと斑鳩町でそういう仕事をされた方がすごく有利で、新しく来た人にとっては非常に不利なそういう条件、今の助役の論理をそのまま使うたらずよ。そやのうて、もともとその人がそれだけの資料を持つようになったのは何やというたら、町の皆の税金で発注した分で、その仕事をされたわけですから、それで得られた資料というのは、これは町の財産やと。

そしたら、そういう考え方に立ったら、別に斑鳩町に以前、その近くでされたという方もいるでしょうけども、別に私はほかの人に出してもできるんじゃないかなと思うし、私は決してそのことですべてのことを言うているんやのうて、たまたま斑鳩町の議員してて公嘱の社員さんがいてはるから、それは斑鳩町の住民からとったら非常に疑念を抱かせるおそれがあるから、公嘱協会に発注する側ですから、発注する立場でそういう人は除いてほかの人にしてくださいということで、発注のときにそういうことができへんのかというのを聞いているんです。だから逆に、余り町の方が、そんなんはできへんと言われるんやったら、そしたら何かそこにあるんですかと私は逆に聞きたいわけですよ。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 町の委託契約は成果品をいただくということでございます。事前に調査士が来て、その成果品をつくるための資料として、それはいただかないということでございます。そういう判断を考えれば、事前にその調査員について町の職員という意味ではという解釈です。そういうことで、やはり今も言われるように、1人の方が非常に多くをされている。当然今もご指摘のように、そういう形が、残ってるということは、調査表

にも出ていますとおりでございます。やはり年度年度においては違ってくるということで
す。町として土地家屋調査士に対するいろんな意見を聞く中で決めていくのは難しい。

○西谷委員 どうもその辺が納得できないんです。発注する側でしょう。要は発注する
側が何で相手方にそんな配慮というか、気を使わなければならへんか。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 何も気を使うてません。当然、町としては公共嘱託登記土地家屋調査士に
対して、きちっと業務をやっていただくということでございます。特別扱いはしたこと
もないし、これからしようとも思いません。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 特別扱いはしないが、結果としてはそういう形になっているんじゃないか
と思います。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 結果として、そんなこと言われても、現実はその形で業務委託をして
いるということ以外ないと、そう思っています。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 これ以上言うても、平行線になろうと思うんですが、ただ住民から見て非
常に、たまたまこういう社員別の担当調書を出してもらって、異常な発注額の推移につ
いては私は疑問と思います。それに助役はそうでいなとおっしゃいます。私はこの12
年の結果を見たら、何で斑鳩町の部分だけ除いて発注、そういう注文をつけられんのか
なと思います。この件については、これからも推移は見守ります。

○小野議長 先ほど西谷委員の質問の中で私は議長した年で、議長をしたから、いかに
も400万円ですか、ふえたような発言がありました。当然今までの議論の中でもいち
やもんをつけられている配分とか、それらについては公嘱協会、個人の問題ですから、
多分これは答えられないと思うんですけど、当事者である私が何でその年に400万円
ふえたということのいきさつを述べさせてもろうて、私としては議長をしたからふえた
んではないかというような発言は取り消してもらいたい。全く違うことです。行政の方、
答弁しても当然公嘱協会がだれにやってもらうか、それについては、ここでは関与でき
ないんです。それをいかに議長をしたからふえたというような思いでされているのな
ら、私はきちっと議事録に載せていきたい。

○山本委員長 関与できないと言っておられる。

○小野議長 だから、理由を言っときますと言っている。僕はそしたらその発言に対して議長の身で言うのはおかしいけれどはっきり言いますよ。名誉棄損やと。委員会の中で公式の場所で。

○山本委員長 町が関与できないと言っているので・・・。

○西谷委員 町の姿勢に対して私は質問しているわけやから、別に議長からそういう言葉を。

○小野議長 だからその発言の内容についてね、議長をしたからふえたと思われるとか、そんな意見、なぜ行政に対して言うのか、それを言うんです。

○山本委員長 休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○山本委員長 それでは再開します。

ほかの委員さんで土木費にかかわって質疑はありますか。

はい、中川委員。

○中川委員 先ほどの一般競争入札と指名競争入札のお話がありましたけど、一般競争入札にかかわって、その業者の地区、入札に参加できる業者の地区を限定できることはできるんですか。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 一般論でお答えさせていただきますと、ちょうど斑鳩町の区域であっては範囲が小さくなってきますので一般競争入札について例えば県で郡山土木管内で一般競争入札、そしたら範囲は指定されます。それは可能です。仮に万が一、例えば今、先日一般競争入札ありましたけれど、町内である一定規模以下の工事をする場合も、業者数は限られておりますので、これは当然なじまないと思います。ですから、ある一定規模以上の工事については一般競争入札されるわけです。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 やはり先ほど他の委員さんもおっしゃっているように、斑鳩町の方々の税金を使って、斑鳩町の公共工事ができるんでありますので、やはり斑鳩町の業者さんにしてもらいたいと、地元業者の育成ということからも、指名であつたら談合ができる、一般やつたらできないということはないと思うんです、私自身はですよ。だからやっぱり地元の業者さんに参加してもらおうようにしていただきたいと思います。

○山本委員長 町長。

○小城町長 今、中川委員がおっしゃるように、地元業者等を育成することは当然やぶさかではない。やっぱり地元業者を育成する中で、それに甘えることなく、そういうことを考えていく中で、今町民の方が何を思っているかということ、そういう公明盛大なことをしていきたいということについては、今、県の経審点をもって仮に一般競争入札をこの工事だったら600点以上するとか、あるいはそういうことを決めていくということは、これから国土交通省はそういうふうにしていくことが一番ベターであろうと。やっぱりランクが違ってくる中で、前の年度が景気が悪かったから、経審点が下がってくるか、あるいは上がるか、ただ平等にいけば、それは間違いないですけども、その辺のことも十二分に考えて、業者育成というのは当然我々はしていかなければいけませんけれども、やっぱりときと場合にはよっては、そういう一般競争入札を施していく中で、そういうことで、仮にその業者が取られたら、地元業者を育成するということで、傘下に入ってもらおうとかそういうことも考えていかなかったら、なかなか伸びていかないなど。それは地元業者を育成することは、我々としては大いに歓迎なんですけれども、その中で今、西谷委員も中川委員もおっしゃっていますように、地元、斑鳩町の方々が公平に保たれるかということをお我々としては一番尺度としてしていきたい、こういうことで、やはり助役を始めとした入札審査会においても、それが一番職員等ともども議論になる一番大切なことだと私は思っています。

○山本委員長 ほかに。里川委員。

○里川委員 成果報告書の124ページにあります法定外公共物譲与申請事務のところでは、13年度は事前調査を実施したということで金額を上げていただいているわけなんですけれども、これは12年から17年までの間に、これをきちっと完了するというような計画になっていると思うんですね。17年の3月までやったん違うかなと思うんです。ということは、16年度ということになっていきますので、ここでの事前調査をされた形で計画をきちっと進めることができるのかどうか、ちょっと心配があるので、そこをお聞きしておきたいなと思っています。

それともう1点、申しわけありません。135ページの方に緑化の推進ということで上げていただいています。そしてまた、その次のページには緑の基本計画策定などということも出されている中で、斑鳩町は緑化推進ということには力を入れていただいているということはおよくわかっているんですけども、その反面、住民の方から斑鳩町はい

ろんなものを植えるのはいいねんけども、花が枯れて落ちたら、もうそれがいっぱいになってかえって汚くなっているんじゃないとか、草がたくさん生えていて、草もちよっと暑い時期だとすごく伸びて大変やと。一般の人が見るに見兼ねて一般の方が抜いてくれてはるときもあるという、そういうちょっと維持管理というのが十分に仕切れないような状態も見受けられるのではないかと、住民の方のそういう声を聞く中ではね。そういうことも含めまして、今後のこの緑化推進に関しまして、いろんなことを計画していただく中で、13年度の決算を終えた時点での、13年度の反省なり、それと今後の方針なりということをお聞きしておきたいと思うんですが。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 ただいま質問を受けてます法定外公共物の関係なんですけれども、これにつきましては委員が今申し出されましたように、平成12年の4月1日に地方分権一括法ということが施行されました。その中で国水なり里道の機能を有しているものについては市町村に譲与すると、その手続が平成17年の3月31日完了を目指している状況でございます。

現在の状況につきましては、平成13年度につきましては、事前調査ということでした。この内容につきましては、まず法務局の方に公図がございます。これが430枚ございまして、これらの公図の資料の取得収集、これをいたしました。それに基づきまして、この公図の資料ということで収集しましたデータを、町が保管しております町内管内の地番図がございます。そこに一定の路線を記入してしましたものでございます。

今後につきましては、その資料をもとに、データ化として管理上の問題もございまして、またその譲与を受けたもの、維持管理等もございまして、そういったことをするためにデータ化ということでソフトに入力をしながら保存をしていくための事務を、今後進めています。

それについては、現在、先月の29日の日に今後の関係について入札を行いました。この入札を行ったのは、今後以降、用途廃止の譲与に向けての一括の手続に関する資料収集から、その事務手続に係る関係書類でございます。これを平成16年の3月までにやっていきたいということで、現在進めております。ですから、入札しました関係につきましては14年度事業と15年度分の事業ということで、入札しております。その関係で、先ほど言いましたように、この事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 今、緑化推進の関係で公園等の維持管理の面でご指摘をいただいているわけですが、今、公園の管理の実態といたしましては、先ほど朝一に中井部長の方から報告をさせていただきましたように、シルバー人材センターにお願いいたしまして、毎月維持管理清掃等を行っていただいています。そうした中で一部部分的に枯れたりする部分があるわけですが、その場合には町に連絡をいただいて、木が枯れたら町の方で切らせてもらったりしているわけですが、住民の方もそういう身近な部分でお気づきの点があれば、自分たちのできない部分は連絡していただいて、何とかいつもきれいにできるように住民の方も協力願いたいなど。町としても通常の維持管理の徹底ということで今取り組んでおりますので、ご理解願いたい、このように思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 とりあえず先の方のことなんですけれども、今課長から法定外公共物についての説明を受けたんですが、そうしましたら13年度ではこういった事前調査をして、今後の方針を立てたと。そして14年、15年についての用途廃止の手続を一括して入札するという形。16年までに完成させるということだったんですが、15年中には、どの程度何割ぐらいのところを終わらそうというようなことになっているのかということはお考えになっているのか、聞いておきたいと思います。

○山本委員長 堤課長。

○堤建設課長 この調査につきましては、斑鳩町全域ということがございます。この中で、現在その資料収集した中のものにつきまして、その中で国なり、また県、それと町が所有する部分についての分がありますので、そういったことから、関係機関と協議をするし、そういうような関係機関と協議しながら、また町が持っております施設等についても関係課と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

ですから、まずその位置の確認を今後14年度にはしていきながら、そしてその路線の確認をしたいというふうに考えています。主に14年度につきましては最終的に、そういった関係機関と調整を行った後に、町がその中で譲与を受ける部分の確定をしていきたい。大まかになりますと、そういう形になります。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 これは13年度の予算のときに国や県の指導も仰ぎながらというようなご

説明があったんです。ですから今の課長のご答弁をお聞きしてまして、確かに関係機関との協議があるんだろうと思います。そして国や県の考え方もあるんだろうと思うんですけれども、ただ、斑鳩町だけがやるのではなくて、皆やりますから、だからこの関係機関との協議などももたもたしておいたら本当によそも皆せんならあかんから、斑鳩町がどんどんおくれをとっていくような心配がないのかどうかというようなこともありまして、そこら辺、気をつけてやっていっていただきたいなと思います。

それと緑化推進、今、課長の方からご答弁をいただいたんですけれども、公園などというふうに課長はおっしゃったんですけれども、私はどちらかというとプランターなんかで花を植えてはって、そこらいうたらおかしいんですけど、町有地の範囲に置いてはるとか、いろんなことをされている、そういうことも含めまして、だから公共的なところに置いてある、公園だったら自治会とか気にしはって、そういうこともあるかもわかりませんが、公共的な場所、位置に置いてあるところ、公共的な場所の植え込みであるとか、そういうところについてもやっぱり今後、そういう計画を立てる中で、行政として矛盾を引き起こさないようにしていただきたいということを言いたかっただけなんです。今後気をつけていただきたいなと思います。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 ページでいうなら126ページになるのかなと思いますけれども、経緯から聞きたいのですが、町が計画道路とか、あるいは5カ年計画がいろいろ言っているんですけれども、これを設定している定義については、どういうふうに認識をしておいでになるのか、先に聞かせてください。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 町が立てた計画道路とか、道路整備5カ年計画といたしましては、町民の生活道路として必要とされる道路を整備し、また住民との要望等ある道路を選定して5カ年計画で道路整備を進めていくということを考えておるわけでありまして。現状の中で、補償等によって整備をしておる道路もございます。そういうことで住民の生活道路として必要、また住民のそういう要望等のある道路をもって整備していくということの認識でございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 今、助役から言われたけど、その1つであると思うのです。斑鳩町の将来的な住みよいまちづくりを進める。そういう視点に立っての道路整備を計画的に進めて

いこう。しかもその計画で進めるということは限られた財源でありますから、財源見通しなどを立てながら節度ある計画で工事を進めるという考え方が基本でなければならぬと思うんです。だから私はやっぱり財源を無視していくわけにはいかんわけです。これを確実に財源見通しを立てながら、5カ年でこれだけのことはやれるという関係で計画は立てていくということにもなっているんだらうと思うんです。

ところが、そういうことでいろいろ努力されているんだらうとは思いますが、都市計画道路、6メートル道路であったとかいう関係について、一体どうなっているんやろうか。5カ年計画とか3カ年計画とかずっと言うてきまして、一遍もその計画が外れたことがない路線などは、全く手つかずの状態です。こういう関係について私はやっぱり今の斑鳩町が都市計画道路については、斑鳩町として優先すべき問題もあるしというようなことで、そういうことも無理からんということであるから、余り言いませんでした。

ところが、全く5カ年計画には必ず入れられているという状況でありながら、最後にして、全く手つかずの状態です。こういうことについて黙っていたら全然してくれへんのやろか。計画だけ入れているよということで、書面の中で5カ年計画に組み入れておいたら、それで満足しているということについて、僕は限度があると思うんです、辛抱するにも。だから少なくとも、しかも今日、いわゆる地価変動、非常に下落してきているということでもありますし、5カ年計画の工程日程を後追いになっているから道路整備が困難になっているところがありますけど、先に打って継続して、しかもその地域の山間地域にあつては、今だったら随分下落しているから、用地取得の関係についてもそう難しい状態ではないだらう、そういうふうだと思うんですよ。

特に私は手前みそで申しわけないんですけども、今回どうしても言いたいと思う。北庄西里線の関係なんかについても一体どうなっているんやろう。斑鳩町の一番北の端やさかいにほっとけということになっているんでしょうか。都市計画策定を見ますと、それぞれ負担すべきものは負担して、一番最後になっているということは、地域的条件下で仕方がないなと思っているけれども、そのことをいいことにすべての関係がそういうことになってしまうじゃないですか。極めて不満なんです。もっと公平に、あちらこちらをやってくれたらええんやないかなというふうに思うんですよ。

ですから手つかずになって、そのことについて一言も釈明さえも行われぬ。黙っていればそのままということになっている。だから、このような計画というのは本当にあ

るんだらうか。しかも決算の段階で、一言もそれもない。予算の段階のときにはいろいろ言われたけれども、計画の中で組み入れてもらってと長い間言うてる。結局その場限り、そして後に責任を持ってくれない。そして計画の道路という関係の定義、位置づけなどについては極めてあいまいだというような関係になっているのではないかなというように思うんですよ。

かつて、ここらの関係について、一番問題にしてたのは松谷池でした。松谷池の関係がいわゆる水利の関係で、これは町にはなっていますが、水利組合が日常的に管理している。ところが池がだんだん崩れてきて、浸食されてきているというようなことで、境界を決めることが非常に難しくなっていることは事実なんです。しかし、ここ2、3年で松谷池の関係を整備してくれましたね。全部。護岸工事もし、しかも北側の関係も。それで一つは池の関係については説明ついたわけなんです。そうすると、それから先の関係についてどのぐらいの協議があるんでしょうか。

僕はあの山間地などについて、用地取得とか調査に入ったとか、そういったことも一切途切れたまま。そしてあとに全然開発されていないからといって、ある日突然のような関係で、墓地公園の候補地の1つに入っている。そういうような関係なんですよ。もう少し僕は計画を立てたんなら計画が具体的にどう実行されている、できないならできないで、なぜできなかったのかというようなことについては、地元にもやっぱり還元してほしいと思う。全然そういうことはないわけですね。僕はそういう面からいって、ここにも書かれていますけれども、本当にいかにもやっているように見えるけど、全然そういう計画どおりに進んでいない。一体これは町は地元で説得をして、それでもなおかつ全然話にならなんだということなんかどうか、僕の記憶で多少は入ってもらったことは一遍もないと思う。協議してくれたことはないと思うんです。最近。どうなんですか、これは。極めて不満なんです、私は。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 この今ご指摘をされております北庄・西里線については6メートル計画道路としてセンターとこまでは入っておるわけです。以前には竜田川との接点のところでいろいろその計画について高塚町と話し合ったことは記憶にございます。ご指摘のように、最近何ら北庄地区に対しても、その計画を述べ、そして計画について論じるとか、また話し合いをするとかいうことはまことに申しわけございませんでしたけれども、そういう状態でございます。

なぜできなかったかということについては、非常に難しい形の中での判断で、我々としてはできなかったということを考えておるわけでございますけれども、やはり一応地元に対しても計画性についての努力が足りない。また道路整備等の問題について努力していかなければならないなというふうに思っております。ご指摘をいただいて、こんなことを言うのは非常に僭越ではございますけれども、やはり位置を決められた道路については早急にしなければならない。難しい問題は多くあります。他の道路についても協力を全然してくれない。あくまでも何回もお願いしにいけば、門前払いということもございます。そういうことで5カ年計画でご指摘のように、手づかずになっているということでございます。それを5カ年計画から外すということに対しては、協力をするという方に対して、やはりご不満が出てくるということでございます。そういうことで非常に難しい問題がございます。それも含めて5カ年計画は手づかずの道路も計画で残しているということです。ご指摘の点につきましては、担当課とも協議いたしまして、担当課に意欲を出してもらおうということを進めてまいりたい。結果はどうかであれ、そういう形の話をするべきである。このように思います。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 今の回答をいただいているんですが、難しいことはあったんやと何が難しいことがあったんですか。今までやってもらった工事だから、次はいわゆる竜田川から松谷池につなぐ関係が優先されている。その間、家は一軒もないわけです。開発されていったらどうにもならんようになってくるわけですよね。いわゆる山林である。土地は下落をしてきている、今が一番いいチャンスではないんでしょうか。先ほど言われましたように、高塚なんか入ったという。あそこの関係になってきますと難しくなってきたり前。それは住宅が並んできた後の関係でいろいろ言おうとしているから。ところがあの関係の開通、いわゆる北庄と高塚との関係で1つの問題点があるわけで、そのとおり今、よしんば助役は当時の担当としていろいろ努力していただいたことは私は承知している。ところがまたあそこの寺山の関係になると、ぶち抜いたらいつどういう関係でぶち抜いたという関係もいろいろあるんですけど。強引に今やっているの、一応道路としてはつなげたことは事実なんです。そうしなければ仕方なかったですよ、あれは。と思うんです。

ところが、今言われている関係で、延長している面については、あそこまで投資をしてやっておきながら、あとは全然しりきれかんのんになってしまっている。あれは説得

しなければ、あの投資は何のためにしたんやとなるわけですよ。あわせて私は優先順位の面から言うて、多少は後になっても仕方がないなと認めるんですよ。ところが、そのままで打ち切ってしまうてはいかんと思うんですよ。それを持続してその持っている用地の1つだけでもできるかできないか。どこまで延ばしていくことができるのか、一遍にできないと思いますから。そうすると松谷池なら松谷池の小路の関係であの藪のどこから入る。そこまでは拡張ができるのかできないのか。これも一時、地主など地権者と折衝されたということを知ったことはある。ところが地権者の責任者が病院へ入院中であるとか、その後死亡されたという関係でちょっと話がとんざしたというのは聞いているんですよ。いろんな事情はあるんでしょう。ところが主となる関係について、これは私ははっきり言うてから地元はどういうあれか知らんけども、このごろ世代が交代になってきて、藪も北庄の筍と言って自慢するほど手入れもできなければ、井戸の方もできなくなってきているというような状態なんですよ。後継者がいなくなっていることは事実です。

そういうふうな関係なども面もあわせたときに、将来の斑鳩町の住みよいまちづくりの関係を整理をするということを考えて計画にはなっているわけです。なぜ着手しようとしれないのか。斑鳩町を見てごらんささいよ、そういう関係で従来の形態で全然そういうふうな風体が変わらないというのはあの地域だけです。あの3丁目地内だけなんです。ほかのところはこの裏の関係にしたって、中学校などずっと、三井までの関係で、北山の関係でどこ開けるところがあります。ほとんどないぐらいです。限界になるほど開拓し、措置をされているわけです。

だから、そういうことについてもう少し斑鳩町の隅っこに位置しているかどうか知りませんとけど、せつかくそういうことについて何年か前に計画したことに希望を持った住民がいること間違いありませんから。今度下水道の関係についても最後になるかなと思って、それも仕方がないなという気がするんです。そういうことについては積極的に取り組むという関係にしてこそ初めて信頼される町行政と。町の隅々まで行き渡ったということも言ってもらえるでしょう、それは。そういうことについて、ただ議会とか委員会のときに私どもが言ったということで、ものを言ってもそのときだけはそれらしい姿勢を見せてくれます。後はたちぎれになってしまうというような関係については、十分に反省をして対応してほしい。言葉はきつく申し上げましたけれども、皆さんのご苦勞はわかります。ご苦勞はわかりますけども、積極的に皆さんの取り組んでいこうとす

る意思を示してくれているなら、我々も十分積極的にそのことについて協力を求めることができるわけなんです。ところが地元で協力を求めていきながらも、行政の方で態度があいまいでいったらどうにも進みようがないわけです。というようなことがあるんですから、こういう一連の関係、計画だ、計画だということだけで、乗せていけば満足するという時代ではないわけですから、十分その辺についてはご配慮いただきたいと思えます。

○山本委員長 ほかには質疑はございますか。西谷委員。

○西谷委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、今、いかるがパークウェイモデル地区が進められているわけです。具体的にあれができた段階で、周辺の沿道の土地利用というのは用途としてどういうものがあるのか。調整の同意も必要やないかなと思うんですが。道路ができてその沿道については、ある程度いろんな沿道サービス事業とか、いろんな取り組みが緩和されて建物が建つとは思いますが、今のモデル地区の400メートルという形の場合においてもそういうのが適用されて、そういう土地利用ができるのかどうか。ある程度確認しておきたい。

○山本委員長 藤本課長。

○藤本都市整備課長 400メートル区間の沿道に属する地権者の方と土地利用等について説明会等でどうしていくか、その辺について協議をしましょうと、こういうことで今の状況になっています。そうした中で、沿道サービスの部分については可能ということにはなっていません。今後、地元とどういう土地利用をしていこうかということについて協議をして住居形をどうしていくか、そこらを協議していくということで、地元の方とは調整をやっているところで、まだきちっとまとまっているということにはなってありません。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 とにかく住民も非常に関心のあることだし、道路ができたときに周辺がどうなるのかという、あるいは今まで反対している住民にとっても、それが1つの反対理由としてあげたいので、モデル地区でせつかく400メートル区間をされるわけですから、それについてはできるだけ今、課長が今、地域の人に相談しているという形のものでそれが将来にも担保できるような形で初めてのことで、この機会に道路ができて斑鳩町の景観にふさわしいような土地利用ができるという1つの見本をあそこでやっていただきたいなと要望しておきます。

○山本委員長 よろしゅうございますか。

それでは、質疑がないということでございますので、土木費については審査を終了したいと思います。

11時5分まで休憩させていただきます。

(10時45分 休憩)

(11時05分 再開)

○山本委員長 それでは再開いたします。

続きまして、第8款 消防費についてご説明を求めます。

総務部長。

○植村総務部長 それでは、第8款 消防費につきましてご説明を申し上げます。138ページから143ページでございます。

第8款の消防費、第1項 消防費では予算現額3億7,259万7,000円に対しまして、決算額は3億6,891万2,384円で、執行率は99%となっております。

それでは、主要な施策の138ページ、順に説明してまいりたいと思います。

まず、第1目の常備消防費でございますが、予算現額2億7,233万9,000円に対しまして、全額執行いたしております。消防業務を広域的に実施いたしております西和消防組合に負担金を支出し、消防力の充実に努めたところでございます。

次に、第2目の非常備消防費でございます。予算現額2,630万5,000円に対しまして、決算額2,487万2,194円、執行率は94.5%でございます。

自主防災体制のさらなる充実に向けまして、非常備消防組織の充実と活動支援に努めたところでございます。消防団員数は前年度末で94名となっております。また、消防技術向上のため、各種防災訓練及び研修等に参加し、団員の士気高揚と非常時における緊急体制の強化に努めたところでございます。

また、平素は定期的に消防自動車や消防器具など機械点検整備や町内にある防火水槽の点検等を行っており、その他の活動といたしましては火災予防週間には予防啓発を行うとともに、年末には年末警戒、年初めには出初式、文化財防火デーの防火訓練などに出勤いたしております。

また、自衛消防団18団体に対しまして、その組織運営の充実を図るため補助金を交付し、自衛消防団の育成に努めたところでございます。

次に、140ページでございます。第3目 消防施設費では予算現額1,001万8,0

00円に対しまして、決算額は911万1,937円、90.9%の執行率となっております。

消防施設の整備といたしまして、耐震性防火水槽60トン級1基を新設した「斑鳩町法隆寺消防センター」に併設したほか、開発指導に基づきまして、40トン級の防火水槽1基と、消火栓1栓を増設もいたしております。その結果、消防水利指定ため池は15カ所、消火栓が560栓、防火水槽は100基となったところでございます。また、新たに建築いたしました斑鳩町法隆寺消防センターの敷地にかかります借地料のほか、既存の消防設備の維持管理に要します経費の執行を行うなど、消防設備のより一層の充実を図り、災害時に備えたところでございます。

また、消防施設整備の支援といたしまして、自治会等における初期消火体制の強化を図るため、消防器具等の設置に際しまして補助金を交付するなど、地域における消防体制の充実にも努めたところであります。

次に、141ページでございます。第4目 水防費では予算現額16万5,000円に対しまして、決算額5万円、執行率は30.3%となっております。

洪水時期等におけます貯水機能の確保を図るため、斑鳩町ため池にて水利調整を図っていただいております。その管理者でありますいかるがため池土地改良区に対しまして、報償金を支払ったところでございます。

それと142ページですけれども、第4目の水防費の説明の内容のところ、水害の発生・のこれは防止でございますので、申しわけございません。水害の防止に努めたでございます。ご訂正をお願い申し上げます。

引き続きまして、第5目でございます。災害対策費では予算現額333万3,000円に対しまして、決算額は302万1,636円、90.6%の執行率となっております。総合的な防災・消防体制の充実といたしまして、まず災害対策施設の整備では、緊急時の情報伝達体制の整備として、ふれあい交流センターからの音声遠隔装置を設置いたしましたほか、携帯用の防災行政無線を増備し、緊急時等に現場におきます連絡体制の強化及び情報収集活動等の充実を図ったところでございます。

また、危機管理体制の充実につきましては、災害物資の備蓄といたしまして、缶入り乾パン2,400食を購入したほか、自主防災体制の充実といたしまして、平成13年1月11日に大和川の河川敷にて行われました生駒郡総合防災訓練への参加を全町民に呼びかけ、防災意識の高揚を図ったところでございます。

さらに、災害応急対策につきましては、8月21日の台風11号の接近による警戒活動を行ったほか、自主避難者への対応に要しました経費の執行になっております。

次に、143ページに移らせていただきます。第6目の消防第2分団詰所建設事業費でございます。予算現額6,043万7,000円に対しまして、決算額は5,951万7,617円、98.4%の執行率となっております。

斑鳩町消防団第2分団詰所の老朽化等に伴いまして、新たに法隆寺地域の消防・防災活動の拠点施設といたしまして、「斑鳩町法隆寺消防センター」と名称も新たに新築移転したものでございます。建物の構造は鉄骨づくり・かわら葺き・2階建て、延べ床面積につきましては197.9平方メートルで、主な設備といたしましては消防団詰所、消防自動車車庫、備蓄室兼会議室、ホース掛けタワー、防火水槽等を備えております。

以上、消防費の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○山本委員長 それでは、説明が終わりましたので、第8款 消防費について質疑を受けいたします。

中川委員。

○中川委員 西和消防組合に対する分担金2億7,233万9,000円ですか、この分担金の2億7,233万9,000円になる計算式というのはどういう、何をもってこの金額になるのか、教えていただけますか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 西和消防組合に対します分担金の計算の基礎でございますけれども、まず、基礎となりますのは消防費の基準財政需要額、これが基準となりまして、これを7町全部合わせまして、そしてこれにつきましてはの案分をいたしております。そして、7町を案分したものが、この2億7,233万9,000円となっております。基準財政需要額7町分ありまして、それを7町で案分するわけです。基準財政需要額7町合わせましたものを100といたしまして、それを7町で案分する、多い少ないがございますので、案分をいたします。それを西和消防組合が必要といたします予算額で案分するということとなります。

基準財政需要額がありまして、これを7町で足したものの、この数字を財政需要額につきましては、中に人口割りとか、そういったものが含んでおりますが、財政の。

○山本委員長 基準財政需要額はどういうものからということを説明してくれはったら、わからはると思います。

では池田課長。

○池田企画財政課長 消防費に係りましては各町の消防費に係る基準財政需要額がございます。例えば消防費で斑鳩町の場合でしたら、平成13年基準財政需要額、消防に必要な金額、交付税算入のときに必要な金額としては5億13万9,000円を算出しております。7町全体を合わせますと27億4,650万9,000円となってまいります。そうした中で斑鳩町の率は出てまいります。その率に基づきまして、西和消防で平成13年度に経費を必要な額はございません。運営するのに必要な額、例えば15億が必要となりましたら、斑鳩町の案分率を掛けて、その結果2億7,000強になっているわけがあります。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 斑鳩町が5億何ぼ要るからその計算式でいくと2億何ぼになったと。斑鳩町が2億5,000万円でいけるとなったら、これは1億3,500万になる。

○山本委員長 若干休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○山本委員長 それでは再開をします。

ただいまの質問の答弁を求めます。西本課長。

○西本総務課長 申しわけございません。基準財政需要額というのは主に7町の人口で割合が人口割合が算出になっておりまして、西和消防組合の負担金もその人口割りに準じて予算を7町で案分しているということでご理解賜りたいと思います。後ほど計算式の資料を出させていただきますので、またご参照いただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 よろしいですか。中川委員。

○中川委員 もう1点、ちょっと余り細かいことをお聞きしますが、防災行政無線の増ということで、10台で157万5,000円というのは1台15万7,500円で購入するんですか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 そのとおりでございます。若干付属品もございますけれども、付属品も含めましてその単価になります。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 私もアマチュア無線技師の免許を取って無線機、携帯型のいろんな使っていますがこれは今後携帯型防災行政無線、特殊な無線ですか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 これにつきましては電波管理局の方へ届出が必要となってくる、電波の強力な無線でございます。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 強力、何ワットぐらいですか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 たしか電話級でしたら1ワット未満ですけども、それ以上の電波、やっておる無線について、今ちょっと答弁の資料がございません。後ほどワット数についてはお答えさせていただきます。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 何回も細かいことを聞いて、これはそういう特殊なもので一定の業者さんしか扱ってないんですか。あちこちに無線屋さんってありますけど、そこでは扱ってないんですか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 メーカーは何社かございます。斑鳩町の場合は防災行政無線、ほかの今まで既存の防災行政無線がございますので、その手の整合性も図りますために、そのメーカーからかっております。

○中川委員 これは機種があって幾らから幾らまでと幅はありますか。

○西本総務課長 単価につきましては定価から値引きがございます。

○中川委員 一定のこの値段しかないのかということで、あといろいろ選ぶ余地を、選定する余地はないのか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 機械につきましては、ほかのメーカーの機械もございます。値段についてはほかのメーカーの値段についても同等の、もしくは若干その前後の値段になってこようかと思えますけども、先ほど言いましたように、この無線につきましては前からいう経過無線がありませんので、その同一メーカーでの整合性を図っておりますので、そのメーカーで買っております。

○山本委員長 ほかに委員さんの方からご質問はございますか。

里川委員。

○里川委員 今、最初に中川委員がおっしゃられてちょうど西和消防組合分担金のところなんですけれども、その分担金を見させていただいた上で、私は以前にこの合併問題の特別委員会そこへ出していただいた資料、7町の比較が出ているんです。消防費のところですね。そしたら斑鳩町は人口1人当たりの消防費が7町の中で非常に低くなっているんです。王寺町なんかと比べましたら1人当たりが7,000円近く違うんでね。ということは今の分担金から考えて、この表を見る中では、斑鳩町は消防費に関しては比較的費用としては抑えているという考え方で、分担金以外のところで、いろんな事業をする中で、消防費としては7町の中で見ると抑えているというふうに分かるとしたらいいのかなというふうに思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

それともう1点は、141ページの方に書いていただいています有線放送遠隔制御システムというのがあるんですけれども、家の中において、放送してくれはる、ぴんこんかと鳴ったら、その音はすごくよく聞こえるんですけれども、鳴ったから慌てて窓をあけて聞こうと思うんですけど、声が割とどこのが聞こえてくるのか、風向きとかいろいろあるのかもわからないんですけれども、言ってはる内容が聞き取れないことが多いんですね。住民の方からそういうご意見が出てないのか、それでまた、そういうことは何かできるだけ行政としてもせっかくなつたものをより多くの方によく聞こえるような方法というのは何か考えられないのかということについてもお聞きしておきたいと思うんですけど。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 西和消防組合の負担金の7町の手当金の割合の関係なんですけれども、斑鳩町は比較的安く抑えられているのかなということなんですけれども、これは先ほど言いました案分しております関係で、必要額が高くなってくれば、それだけ負担金の方は安くなっているということで、質問者がおっしゃるとおりかと思えます。

それともう1点の有線放送遠隔制御システムの方で聞こえにくいということなんですけれども、これにつきましてもこのような苦情は鳴らしたら確かにございます。この音についても最大限の音量設定をいたしておりますして、聞こえるように配慮はしておりますけれども、逆にその日の風向きとか、それから風の強さ等で音が流れるということもわかっておりますが、当初設定いたしましたときには、スピーカーがよくついているんですけれども、その方向性については業者とも立ち会いの上、できるだけ遠くまで聞こえ

るようにという調整はいたしておりますので、今後もそういった苦情がございましたら、また調整のやり直しということも検討してまいりたいと考えております。

○山本委員長 分担金については趣旨がもう一遍言ってもらえますか。

○里川委員 分担金のところはそれで理解もしていますし、需要額まで言うていただいたんで、余計に王寺町の需要額は低いわけですよんか、斑鳩町より。4億3,000万円と言われた。斑鳩町は5億円を超えていると言うてはるわけですね、基準財政需要額はね。ということは案分したら、それなりに低いわけですよん、けれどもこの資料を見させてもらったら、1人当たりの消防費については非常に高いとなっているから、斑鳩町は7町の中で下から2番目になっているんです。6番目に安いんです。6番目いうたって7番目と余り変わらないですけど。そういうところから見ると、分担金というのはそういうふういきちと人口比で見て、大体きちと案分されているということからいって、消防費が1人当たりでかかってくる金額に大きく差ができるということは、斑鳩町の行政としての消防費に係る金額が比較的抑え目になっているというふうな考え方でいいのかなということ、私は聞きたかったんです。その私の聞き方が悪いのかどうかわからないんですけどもね。という意味では、私はそういうふう資料を見る中でそんなふう感じたものですから、どうなんかなんかということを確認したかったということなんです。

○山本委員長 休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○山本委員長 再開します。

総務部長。

○植村総務部長 合併の関係の資料の消防費の関係につきましては、そういった歳出につきましては、いろいろ各町が負担しているものとか人件費、非常備消防の関係もあります。そういったものとか、その年によって箱物を建てたりということによって、そういう数字は出てくるので、必ずそういうことでは異なってくるということになりますので、たまたま12年度ベースでは、斑鳩町が1万1,639円。王寺町につきましては1万8,319円というような数字が出てきておると。これは13年度に同じものを建てておれば、平成13年度は斑鳩町がこういう建物を建てるとということから若干変わってくるというようなものでございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 よくわかりました。それと後段の方も課長が答弁していただきましたけど、また調整とかにつきましては、いろいろ住民の方の声を聞いていただきまして、また努力していただきたいと思います。せっかくなので、できるだけ聞こえる方がよろしいですのでお願いしておきます。

○山本委員長 ほか委員さんの方からはございますか。

それでは、質疑がないということでございますので、これをもって第8款 消防費についての審査を終わらせていただきます。

それでは、続いてですが、第9款 教育費について説明を求めます。

教育長。

○栗本教育長 私の方から教育費について報告を申し上げたいと思います。簡単にということでございますので、できるだけ前年度と変わりましたところを中心に説明をさせていただきますというふうに思っています。

それでは、教育費の方でございますけれども、144ページから179ページまででございます。まず、教育費全体で予算現額10億2,130万1,500円に対しまして、決算額は9億8,500万7,075円で、執行率は96.4%となっております。

この中で、平成12年度から明許繰り越しさせていただきました藤ノ木古墳整備事業にかかります予算7,870万4,500円が含まれておりまして、これにつきましては全額執行させていただいたところでございます。

それでは、144ページの第1項 教育総務費、第1目 教育委員会費でございますが、特に本年度につきましては、14年度から導入されます新学習指導要領、それに伴います小・中学校ともに教科書の改訂がございました。その選定事業について教育委員会で慎重審議をさせていただいております。

続きまして、第2目 事務局費でございます。これにつきましては予算現額9,919万9,000円に対しまして、決算額9,603万3,079円で、執行率は96.8%となっております。ここでは小学校に臨時に町費講師を4名、中学校に8名の臨時講師を配置いたしました。特にこの年度につきましては中学校で両校とも3年生がベース基準のいっぱいあります40人学級となることから、この解消を行いますために、両中学校にそれぞれ1名ずつ増員いたしまして、学校教育の充実に努めたところでございます。

次に、145ページの第3目 私立学校振興費でございます。これにつきましては、前年度と同様、幼稚園の就園奨励事業に努力をしたところでございます。

それから、146ページの外国青年招致事業でございます。これにつきましても、前年度と同様、1名の外国青年を招致いたしまして、それぞれの中学校に配置いたしているところでございます。

次に、147ページの第6目 スクールカウンセラー事業費でございます。これにつきましては331万6,000円の予算現額に対しまして、決算額309万1,031円で、執行率は93.2%となっております。

不登校につきましては、いろんな学校の問題として極めて深刻な教育課題であるというふうにとらえているところでございます。前年度まで町単独でスクールカウンセラーを斑鳩南中学校に配置いたしておったところでございます。本年度につきましては県事業として実施されましたことから、カウンセラーの派遣につきましては県負担となっております。また、配置いたします学校につきましても、斑鳩中学校に変更いたしているところでございます。

そのほか、「心の教室相談員」につきましては、本年度も県事業として両中学校に配置をいたしております。

それから、148ページの第2項 小学校費でございます。第1目の学校管理費でございますが、予算現額1億2,672万6,000円に対しまして、決算額1億2,440万5,701円で、執行率は98.1%でございます。

小学校費につきましては特に学校のトイレの改修につきまして、子供たちが気持ちよく利用できるよということ、本年度から3カ年計画で小・中学校のトイレ改修を進めているところでございます。初年度の本年度につきましては、小学校におきましては各学校の男女、それぞれのトイレ1カ所ずつと斑鳩小学校は2カ所整備をいたしているところでございます。

それとまた、大阪教育大学付属池田小学校で起きた児童殺傷事件を契機といたしまして、学校の安全確保の再点検を行う中で、安全確保に関する町統一マニュアルを作成いたしますとともに、それをもとにいたしました各学校・園でもそれぞれのマニュアルを作成し、万一の事態に備えているところでございます。その一環として各小学校におきまして、感知センサー付監視カメラを各校門につけております。また、各教室には警報ベルを配置いたしまして、児童と職員の安全確保に努めているところでございます。

学校教育におきましても、先ほど申し上げましたように、安全で快適な環境づくりを行いながら、さらに重要なのは教員の人格形成も含んだ資質の向上であるというふうに考えておりますことから、教職員に必要とされます基礎的な素養は無論のこと、実践的な指導力を身につけるために、各学校あるいは町での研修を行うとともに、各関係機関が実施いたします研修への参加補助を行っているところでございます。

次に、150ページから152ページまでの教育振興費でございます。予算現額2,700万4,000円に対しまして、決算額2,653万5,559円で、執行率は98.2%となっております。これにつきましては、例年どおり、保護者の経済的負担の軽減を図りますための就学援助を行ったところでございます。

次に、153ページでございます。保健体育費でございますが、予算現額3,181万7,000円に対しまして、決算額2,898万7,441円で、執行率は91.1%となっております。学校給食の普及充実を図りますために、学校で栄養バランスのとれた給食を実施するとともに、保護者の負担軽減を図りますための助成を行っているところでございます。なお、世論を騒がせましたBSEによります保護者の不安が一掃されるまでの間ということで、牛肉につきましては使用を控えているところでございます。また、斑鳩東小学校プールの改修工事を行いました。施設設備を行いました。教育環境の整備をしているところでございます。

次に、154ページの中学校費でございます。第1目の学校管理費でございますが、予算現額9,353万2,000円に対しまして、決算額は8,859万8,651円で、執行率は94.9%となっております。

中学校におきましては、両中学校で3名の臨時職員を雇用いたしております。用務員と事務員の臨時職員でございます。こうしたことをしながら、学校運営に努めたところでございます。

続きまして156ページでございます。第2目の教育振興費でございます。予算現額3,369万8,000円に対しまして、決算額2,766万2,442円で、執行率は82.1%となっております。ここでは情報教育の推進でございますが、既設いたしておりますコンピュータの老朽化に伴いまして、両中学校の機器を入れかえますとともに、校内LANシステムの構築を図ったところでございます。

次に、157ページでございます。生徒がみずから学び、みずから考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図りますために、特別活動の推進や文化活動・クラ

ブ活動等に対しまして、助成を行ったところでございます。特にクラブ活動につきましては、生徒の健全な育成を図る上で、重要な位置を占めておりますことから、その活動を通して人間関係を深めていくことで、ひいては青少年の健全育成にも大きな成果があるものというふうに考えているところでございます。

次に、158ページでございます。小学校と同様、義務教育の円滑な実施を図りますために、経済的理由によって、就学困難な生徒の保護者に対しまして、就学援助を行っているところでございます。

次に、159ページの第3目 保健体育費でございますが、予算現額1,651万5,000円に対しまして、決算額1,524万4,966円で、執行率は92.2%となっております。これら小学校と同様でございますが、安全な給食の提供等を実施しているところでございます。

次に、160ページからでございますが、幼稚園費でございます。予算現額1億5,846万2,000円に対しまして、決算額1億5,703万5,456円で、執行率は99.1%となっております。幼稚園教育につきましては、幼稚園教育要領に基づきまして、遊びを中心とした生活を通じ、一人ひとりの個性に応じた総合的な指導を行うというのが基本的な考え方でございました。人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力、物事にみずからかかわろうとする意欲等を培うよう努めているところでございます。

また、小学校と同様危機管理上の必要から、各幼稚園に監視カメラ及び各教室に警報装置を設置し、子供の安全確保に努めたところでございます。

続きまして、163ページからでございますが、社会教育費でございます。社会教育費の予算総額は3億3,193万1,500円に対しまして、執行額は3億2,006万1,265円で、執行率は96.4%でございます。

まず、第1目の社会教育総務費でございますが、予算現額4,778万6,000円に対しまして、決算額は4,669万6,385円で、執行率は97.7%でございます。

人権教育の推進についての取り組みでございますが、町民の皆さんに同和問題を初めとする人権や差別に対します正しい考え方への理解と認識を深めていただくために、人権問題地区別学習懇談会を実施いたしました。本年度は富郷地区を中心に17会場で実施したところでございます。また、人権という普遍的な文化を創造いたしますために、人権教育研究会を年間6回開催いたしているところでございます。そうしたことをしながら、人権意識の高揚に努めてまいったところでございます。

次に、家庭教育についてでございますが、家庭教育は社会の基礎単位でありまして、すべての教育の原点であるというふうに考えております。そうしたことから、社会的存在としての子供の社会性を伸ばしていくべき役割を担っているものでございまして、核家族化の進む現代社会におきまして、育児に関する悩みを解消し、親同士の連帯意識を高め、子育てに自信を持ってもらうとともに、家庭教育の持つ社会的責任についても認識をより深めていただきますために、参加しやすい、そして親が主体となって家庭教育学級を各学校単位で設立し、年間を通じてさまざまな活動が実施されました。今後もより一層の家庭教育の充実を図るために、親の意見をくみあげながら、ともに考え、関係機関との連携やパイプ役として努め、家庭教育の支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、165ページでございます。青少年の健全育成でございますが、心豊かな人間の育成を図りますために、多様な体験活動の機会が少なくなっている子供たちに、社会体験や自然体験を通して、集団で役割分担や積極的に参加する態度と社会性をはぐくむ場として、小学校4年生から6年生を対象としたホリデー学園を開設いたしております。73名の児童の参加を得まして、年間10回の活動を行ったところでございます。

次に、166ページの公民館費でございます。予算現額7,756万8,000円に対しまして、決算額は7,530万6,663円で、執行率は97.1%でございます。公民館費につきましては、前年と同様の活動を実施させていただいております。

次に、168ページの文化祭費でございます。予算現額127万4,000円に対しまして、決算額101万391円で、執行率は79.3%でございます。

今回の文化祭につきましては、オープニングセレモニーといたしまして、斑鳩ホールが実施いたしております和太鼓いかるがによります演奏を初め、社会教育関係団体によるバザーや茶会、そして山本清悟氏を招きまして、「今、若者に何が必要か」という演題で文化講演会を開催をいたしております。

次に169ページ、文化財保存費でございます。予算現額1億184万9,500円に対しまして、決算額9,633万5,828円で執行率は94.6%でございます。そして主な不用額につきましては、県史跡仏塚古墳整備事業の公有化計画変更に伴いまして、翌年度での実施となったことと、公共事業に伴います発掘調査と民間事業に伴う受託発掘調査について、当初予定いたしておりましたものより調査規模が縮小になったということで、不用額が起きているということでございます。

次に、170ページでございます。藤ノ木古墳の整備についてでございます。平成12年度より繰り越し事業とさせていただきましたものでございますが、土地所有協力者の代替地も移転が完了いたしました。史跡指定地域すべての公有化がなりましたことから、1,029.46平米の土地代と家屋等の移転補償及び委託料の残額となります7,870万4,500円の支払いを行ったところでございます。このことによりまして、今後、史跡整備の事業化に向けまして、現在、文化庁及び奈良県との協議を進めているところでございます。

また、史跡藤ノ木古墳石室保存修理事業につきましては、平成12年度より繰越事業となっております墳丘構造調査や石室の動態測定調査等の保存工学的調査を史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の指導のもとで、820万円の委託調査として実施いたしました。また、石室羨道部の発掘調査報告書を作成いたしまして、その印刷製本費として80万円を執行いたしました。これで1万5,000部の資料を印刷したところでございます。そして、これまでの調査結果を検討し、今後の石室保存修理の方法につきまして、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を初め、国、県とも十分に協議をしていく考えでございます。

国庫補助事業としての町内遺跡発掘調査といたしまして、本年度は1,200万円を執行いたしました。個人住宅等に伴う緊急発掘調査として4件を実施したほか、法輪寺、駒塚古墳、上宮遺跡の3件の発掘調査を実施いたしております。特に、駒塚古墳につきましては墳丘調査を実施いたしまして、平成12年度の調査成果と合わせまして、平成14年5月18・19日に現地説明会を開催いたしまして、約600名の参加を得ましたところでございます。昨年度に引き続きまして実施いたしました法輪寺での発掘調査につきましては、金堂に使われました朱色に彩色されました鴟尾瓦片が全国でも初めて確認され、話題となったところでございます。

町道拡幅工事など、公共事業に伴います発掘調査といたしましては3件を実施いたしました。服部地区土地区画整理事業に伴う試掘調査を受託発掘調査として1件を実施いたしました。また、文化財への理解と認識を深めていただくことを目的に、毎年11月の文化財保護強調月間にあわせまして実施しております文化財啓発事業の「斑鳩考古」につきましては、「親子発掘体験」と題しまして、駒塚古墳で体験をしていただいたところでございます。

次に、171ページでございます。青少年野外活動センター管理運営費でございます。予算現額152万円に対しまして、決算額124万531円で、執行率は81.6%でござ

ございます。この件につきましては、本年度は7団体、169名のご希望をいただいているところでございます。

次に172ページ、図書館管理運営費でございますが、予算現額9,205万9,000円に対しまして、決算額8,971万507円で、執行率は97.4%でございます。

図書館利用者につきましては、平成14年3月に100万人を超えたところでございます。貸出冊数、予約件数など、サービス指数は大和郡山市の新図書館開設の影響を受け、やや減少の傾向にありましたけれども、年度後半にはこれも復元し、全国レベルの実績を上げておるところでございます。今後も、図書館利用をいただきます皆さん方に親しまれる図書館となるように、運営をしてみたいというふうを考えております。

次に、174ページでございますが、情報通信技術講習推進事業費でございますが、予算現額1,005万円に対しまして、決算額993万5,264円で、執行率98.8%でございます。IT基礎技術の早期普及を図りますために、パソコンの基本操作を初め、インターネットの利用や電子メールの作成など、基礎技能を習得していただくための講習会を中央公民館において開催いたしました。64講座を開催いたしまして、1,280名の受講者がございました。

次に175ページ、保健体育費でございますが、予算現額8,044万2,000円に対しまして、決算額7,937万8,130円で執行率は98.7%でございます。

まず、保健体育総務費でございます。3,040万9,000円に対しまして、決算額は2,988万1,546円で、執行率は98.3%でございます。体育指導委員を配置いたしまして、施設の管理運営やスポーツクラブ等に対しまして、指導・助言を行っていただいているところでございます。前年度と変わりましたのは、派遣スポーツ主事を社会教育課の本課に置きまして、その後任に体育専門の社会体育指導員を配置したところでございます。

また、三塔健康走ろう会並びにいかるがの里法隆寺マラソンにつきましては、今回も全国各地から1,781名の参加を得まして、盛大に開催をさせていただいたところでございます。

次に、176ページの学校体育施設開放事業でございますが、これも3小学校の運動場、体育館を開放し、住民のスポーツの場として利用させていただいているところでございます。

次に177ページ、町民体育大会費でございますが、予算現額124万2,000円に

対しまして、決算額 1 1 9 万 6, 9 5 2 円で、執行率は 9 6. 4 % でございます。

4 月 2 2 日に斑鳩町の住民の皆さん方が参加されまして、町民のスポーツ等を開催したところでございます。

次に、健民運動場費でございますが、6 1 3 万 2, 0 0 0 円に対しまして、決算額 5 9 4 万 1, 1 5 9 円で、執行率 9 6. 9 % でございます。本年度の利用者は 5 4 4 回、1 万 6, 4 7 2 人でございました。

次に、1 7 8 ページの町民プール運営費でございます。予算現額 7 3 8 万 3, 0 0 0 円に対しまして、決算額 7 2 0 万 2, 0 8 9 円で、執行率は 9 7. 5 % でございます。7 月 1 0 日から 8 月 3 1 日までの 5 3 日間の開館予定でございましたけれども、途中 4 日間渇水対策のために閉館したところでございます。したがって 4 9 日間で 6, 4 1 8 人の町民の皆さんのご利用をいただいたところでございます。今回の運営につきましては、安全確保の徹底を行うとともに、小さい子供のより安全を図りますために、小学校 3 年生以下の児童に対しましては、保護者の同伴を義務づけさせていただいているところでございます。

次に、生涯スポーツ推進事業費でございますが、予算現額 4 5 万 5, 0 0 0 円に対しまして、決算額 4 3 万 7, 1 2 3 円で、執行率は 9 6 % でございます。これにつきましては、今回もエアロビクス、子どもわんぱくスポーツなど、6 種目のスポーツ教室を開催いたしまして、2 0 0 名の参加を得たところでございます。

次に 1 7 9 ページ、すこやか斑鳩スポーツセンター運営費でございますが、予算現額 3, 4 8 2 万 1, 0 0 0 円に対しまして、決算額 3, 4 7 1 万 9, 2 6 1 円で、執行率 9 9. 7 % でございます。このスポーツセンターは本町のスポーツ施設の拠点として、町民の健康づくり、体づくり及びレクリエーションの場として、また町民相互の交流の場として 1 0 万 3, 1 7 2 人の方々にご利用いただいたところでございます。また、良好な状態で利用していただくために、アリーナの床を改修するなど、適切な施設の維持管理に努めてまいったところでございます。

以上、教育費につきまして、簡単でございますが、ご説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○山本委員長 予算の審議について、午後 1 時まで休憩をいたします。

(午前 1 2 時 0 2 分 休憩)

(午後 1 時 0 0 分 再開)

○山本委員長 それでは少し早いようですが、おそろいでございますので再開をさせていただきます。

説明が終わりました第9款 教育費について質疑を受けたいと思います。

中川委員。

○中川委員 小学校と中学校のパソコンの台数を教えていただけますか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 生徒用のパソコンということでよろしいでしょうか。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 この金額分の台数はわかりますか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 基本的に小・中学校の生徒1人当たりの台数をここに、小学校で0.5台、中学校では1台と書いておりますけれども、この台数につきましてはパソコン教室というのを設けておりまして、その教室に40人入った場合、1人当たりの台数を計算しておりますので、中学校の場合は生徒1人当たり1台ということは40台ございます。小学校については20台です。そのほかに教師用のパソコンが1台で、職員室、図書室、事務室にパソコンは設置しておりまして、各学校には小学校では20台プラス4台、サーバーもございますのでプラス4台ですか、中学校にはプラス5台45台です。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 25台、45台。金額は1,217万1,742円と1,329万3,118円。25台と45台の差の割に金額に差があるんですが。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 小学校と中学校の比較をしていただいていると思うんですけども、中学校におきましては本年度、13年度にLAN工事、校内にパソコンを増設なり工事しております。中学校において新しく工事もパソコンも入れかえたという経緯もございまして、そういうことから差が出てきているというふうに思います。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 極端にパソコン代の金額、工事費も入っているから中学校の金額が上がっているということですか。

○清水教委総務課長 そうです。

○山本委員長 ほかが質問ございますか。浅井委員。

○浅井委員 小学生の通学路の問題になるかと思えますけれども、東小学校から新池～高安線ですけれども、あの道路が狭いということで、朝の工事規制をしてもらえないかということが保護者からいただいておりますけれども、あれは以前、高安・並松線の6メートルの計画道路かと思えますけれども、現在、新池から学校までの間は大分細い道ですね。それで朝、生徒が通って来る人があるのに後ろから軽四がよう通っている。待機場所もないし危ないから時間帯の規制をしてもらえないかと。またどのぐらいするのか、考えられないのか、ちょっとその点、教えてもらいたいと思えます。

○山本委員長 休憩します。

(午後 1時04分 休憩)

(午後 1時08分 再開)

○山本委員長 再開します。

答弁を求めます。教育長。

○栗本教育長 交通規制ということでございますけれども、交通規制についてはやはり周辺住民のご理解を得なければならないというようなこともございまして、そうした中で公安委員会の許可を得るのが大変難しい面があるというふうに思います。現在、学校の方として、子供たちの交通指導をしながら、子供たちの交通事故防止に努めているわけですが、おっしゃっていただいている道は確かに狭いということはあるわけですが、4月の当初にはやっぱり通学する子供たちに実地に先生が立ち会いながらしていくところがございます。

今後につきましても、交通事故の起こらないように適切な指導をしながら安全に努めていきたいというふうに思います。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 学校給食の充実のところについて1つお尋ねしたいと思えます。栄養のバランスのとれた給食ということなんですが、今、現在牛肉の取り扱いについてはどのようになっているか教えてもらえますか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 ご存じのようにBSEの問題が発生して以来、当分の間、牛肉の使用については自粛するということで、現在もまだ継続して牛肉は学校給食で使っておりません。今後、県下の市町村においても、徐々にそれを解除される方向にございますので、斑鳩町といたしましても学校給食協議会がございますので、そこと相談しながら

再開に向けて検討に入りたいと考えております。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 これから検討してもらわねば時期的なことはわからないと。大体目安としてはいつですか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 目安といたしましては学校給食委員会ともご協議を申し上げながらの結果という形にはなると思いますけれども、めどとしては2学期中には何とか使用に向けて再開に向けて検討してまいりたいと考えております。

○山本委員長 教育費についてご質疑ございますか。西谷委員。

○西谷委員 171の野外活動センター、ほかの施設のスポーツセンターとかを見ていると、かなり年々利用者がふえているし、図書館においても、増設したりかなり効率的に運用されていると思います。そういうことである程度、あの施設そのものが時代に合わないのかなという感は多少あるんですが、逆にこれだけの人数では少なくなるという中では実際にこういう青年活動をされる団体に任せて、その人が使用された方が逆にもっと人数がふえたりするのかなと素朴に思うんですが、例えば13年度利用されている団体、参考までにどういう団体が実施されたのか、教えていただけますか。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 青少年野外センターの利用回数、利用人数、団体ということで、7団体ほど利用させていただいております。7月、8月、9月の間に斑鳩町子供連絡協議会が1団体、それと名称でいかだの会という1団体、日本ボーイスカウト生駒愛護団、ホリデー学園、斑鳩町子供連絡協議会のシニア部会が1団体、あと同じく町子連の団体、それとアンデレ会1団体、合計169名の7団体ということでございます。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 この青少年野外活動センター、実際に住民の方が使う、子供を歩いて連れていくというのは、歩いては非常に引率される方からしたら大変だなと思うんです。片方ではリフトバスみたいな形で住民が移動するのにセットでして使われたら、もう少し利用ができるかなというようなことを思いますし、ボーイスカウトの役員さんの方と話をしていたんですが、やっぱり使い勝手が悪いという部分があって、いろんな話をしている中では、もう少し住民の方が自分たちが使いやすいような形でボランティアでそういう整備とかされたら、もう少しこういう施設がある意味では利用されるんじゃないか

などか思うんです。せっかくこういう施設がありながら、年々利用者が減るのは非常に寂しい限りだし、あるいは利用しているのは逆にこういう時代やからこそ本当の自然にふれあう中で、子供らしさみたいなことをはぐくんでいく中では必要ではないか、もっと活発に利用してほしいなというふうに思っている。以前に私が聞いたのですが、こども会とか利用される方にとって、アンケートを取って今の子供たちにどこが使い勝手が悪いのかという話を聞いて、やっぱり自分たちで改善できる分について、例えば改善してもう少し使いやすいような施設、ボランティアでそういうことをしてもらおうというのは何かちょっとそういうアクションを起こして、住民のそういう利用される方が、町の施設を自分たちの手で変えながら結果として1つのそういう町の施設についての関心を持ってもらうというような、そういう計画をしていただけたらと思うんですが、その辺意見を聞いておきたい。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 確かに利用については少ないというのは事実でございます。確かに行くのに歩いて行く、あるいは車で送り迎えする方については、車を1台置いてもらわないかんというような利用者にとってはそうした配慮もいただいているわけでございますが、これからの社会の中で、この中でもそんなんですが、自然体験をさせていくということが指導要領の中でも言われております。また、子供たちの奉仕活動も学校教育の中に取り入れられてまいっております。そうしたことも含めながら、子供たちの利用に際してどうするのか、そういったことも十分これから検討させていただいて、せっかくの施設でございますので、そうした自然の中で子供たちが過ごす、みずから体験できるような機会、場所であるというふうに思っております。利用していただく内容の整備といえますか、そうしたことについても十分これから利用者等のご意見を聞きながら、必要なことを整備していきたいというふうに考えます。

いずれにいたしましても、その中のカリキュラム、各団体の事業計画がどうなのかなというものがあるのではないかなという気もしますし、事業計画を立てたけど、あの施設は使える可能性があるのかどうかということも難しいと思うんです。いろんな利用者の皆さん方のご意見を聞きながら有効に活用していただけるように努力していきたいというふうに思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 先ほどの中川委員の質問と少し関連するんですけれども、小・中学校で情

報教育の推進ということをやっているんですが、先ほどの課長の説明の中で、パソコンの設置ということでは、これをずっと見ましたら教師用1台、職員室に1台というような形、事務室にも1台ということなんですけどね。当然パソコン教室での教師用の1台だと思いうんですけれども、こういう配置で総合学習が始まってからいろんな子供さんに対応する、そして担任をお持ちの先生方が、特に小学校なんかもいろんな活動をする中で、本当にこの台数で先生方もそういった教育活動がしていただける状態なのかという疑問があるんですけれどもね。ひょっとしたら先生方が個人でパソコンを持ち込んでやっていたらいいんじゃないかなというようなことも思ったりしているんですけど、それにしても回線がたくさん必要になってきますから、その回線の問題とか各学校の方でそういう意味では困ってはるような状態はないのか。教育委員会はこれで13年度はこんなことで一応設備的なものは完了と、もういいんだというように考えておられるのか、まだこれから今後どうしていくんやというような考え方があるのか、とりあえず、そののところが聞いておきます。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 各学校でのパソコンの利用させて今の設備でええのかということなんですけども、中学校におきまして先ほど若干触れさせていただきましたけども、13年度中にLAN工事の本管工事をさせていただきます。14年度で本管から各教室に、特に基地をつくったらどの教室にどれだけ飛ぶという調査をしながら、その基地を幾つかをつくっていきたいと考えています。その上で今後、各教科の学校において、どれだけのパソコン、要はパソコン教室に行かなくても、各教室でそのパソコンを使って総合的な学習であったり、調べ学習ができるような体制の構想は持っておりますけど、それは各学校で今後必要台数等々、調査研究していく中で、台数もはっきりしてくると思いうんですけれども、今の状態のままではなくて、将来的には各教室で、全部の教室に一度にという形にはなりにくいと思いうんですけれども、各教室でパソコンを使った生涯学習なり総合的な学習に見合ったものをできるような体制には持っていきたいというふうには、事務局では考えております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 費用もかかることですので、余り一遍にというのは無理だろうと思いうんですけれども、今、課長の答弁ではそういった方向性を持っていただいて、やっていただけるというのであれば、また方向の推移を見させていただきたいと思いうんです。

それと学校教育に関しまして、学校図書の整備ということで、151ページには小学校、そして158ページには中学校、それぞれ金額と購入冊数なども書いていただいているわけなんですけど、これをちょっと純粹に購入冊数と金額を割ってみたら物すごい大きな差が出るので、これが單純に図書資料の購入の金額と純粹に考えてよろしいんでしょうかね。もし、それでいいのであれば、単価が小学校と中学校で大きく違ってくるので、その辺の違いについては教えていただきたいと思います。

それと今後ですね、一般質問でも学校図書館のことに触れさせていただきましたけれど、今度国の方でも平成14年度から全国で4,000万冊、学校図書室の本をふやしていくんだという計画を政府の方も出しているわけなんですけれども、それにつきまして、今後の展開というのはあるんですけれども、この今、斑鳩町の学校が持っている蔵書の冊数というのが全国的というか、奈良県的に見てもいいんですけれども、平均的な冊数に届いているのかどうか。

こういった文部科学省の方のこういう施策が出てきたときに、今後そういう整備状況によって、こういったものが斑鳩町としても、こういう予算をとっていけるのかどうかというのが私、その辺のところまで調べてないのでわからないんです。ただ、そういう計画があると。年間130億、5年間で650億円使って4,000万冊ふやすというふうな形で出ていたわけです。それでいきましたら1冊の単価が625円になるわけなんです。それぐらいが平均的な単価なんかなというふうには思ったものの、じゃあ斑鳩町の学校のここに出ているのを見るとどうなんかというたら、小学校と中学校での単価の大きな違いがあるし、そここのところの単価的な問題と、それと蔵書数というのが平均的というのか、教育委員会としてはどういう整理状況というふうに、学校の状況を見ておられるのかということと、14年度からということになっていますので、学校図書室の図書資料の整備についての考え方、今後の考え方も含めて聞かせていただきたいと思うんです。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 小学校の図書費、1冊の購入の単価と中学校の単価は若干違ってくるとは思うんですけれども、年々必要な図書の内容によって若干単価等については変わってくるという気はします。あと整備率についてのご質問でございますけれども、国の平均でありますとか、近隣の奈良県下の平均等については今資料を持ち合わせておりませんけれども、学校図書館図書標準選定というのがございまして、これも文部科学省から

出ているものでございますけれども、これは今まででも一般質問でもお答えしてきたと思うんですけれども、その初期標準によりますと、小学校で全部奈良市の平均でございますけれども、83.5%、13年度末でございますけれども、中学校では奈良市で100.5%でございます。というのは標準冊数を超えているという状況でございます。

今後の状況でございますけれども、なるほど今委員さんご指摘のように、昨年、子供の読書活動の推進に関する法律が成立したことを受けまして文部科学省の方で、そうした方針を出しておられるということなんですけれども、今後、学校の図書の整備につきましては来年度から司書教諭が必置になることもあわせて、計画を立てながら財政担当課と十分協議を積みながら、図書の整備に向けて努力してまいりたいと考えております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 そのことはぜひ教育委員会として全力を挙げて、また、できるだけそうやって予算がつくということであれば獲得していただきたいと思うんですけれども、今、課長の答弁の中で、小学校と中学校の本の値段の違いですね、若干とおっしゃられたんですけれども、とても若干とは思えない。倍ほど値段が違いますので、単純に冊数で割りましたら小学校が1,140円で中学校が2,360円ほどになるんですよ。ですからかなり本の種類が違うんで、値段から言いましてね。だからやっぱり小学校と中学校とはそういった図書の内容についてかなり違いがあるのかなというふうには私も感じているところなんですけれども、教育委員会のご認識のほどをお尋ねしたかったものですから、やはりこれから整備していただくにつけても、こういったことも認識していただきまして、中学校でどんなんや、小学校でどんなんやというような見方をきちっとしていただきたいなということがありましたので、質問させていただいていますが、そのところについては少しご答弁いただいております。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 ただいまご指摘いただきましたように、小学校で単純に割りますと、単価1,143円、中学校で2,357円という形になりますけれども、若干、先ほど申し上げましたが、各年度、そのときによって各学校において計画的に、どういった関連の図書を入れていくかということにおいて若干年度によって変わってくるのかなという気がします。その中で、小学生向けの図書、中学生向けの図書の関係で、若干その中で今委員ご指摘のように、中学生向きにつきましては図書1冊の単価が高いのかなという

こともあるかも知れません。これはそこまではっきり把握しておらない状況でまことに申しわけないんですけれども、今後そういったことも含めながら検討してまいりたいと思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 そのことはそれで結構です。

次に、164ページにあります人権問題地区別懇談会の開催ということでやっていただいてまして、さきの委員さんの中にもありました自治会の方でも担当を決めてまでこういうふうに行っているということなんですけれども、これを見させていただきましたら、13年度の実績を見させていただいてましても、回数を開いていただいています、非常に参加者が少ないという状況にあると思うんですね。これは私、昨年まで前年度まで社会教育委員の方をさせていただいておりまして、社会教育委員会の中でも、そういったご指摘なんかもあったと思うんですけれども、教育委員会としては今後こういった懇談会の方を、どういうふうな考え方を持って将来的に見まして、この人権の問題について、どういうふうな形でやっていこう、今のままでいいのか、それとももっと内容的にいろいろ考えてやっていこうとされているのかというところの、教育委員会としての考え方というものをちょっとお聞きしておきたいというふうに思います。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 人権問題地区別懇談会の参加率が低いということのお尋ねだと思います。まず1点目の人権問題地区別懇談会の中で、平成12年度、13年度を比較をしていただきましたら、平成12年度が263名、13年度が202名ということでございます。これは世帯割りが若干違いますので、参加率を申し上げますと、平成12年度が12.7、平成13年度が12.2ということですので、少しは減っていると思えますけれども、横ばい状態という考え方を持っております。その中で今後の地区の考え方でございますけれども、いろいろ社会教育委員会の中でもご審議をしていただきました。我々として、昨年度からこういうことを生かしながら参加しやすいような形をとりたいということで、今まででしたら固定の土曜日だけでやっておりましたが、昨年度から金曜日、土曜日のどちらかを選んでいただきたいという形をとらせていただいたのが1点と、今後につきましては、ことしからでございますけれども、いろんな形で1つのアクションを起こしながら議題をまとめていく方法もあるんじゃないかということで、まず女性問題に関する事とか、障害者問題に関する事、また高齢者の問題に関する事、

こういうとらえ方もいいんじゃないかという協議はさせていただいておるところでございます。

その中で、また地元の民生委員さん、また保護司さん、また人権擁護員さん、また婦人会等、こども会にも来ていただくような要請をやっていきたいと、こういうふうを考えておりますので、今現在、そういう形で平成14年度については若干取り組ませていただいていることをご報告させていただきます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 世帯割合ということで12.2とおっしゃってたんですけれども、それは自治会の世帯数からいって何割出てもらったかということでおっしゃられたんかもわからないんですけれども、私はこれを見させてもらったら26回支払って202人ということとは、1回当たり7人か8人ぐらいしかやってもろうてへんわけですわね。だから、それで私も自分とこの地域であるときは行かせてもらうんですけれども、来られている方がまたこんなやいうみたいなイメージがあるんですよ。だから今、課長が言っていただきましたけど、テーマがあるんやったら地区によってテーマは違うかもわかりません。すごく問題意識も違うかもわかりませんので、そういったことで、今後本当にこれやっっていこうと思われるのであれば、目的を持たれるべきではないかなというふうなことを思っています。

それと174ページのIT講習会をやっていただきましたね。非常に13年度やっていただいて、すごく人気があったんで14年度も若干引き続いて町の方でやるということも言っていたいた経過があるんですけれども、ひょっとしたらまだ行きたかったけど、行けてないという方がまだあるんじゃないかなと、私の耳にもそういう方の声がちょっと聞こえてくるという状況があるんですけれども、そののところ、教育委員会としてはどういうふうに把握をさせていただいているんですか。

それと、ことし行かれた方でしたら、もうちょっと中級的なところも教えてもらえる教室、講座はないんかなとかいうような声も聞くんですけれども、そのことについてもどういうふうに、これは13年度に物すごく人気があったことを受けて、担当の方で今後の展開どう考えておられるのか、お聞きしておきたいなと思うんですけどね。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 人権問題について私の方からお答えさせていただきたいと思います。IT講習については課長の方からお答えします。

人権学習地区別懇談会については、ことしは先ほど課長が申しあげましたように、女性問題についての的を絞って、まずそれで懇談会を開催していこうというふうにしています。ビデオを見ていただくのも、そうした関係のビデオであるということでございます。ただ、懇談会の中ではそれだけにかかわらず、障害者問題とか高齢者問題とか、あるいは同和地区の問題とか、いろいろな問題が出てまいります。そうした中で、やはりお互いに意見を交わしながら理解をしていくと、理解を深めていくというような活動をいたしております。

それから、1回に7名ではなしに、26自治会でございますので、各自治会から7、8名の方が来ていただいているということにはなっております。それとあわせて、そうした自治会が2つ3つ寄って、1つの会場で開催しているということもでございます。確かに12%が高いのか低いのかと、これも人数は大丈夫か、数字から言えば低いではないかと言われるかも知れませんが、しかしそこへ来ていただく皆さん方がしっかり勉強していただいて、そしてそれをもって家族で話をしていただくということが充実してまいりますと、それはそこで広がっていくでしょうし、その家族も十分理解していただけるだろうというふうに思っております。いずれにいたしましても、それぞれアンケートをとらせていただいておりますので、学習の中身についてもそのアンケートの中に入れていただいております。そうしたことも参考にしながら、地区別懇談会の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 そのケースのことでございます。ここに記載させていただいておりますように、64講座2,280名が受講させていただいております。この辺をちょっとお話させていただきますと、申し込み者につきましては2,070名ございました。約1.6倍でございます。これの漏れた方につきましては、平成14年度にボランティア活動という中で、この9月から実施させていただくという形で全員受講していただくようにしております。その中で、今後の考えということで、いろいろとアンケートをとらせていただきましたら、続けさせていただきたい。またいろいろな形でもうちょっと高度なことをやりたいというご意見もございました。我々としましては平成15年度から公民館教室の中で、こういうパソコン教室を取り上げていきたいと、こういう1つの考え方をもって進めていきたい、こういうふうに考えておりますので、よろしく願います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 これは生涯学習に関することは住民の皆さんの学習意欲に沿って、行政としてもできるだけ努力をしていていただきたいと思います。教育長が地区別懇談会のことでもまたつけ加えて言っていただいたわけなんですけれども、懇談会の持ち方の工夫というんですか、私が申し上げたのはそういう映像を見て、何かパターンがワンパターンというのか、そういうやり方でいっているということの中で、住民の方からまたこんな形やなというような、そういうちょっと趣、やり方を変えるというんですか、何かそういう工夫をしていただいたらまた、そういう話が口々に伝わるんじゃないかなというふうに思ったりするんですよ。こんなんやったわ、あんなんやったわという話はよくすることですのでね。特に自治会であったことやったら。今後また、より効果的にやっていただくというのであれば、そういう工夫をお願いしておきたいと思います。

○山本委員長 ほか委員さんの方からはございませんか。中川委員。

○中川委員 成人式の開催のところで1つお聞きしたいんですが、記念写真の受け渡し方というのはどうするんですか。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 成人式をやらせていただく中、成人式の写真の受け渡しということでございます。来られた方につきましては、成人式の写真につきましては公民館の方へ来ていただくような形をとらせていただいております。そこで受け渡しをさせていただくような形をとらせていただいております。期間はちょっと忘れましてけれども、何日間に来てくださいということで、そのときにお答えをさせていただいてとりに来ていただいているのが実状であります。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 これはそうしたら参加者全員の分を申し込みを書くとかじゃなしに、参加者全員の分を公民館へ行けばもらえるということですか。全員とも申し込みをしなくても後日行けばあると。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 成人式に来られた方につきましては写真を撮らせていただいておりますので、その方につきましては申し込みをされましたら、その方の写真の枚数がわかりますので、それで公民館の方へ来ていただくようになっております。

○山本委員長 申し込みをするんですかと聞かれたんです。申し込みが必要なんですか。

○水田生涯学習課長 全員はしております。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 そういう方式というのは何年ぐらい前からですか。

○山本委員長 町長。

○小城町長 そういう関係というのは町が記念品として写真を撮らせていただくと。恐らく2年か3年前ぐらいからだったと思うんです。といいますのは、皆さん方がそういう公共施設等へ足を運んでいただくということも大事だろうということも踏まえながら、中央公民館等で催しがある中で、そういうことにも参加させるということも踏まえまして、中央公民館という場所、1月ぐらい、恐らく成人式が終わってから2月ぐらいまでは公民館みたいになっているということで、割と皆さん方来られる、私の子供でございますけれどもということで、お母さん方、あるいはご家族の方が来られますし、そういう形で今現在、3年目になると思っております。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 とりに来られない方いう方もおられるのは何パーセントぐらい、2年か3年になるのかわかりませんが、大体わかりますか。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 15%ぐらいだと聞いております。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 とりに来られてない人が15%ぐらい。

○水田生涯学習課長 はい。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 これは逆に、今町長の答弁の中で、若い子に公共施設に足を運んでもらうということも必要やから、とりに来てもらうやという答弁ですが、逆に送付したら、金額はどれぐらいかかりますか。町外の人もおるけど、町内として。

○山本委員長 水田課長。

○水田生涯学習課長 ちょっと今試算させていただきましたら、7万から8万円ぐらいかかると思います。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 細かいことばかり言いますが、とりに来られてない1割の枚数を、言うたらとりに来られてないということは公民館でむだになって眠っているわけですよ。その1割分の焼増し代、それはどれぐらいかかるもんですか。全体の1割分ということ

は。後でもいいですけど、細かいことで・・言うておるんじゃないですけど、何人かの親御さんが、うちの子供が中川さん、成人式へ行ったんやと。今は記念写真もないのかということ私に言われて、ありますよと。ちょっと調べてきますというて中央公民館へ行ったらもらえるらしいです。うちの子供に聞いたら、そんなんでもええ、おかんえろうやかましゅう言わんといてくれ、写真あらへんでという。子供さんにしたら気にならない子供さんもいてるんやけど、親にとっては、うちの子供の記念写真を中川さん私は欲しいんですと、いうて私は3人ぐらいの写真を運んで行ったことがあるんですよ。そういう親御さんもあるんです。できれば、町長は公共施設に子供さん来てほしいというのがありますけど、金額の差が、むだにした焼増し分と送る分の7万か8万円と差し引きして、全員に参加した子供さんところあてに全部配布してもらった方がありがたいなという、これは1つのお願いですけれども。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 送る送らんは別にして、今、参加された方のスナップ写真を全部撮らせていただいております。それぞれ個人で写真機は持って来て撮っておられるんですけども、グループで撮りたいとか、友だちと撮りたいとかいうようなことで、成人式に参加された方々のスナップ写真を撮らせていただいて、それを中央公民館で展示しながら、そのものについては有料でございますけれども、申し込みいただいたら、焼き増ししてお渡しする、こういうことでさせていただいております。それが大体1月余りさせていただいております。そうしたこともございますので、できるだけ公民館に来ていただくということもありますので、公民館で展示させていただいて、公民館活動にも理解を示していただこうということでもさせていただきます。

そうしたことも含めながら、スナップ写真の申し込みとあわせて記念写真を持って帰っていただくというようなこともさせていただいております。いずれにいたしましても、多くの方がせっかくの記念写真ですので、全員来ていただけるように、今後考えていきたいというふうに思います。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 1割の人がとりに来られてないということですから、また送る方法もどうかと思いますけど、また考えて検討していただきたいと思います。

○山本委員長 浅井委員。

○浅井委員 学校給食について私は前に一般質問でさせていただいたと思うんですけど、

給食委員会で決められているということで、そのままにしておったんですけれども、今、やかましく言われております残農の問題、これは学校給食の中で決められるときに、こちらの理事者から学校給食の会議の中へ入っていろいろな話を聞いておられるのか、給食委員会ですべてのものを決められているのか、その点をお聞きします。

○山本委員長 清水課長。

○清水教委総務課長 今おっしゃっておられるのは残存農薬が入った野菜購入のことをおっしゃったと思うんです。けれども、このことにはその都度、学校に栄養士がおりますので、栄養士と連絡をとりながら、より適切な材料を使うように協議を重ねておりまして、その都度一々学校給食運営委員会には後ほど後刻、委員に報告という形にさせてもらいますけれども、その都度ごとに委員会を開いているという状況ではございません。

○浅井委員 それで以前私は給食委員会の方で標準米を使われているということを聞いたときに、私はちょっと一般質問でさせてもらったとき、標準米ってどんな米かと、私が聞いたときに答えは余りはっきり言わなかった、一番悪い米やと私は聞いているから、今は米が余るとるのに、町のひのひかりでもどうかと言うたときに、これは給食委員会で決められておりますので、その答えだけで終わったわけです。給食委員会というのはそういう答えしか出ないのかもしれないけど、残農でやかましゅう言われている食品については学校の方へ出向いて、強く同じものでも地元のを使うといったことを考えてほしい。まだ私たちが百姓しとるけど、私たちの品物は残農検査してもらったことはございません。個人でやっているとか、よっぽど気をつけてもらわないと、これからそういう問題が出てくるかと思いますので、給食委員会へこのことをやっぱり強く言っていたいて、安全なものを給食に使っていただきたいと思います。これは要望です。

○山本委員長 答弁は要りますか。要望ということですので。

清水課長。

○清水教委総務課長 答弁はいいということなんですけれども、野菜等々につきましても、地元の野菜を使うように農家組合等と協議しながら使わせていただいている状況もございます。その点ご理解いただきたいと思います。

○浅井委員 いやいやようわかるんですわ。私も出しまして、農薬については地元で中国産が悪いか、どこが悪いところ言われてませんし、県内でも農薬のきついところが残っているし、この間新聞に出とったように山形県の農薬の問題があって、ほかしてしまったという問題もありますので、これは教育委員会でなるべく、やはり地元でもこの間

は専門的なことがあるけど、共同出荷しているところは物すごく規制がきついです。わずかそんなん出たら出荷は停止になるからね。皆吟味していますけども、案外個人でつくっているところは、農薬の倍数もまだ今までの残った薬をかけているという問題が出てくるから、安全であるかないかと言われたら、より難しいと思いますよ。

だから、それは給食委員会で検査してはるのかどうかしらんけども、やはり地元の方が安全と私は言えませんかと思えますわ。だからこの間の農協で言うたんですわ。農協から農薬を出しているのにもっと気をつけてもらわんと困ると。地元が安全ということは私は言えません。たまたま税関でそういう食物検査に引っかかったからこんな問題出たけれども、地元のもんでもやはりリニン剤はまだ持っているし、やはり利かなかつたら打ちますよ。ホルタンというのは物すごくきついですわ。だからあれがこの間山形県で問題になったのはそれですわ。だから地元でもやはり検査できたらして使うぐらいにしてもらったらいいと私は思います。

○山本委員長 ご要望やおっしゃってはるので、安全なものを使ってほしいというご要望ですか。ちょっと私の方から聞かせていただいてもよろしいですか。

ページ数でどこというふうにならないうちちょっとよう聞かんの、大変申しわけないんですけども、校長会とか教頭会とかというのが多分あるんだと思うんですけども、そこでは主にどんなことがどんなふうに決めていただいているのかというのをちょっと教えていただきたいのが1つです。

それから、145ページになるんですけども、給食研修実施ということで、豊かな人間性と質の高い指導力を持ち、子供に対し、温かい心の交わあう教育の創造を目指す使命感と実践的指導力を持った教職員の資質の向上を図るような研修を実施したいと書いていただいているんですが、金額がないというので、一体どういう研修をどんな形でされたのかというのを教えていただきたいのと、これに関連するんですけども、最近特にそうですが、特に学校先生方の中で不祥事をされているのが新聞の中に出てきていますね、酒を飲んで車を運転したとか、それから子供さんにセクシャル・ハラスメントまがいの行為をするとか、それから、そういったようなビデオをどこかに設置をするとか、随分出てきていると思うのですね。これは別に特に教職員だけに顕著な特徴なのかと言われれば、決してそうではないとは思いますが、教職に携わる人がそういうことをするということが一体どうなのかということをお聞かせ願いたいと思うので、その辺の研修は一体どんなふうに行われているのかなというものが1つです。

それからもう1点ですが、これもページ数でどこというのはないんですけども、いわゆる斑鳩町にも外国籍の子供さんたちがいらっしゃるの、日本に来て2年以内であれば、日本語資料が必要な子供さんやということで、それなりのケアが受けられるという制度があると思うんですが、果たしてそれで学校の勉強についていけているのかなというのを聞かせていただきたいんです。私はできれば町費で講師をつけていただけるぐらいの気持ちももう少しないのかなというのを思うんですけども、奈良県下でこう見ても、そのあたりはしんどい区分なんですけれども、短い間で日本語を覚えようと言われても、生活言語まではできているんだけど、なかなか学校の勉強に必要な能力というか、日本語を獲得していくというのはまた別の次元の話のようで、そういう意味では子供さんたちはとっっても苦労されているので、学校現場の先生方はとても苦労して対応されていると聞いていますので、その辺の考え方はどうなのかというのを教えていただきたいです。

すみませんもう1点、153ページの学校プールの運営のところなんですけど、その説明のところなんですけれども、これは小学校も中学校も同じ説明だと思うんですが、衛生的かつ安全的プール運営を行うため、水質及び浄化消毒設備外利用と書いているんですが、水質及び浄化まではわかるんですが、消毒設備というのは一体何を指すのかということについて教えていただきたいと思います。

清水課長。

○清水教委総務課長 まず一番最初、順次答えていきたいと思います。校長会と教頭会でどういうことを決めているのかということなんですけれども、校長会につきましては毎月定例1回、8月は除きますけれども、教頭会につきましては、教頭会という組織については順次、昨年度までは必要があったら教頭先生にお集まりいただいているという状況がございまして、特に教頭会という定期的な会合は開いておりませんでした。本年度からは各学期に1回ずつでも開いていこうという形で、教頭会を立ち上げたということがございます。

どういうことを決めているかということなんですけども、各学校の情報交換等々がございまして、その都度、教育委員会でいろいろ話し合われたことの学校への周知等々、それから各学校で起こりつつある問題について各校長先生と教育をしながら、今後の実践に役立てていこうといった内容でございます。

具体的な内容ということではないと思いますので、これについてはご回答させてもら

いますけれども、別に145ページの研修の実施の内容、金額が入ってないということなんですけれども、これは毎年教育講演会という形で年1回、小・中学校の先生を対象に講演会を開いておるんですけれども、この金額がゼロというのは講師の方に対する謝礼、ことしにつきましては学校の安全体制の充実ということから、西和警察、奈良県警に協力を求めまして、先生に護身術等々、それと危機管理に関する講義を開いていただきまして、それにつきましては謝礼は必要じゃないということで、金額についてはゼロという形になっております。

次に、一番最後になりますけど、あとはちょっと教育長にお答えいただきますので。一番最後の153ページのプールの運営の中の消毒設備でございますけれども、これにつきましては塩素を定期的に消毒ということで入れる装置がございます。そのことでございます。

○山本委員長 教育長。

○栗本教育長 教職員の倫理観の育成ということでご質問いただいております。確かに最近新聞を見ますと、先生方の不祥事が多い、いうふうなことであります。奈良県としても、そうしたことの防止のために、県下の校長会等で校長に伝達はいたしておりますものの、なかなかそれが実行されていないという現状があります。私も毎月校長会をやっておりますけれども、その中でやはり綱紀肅正について常に申し上げているわけなんですけど、なかなかそこが周知できていないのが現状でございます。幸い斑鳩町の場合はそうした不祥事を起こす先生はおらなかったということもございまして、また私たちが申し上げておりますので、酒を飲んで車に乗るというふうなことはやっぱりしていないだろうというふうに私は理解をいたしております。

また、子供たちのセクハラ等につきましても、適切に子供と先生のそういうわきまえということをしっかりと自覚していただいているのではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、やはりこうした問題については、大人、先生というよりも先に人間としてどうあるべきかということが大事だと思っておりますので、そうしたことも深めながら、これからも適切な指導をしていきたいというふうに考えております。

それから、外国籍の子供たちの日本語指導ということでございますが、今、委員長がおっしゃるように2年間ということがございます。斑鳩町もことしから先生の派遣がなくなっただけでございますが、できるだけ長くいていただけるような方法を考えながら

しているわけなんですけれども、なかなか制度上、年数で切られてしまうということがあります。そうしたことでの、今、町費講師を町費で入れているわけなんですけれども、そうした今配置しております町費講師をうまく活用できないかということも、これから考えていきたいと思えますし、あわせてなかなかスペイン語ですか、そういうものの語学指導をしていただく先生そのものが少ないということもございまして、そうした確保についてもそうしたことも含めながら対応を考えていきたいと思えます。

○山本委員長 一定のご答弁をいただきました。校長会とか教頭会も先ほど教えていただいたんですが、事務局がそしたら入ってらっしゃるんですか。

清水課長。

○清水教委総務課長 事務局といたしまして私、総務課長と生涯学習課長が入ります。

○山本委員長 すみません。その校長会とか教頭会で決めたことというのは、学校教育の中で校長先生に与えられる権限というのはかなりたくさんありますよね。そういう部分がかかなり反映されるというふうに考えてよろしいですか。

教育長。

○栗本教育長 どういうことなのかちょっとお答えできないんですけれども、校長会で私たち教育委員会が考えております学校運営というものがございまして、そうしたものを校長先生方に伝える場合もございまして、また学校の中で例えば1つの話題として、今度の先生方の夏休みの研修の持ち方をどうするんやというようなことについて、それぞれ学校長の責任でやることとございまして、そうしたものはやっぱり自校の校長が寄ってどうするか。あるいは教育委員会としてはどう考えるかというようなことも含めながら、協議をさせていただいております。あとはまた、伝達事項がありますし、学校間だけの情報交換もありますし、いろいろそのときそのときの話題によって変わってまいりますけれども、よりよい学校運営をするための会というように理解をしております。

○山本委員長 教職員研修ということなんですけれども、年1回やられたということではなかったんですけれども、それ以外はそしたらないんですか。私たちの斑鳩町では教職員資質向上のために行われるようなものというのは、ないんですか。

清水課長。

○清水教委総務課長 小・中学校の教職員を一堂に会しての研修会は年に1度だけでございまして、その後各学校、各中学校単位なり各小学校単位で研修会は当然して

おりますし、各学校から県教育研修所のそういうセミナー等に参加しながら、常々教育公務員特例法の19条にございますように、教員が常日ごろ研鑽を進めることもございますので、そういったことから自己研鑽に努めておられているということです。

○山本委員長 研修に行く場合は主催者が明らかになって、そこへ参加をすればいいんわけやから、いつどういう内容の研修に参加をしたということがわかったんですが、あと個々の教員が自己研鑽をするに当たっての、それはそれでわかりますけれども、うちの斑鳩町としてどんな内容の研修をどのぐらいやっているんですかというのを聞きたいんです。何をしてはるんですか。

清水課長。

○清水教委総務課長 すみません。質問の趣旨がくみとれなくて申しわけございません。町として斑鳩町が各教職員に対する研修ということですが、年1回先ほど申し上げましたように、教職員一堂に会しての研修会は年1回、あと新任教諭といって転入の教職員、新たに斑鳩町に配属された先生方には4月の初めに斑鳩町の教育行政のあり方の説明でありますとかいったことは、転入教職員には説明させてもらっています。その後、夏時期には教職員とか調理員等々については衛生研修でありますとか、教育実習とかいった研修はしております。それ以外につきましては、各学校での教育テーマに基づきまして、研修を行っていただいているというのが現状でございます。

○山本委員長 それはどんなふうに教育委員会は認識してはるんです。何をしはるか・・か教えてください。

教育長、すみません。

○栗本教育長 町費を出してやっているのは、先ほど申し上げました職員研修実施ということの中で実施させていただきます。ことしは費用は要らなかったですけど。

○山本委員長 それは年1回。

○栗本教育長 それは年1回です。あとは今、課長が言った4月の研修と、それとこれは直接町が全部すべてやっているかというところではない。負担金を出しながら県が実施します研修会に各教科の研修とか、あるいは学校種によって研修されますが、そうした参加に対して町から負担金を研修のために出して研修をさせていただくというものです。あとは各学校の課題によって全員が学校の中で研修する場合もございますし、それから来年度からですけれども、研修というのをしっかりやらしてもらおうということで、これは県の事業です。そうした県なり郡でやられる研修、あるいは学校間でやられる研

修等について積極的に参加するようには指導いたしております。

○山本委員長 よく私理解できないんで、後でまた教えてください。要は知りたかったのは、うちの斑鳩町が何か教職員の資質向上というてはるんやったら、年1回と別に何か持ってはるんですかというのを聞いたかったんと、今ずっと聞いていたら、そうじゃなくて、どこかがやらはるときに分担金なり負担金を出してやっているというのはわかります。新人の先生方に研修するのもわかりました。年1回やっているというのもわかりました。だけどそれだけで私たちの斑鳩町は例えば資質の向上のために何かをやっていてというのは、具体的に認識できなかったから、今もわからないままなんです。ごめんなさい。後で教えてください。

あと皆さんの方からご質問ございますか。議長。

○小野議長 この何ページというか、むしろこの予算ができたときに、13年3月議会でも予算審査のときにもですが、そのときも私は質問しましたし、先日の一般質問にもありました中学生のニュージーランド派遣、そのとき私が質問して、とりあえず見直し、検討するために予算を組んでないと、そういうことでしたので、同僚議員もそういうことで質問されておりましたから、その中で上牧町の例を出されているいろいろやったというのを質問されておりましたが、あと聞いておりましたも、斑鳩町のものをお大分参考にしておられたんじゃないかなと。そして、そういうようなところで、この決算の委員会で意見として話をさせていただいて、予算を確保してスタートしている。そして検討したと、このこと自体が僕は理解できなかったんですが、町が検討された状態について上牧町で後で同じようなことがされているという、その事態をどのように感じておられますか、率直な意見ををお願いします。

○山本委員長 町長。

○小城町長 小野議長の関係ですけれども、一応ニュージーランド、5年間行かせていただいたわけですけれども、もうひとつ経験の中ではニュージーランドということになってまいりますし、我々が選んだ行き先は安全であるし、ただこの中で出てきたのは東南アジアと中国あるいは韓国、あるいは台湾等の関係等も研究すべきではないかというご意見も出ていましたし、そういう中ではやっぱり一応一時中断をしてそういうことを考えるということで、13年度はいろいろと今、美術協会等が中国洛陽等考える中で、その洛陽等も検討しながら、洛陽の受け入れ体制がどうであるか、あるいはそういうことも十分に聞かせていただいています。ただ、この中国等の関係については、小中学校

の関係で、東村が中国へ友好姉妹の関係で海外派遣されたということがあります。だ東村に対して右翼のがいせん車がなぜ中国へ行くんだというようなこともありました。そういう環境整備をしなければなりませんし、また受け入れ体制の関係、安全の確保ということも考えなければなりません。そういうような点で今、現実にはここでいいと決まっていな現状でございます。今、議長がご指摘のように、海外の派遣の関係等については上牧町等、あるいはまた東村そういうところがいろいろと研究をされておられます。ただ私たち5回行かせていただいて、一番問題になってくるのは選抜方法というか、申し込み者が多く定員の枠を決めてということで、上牧でやっておられるようなそういう方法をとるのか、あるいはそういうことを考えていかんと、やっぱり作文を書かせていただいたところで、審査委員が審査をすることになってまいりますと、いろんなご意見が出てまいりますし、そこらのところ十分踏まえながら、募集人数を限定しながら、募集者が少ないと、応募者が少ないという現状も考えますと、やっぱり皆さん方が応募される状況も何もなしで町負担が10万、あるいは15万円として、あとは残りは自分ということになってまいりますと、そういう方法をする、応募された中で抽選をするというふうになっていくのか、それは十二分に検討しなければいけないし、確かにこの間の一般質問等を聞いていますと、斑鳩町の子供さんが行かれて、上牧町はやられたと思っております。我々としてはそういうことでいろいろご意見を伺う中で、中国どうこういう美術協会が行かれたという洛陽から斑鳩町へ来町されたということも考えながら、洛陽という形で言いますと、洛陽を考えますと、上海か北京へ行って北京からまた戻らなければいけませんからそこらの関係の安全性の確保、いろいろと考えなければいけませんし、共通のところは世界遺産の洛陽の石仏の関係等もございまして、法隆寺の関係等も団長さんも洛陽はいいところということもおっしゃっていますから、そこらを十分に精査をしながら検討をいたしております。しかし、15年度でそれが果たして可能になるか、これはちょっと私は無理だと思っています。やはり15年、あるいはそれ以降受け入れ体制があったとしても、金額の問題等も考える中で中学生以上の方を対象するのか、そこらも考えなければなりませんし、やる以上は万全を期してやっていきたいというふうな思いはあります。確かにお願いをいただくと気持ちよく我々としてはわかりますが、そういうことでその関係等についてはご理解いただきたいと思っております。

○山本委員長 議長。

○小野議長 一般質問の中で、斑鳩町の参加者が参加したということで効果があったのかという質問に、外国人の案内等、それからまた留学に行かれたりして成果があったと思われるということで、あの当時の議論中で、英語圏ということ、治安ということでニュージーランドと決められた。ニュージーランドどうのこうのと私は言ってない。私もいきなりという感じを受けたんです、予算委員会のときに。それは私の認識不足で、総務委員をしておりますながら、そのときに以前に総務委員会で報告されて中止したいという、そういう話があったということを知っているんですが、確認していないんですが、私としては予算をカットしてから、そしてこの前の質問者の意見、楽しみに次は行けると待っていた子どもがあると思う。それらについて予算をカットしてから検討するというのは、行かないというようにしてからやるんだから、だからそのときの予算のつけ方に対して大分話をしたと思う。中止しながら予算3,000万円ありますし、そこで予算をつけなくて検討すると。そしたら再開の見込みはあるんですか、ないんですか。それだけです。

○山本委員長 町長。

○小城町長 1度中断をしておりますから、再開等についてはやっぱりより慎重にやらないと、今ご指摘のように再開の見通しはあるかと言われれば、仮にそういうことがクリアできますと、再開をしてみたい。また議会等もご相談を申し上げて、こういう中国の場所、あるいは韓国がいいのか、中国の洛陽がいいのか、そこらが皆さん方にご納得いただくことになれば、そういうことで再開はしてみたいと思っています。

○山本委員長 教育費についてございますか。

町長。

○小城町長 この図書の問題が出てます中で、いろいろとご意見をいただいたわけですが、前に松田委員からも新聞に出ておりますけれども、子供の読書活動の推進化法律制定施行と交付税の措置がある。それは斑鳩町としても交付税はいただいております。予算的に少なかったということで、15年度からは交付税算入について予算化をしていきたいということで、以前にもまた委員からもかなりご指摘をいただいているのは承知していますが、これは法律、子供の読書活動の推進化法律制定としてはっきりしていますから奈良県は総じて低いというのか、されてないところが多い、そういうご指摘もございます中で、15年度からこの予算に反映する努力をして交付税算入額等を踏まえる中でやっていきたい。

○山本委員長 それでは質疑がないということでございますので、これをもって第9款教育費については審査を終えさせていただきます。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、合わせてのご説明をいただきたいと思います。

総務部長。

○植村総務部長 それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費につきまして、ご説明をいたします。180ページから187ページでございます。

まず、180ページでございますが、第10款の災害復旧では公共施設に係る災害等がなく、全額未執行となっております。

次に、185ページの第11款 公債費ですが、款全体では予算現額18億2,345万8,000円に対しまして、決算額は18億1,953万6,344円で、執行率は99.7%となっております。将来の財政負担の軽減を図るため、昨年度に引き続き、縁故債の繰上償還3億131万5,000円を実施いたしております。平成13年度末も町債残高は92億9,789万2,000円で、前年度と比較いたしまして8億9,047万4,000円の減額となっております。

次に、187ページでございます。第12款の予備費でございます。平成13年度におきましては、南中学校の応急改修に係る緊急対策経費に630万円を充用させていただきました。

以上、簡単でございますが、第10款、第11款、第12款の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 それでは説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、皆さんから質疑があればお伺いしたいと思います。

中川委員。

○中川委員 わからないから教えてもらいたいんですが、災害復旧費の決算のところは予算にかかわってもともと予算が1,000円というのは災害がないということで、こういう形になっているんですか。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 災害がいつ起こるかかわらんということで、名目予算として、いわゆる各項目ごとに1,000円ずつ上げさせていただいております。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 実際ない方がいいんですが、災害復旧をしなくてはならないときは、補正予算になるんですか。予備費になるんですか。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 そのときに補正予算を組ませていただいて、これはまず国の方から災害関係で要った金ということがありましてそうした段階で現地調査がありまして、そうした段階におきまして金額が決まってまいりますので、そのときに補正をお願いするというものでございます。

○山本委員長 ほかに質疑はございますか。

それでは、質疑がないということでございますので、これをもちまして第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての審査を終えさせていただきます。

全体を通して何かご指摘、それから質疑等ができなかったということで、お持ちの方はございますか。

松田委員。

○松田委員 全体的な面でのかかわりのある問題であります。人件費にかかわっての質問なんですけれども、一般会計の決算の状況という資料の10ページの義務的経費の状況の中で、人件費の決算額から12年度と13年度の範囲で出ています。ここで12年度と13年度を見ますと、13年度が2,730万9,000円額が少なくなっています。このことについて対象範囲が広くわからないわけですけど、期末手当であれば、勤勉手当の減によるものかなと思うんですけれども、この点についてひとつ念のために確認をさせていただきます。

○山本委員長 収入役。

○中野収入役 昨日も性質別の内訳の中で、9ページの方で12年度と13年度、増減額が出ている2,832万9,000円ということで、増減について1.5%減ということになっています。その内訳の主な内容としては、期末手当が100分の5引き下げられたという内容が主たる要因ということでご理解をいただきたいと思えます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 12年度、13年度の関係は人件費が勤勉手当などの減による額、かなり大きいわけですね。それでこのことは決算審査にふさわしくないかもわかりませんが、今回、人事院勧告が出されて、給与の引き下げ勧告が出ているんですけど、かなり

話題性があり、関係があると思うんですけども、報道されている分野では月額の関係2.03%、月平均をいたしますと7,770円の引き下げになるということで、かなり大きいと思うんですけども、この点について総務委員会の席上では、この人事院勧告が出て国会で承認されて、斑鳩町はどう考えているんでしょうかと申し上げたら、尊重したいというふうにはお答えをいただいているんですが、実施する方向だろうとは思いますが、斑鳩町がこの人事院勧告が実施されることを想定して計算した場合、どの程度総額として減額になるのかなど。減額となる額は一体幾らぐらいになるのか。平均して1人当たり何ぼが減額になるというふうに推定されているのか、もし計算をされているとすれば、聞かせてもらえますか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 平成14年度の人事院勧告です。給料、扶養手当、期末手当につきまして、減額の勧告が出されているわけです。一応試算をいたしました。この試算につきましては平成15年1月から3月まで3カ月間が下がったと。12月議会に条例が通りまして、引き下げが翌年1月から下がったとして、平成14年度に3カ月間で引き下げた場合の試算でございます。

それで給料等につきましてはマイナス約442万8,000円、扶養手当につきましても配偶者手当が2,000円引き下げられます。ただし第3子以降の扶養手当については逆に2,000円引き上げられる勧告でございますけれども、第3子以降の引き上げ額の方が下回っております。そのために扶養手当につきましてもマイナス28万8,000円、それから期末手当につきましても年間ベースで0.05月分減額になっております。これにつきましても職員分につきましてもマイナス440万7,000円。

それから議員さんにつきましても、例年人事院勧告によりまして、一般職と同様の率で支給させていただいておるところでございますので、議員さんにつきましてもマイナス30万1,000円。合わせまして合計でマイナス942万円程度の減額になっておるかと考えております。

平均につきましては、今ちょっと試算しておりません。計算いたしますので時間をいただきたいと思っております。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 給料を下げるという体制によって一体どうなるのか。12年度と13年度の関係、期末手当や扶養手当も変わりますね。対象としたら、計算の基礎が変わってく

れば随分違うと思うんですけどね。職員だけいってる場合と。これは今の職員、議員もいて、どの程度までここに入れて計算したのかあいまいなんですけども。少ないと思うんですよね、以外と。ですからそうするとそれはこれで一応聞かせていただいて、ここでもう少し触れようと思ったんですけども、斑鳩町の職員の年間昇給を行うわけですけども、年間昇給をする資金というのは総額幾らになるんですか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 年間の先ほどの定期昇給分につきまして、12カ月間で計算いたしました場合に、約1,500万円の定期昇給分の引き上げがあると考えております。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 給料を下がるという関係ですけれども、人事院勧告があつてわあわあ言ってますけど、今の説明を聞くと、年間昇給はするわけですから、昇給の関係で資金が1,500万円ところが給料を下げたからという関係については、先ほど言われているように、942万円の関係がある。そうすると、金額的に見ると実質的に下がっていない。アップをする率だけが多少変わってくるという関係の見方になるんだと僕は思うんですよ。それは極めてまやかしじゃないかというふうに実は思っているんです。こんな数字はないというふうに思っていたんですけども、それはまた次の段階で言いますけども、それが民間と賃金の較差が出て、地方公務員も民間より高くなっているんや、給料。だから下げるんやろうというふうな理由づけをされているんですけども、そうすると、斑鳩町の場合、奈良県の企業との関係の初任給がありますね。高卒、あるいは大卒という関係があるでしょうけど、その平均の初任給の金額と斑鳩町のいわゆる高卒、大卒の初任給はどうなっているんでしょうか。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 県内の企業平均の初任給と斑鳩町の初任給の比較でございます。県内の企業平均で高卒では16万4,000円となっております。斑鳩町の場合は14万7,000円となります。それから、短大卒につきましては県内企業平均は、初任給が17万2,000円です。斑鳩町の場合は15万8,000円になります。大卒の場合は県内企業平均は19万3,000円でございますけれども、斑鳩町の初任給につきましては18万1,000円になります。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 まことに妙な現象だと思うんですよ。今の発表は。要は初任給の関係とか

大卒の関係につきましても斑鳩町が18万1,000円であって、県内企業の関係は19万3,000円、物すごく低いんですよ、町の職員の方が。高卒の関係も斑鳩町が14万7,000円であって、県の企業平均というのは16万4,000円と、こういうわけです。ということはもっと違うんです。どこでお調べになったのかわかりませんが、とり方はいろいろあるのかもわかりませんが、私が調べた関係の分では、県内企業の関係は大卒と短大卒との関係は私は区分していません。資料を持っていないんですけども、私は県内企業の平均というのは18万6,546円だというふうに聞いているんです。そうすると斑鳩町の場合、ちょっと町職員の方が少ないんですけども、余り差はない。だから、そう一般企業と職員と給料の差は余りないやなというのが初任給の関係は言えると思うんです。

高卒の関係でいきますと、町の関係は14万7,000円と言ってますけども、県内企業の場合は15万2,544円なんですよ。先ほど発表された16万4,000円と、私が調べている高卒の平均の関係は15万ほどいうのとでは随分違います。それでもちょっと町の方が低いんですよ。

そうしますと、むしろ抑えることの方が差ができてくるんじゃないかということになりましたら、今回の人事院勧告により、そう言えるかもわかりませんが、私は。平均給料はわからないんですけど、初任給で見ている限り、そののところさらに引き下げていったら町職員はうんと一般企業職より減るじゃないかと。減額されているじゃないかということになって、人事院勧告が説明するようなことと全く逆の現象になるというふうになると思うし、そういう今の資料になってきているように実は思うんですよ。数字を見る限りね。これは本格的に国会で人事院勧告の実施が決まったり、いろいろしてきますと、それなりに検討されると思うんですけども、大阪もこの間切りましたね。大阪市が減額して。ところが減額していこうとされているということがあがあるけど、実際に府県におかれている状況から見ていきますと、かなり状況が違うんじゃないかというふう思うし、そして12年、13年度の面からの減額の額から見ても、その程度くらいになるのかなと。そうしていきますと、むしろこれは職員組合はどういうふうに思っているかわかりませんが、個人的にはこんなややこしい賃金の切り下げという、現行賃金を保障をせずに下げてしまうというふうなことは一般に言うかもわかりませんが、僕は職員の勤労意欲の面としては問題があるんじゃないかと。それならむしろ定期昇給と言われているものについての一時凍結ということをしたときに、今度の勧告が出てい

る分と、それとそうしたときと、どれだけの差になるのか、あるいはとんとんになるのか、あるいは、今聞きますと、定期昇給をされる方が倍以上からになりますからね。かなり負担になるのかなというふうに思うから、それはとれないかなというふうに思うんですけども、このところを十分に検討して、そして、いわゆる配慮しなければならんときにはこの不況の状況の中ではありませんけど、住民感情というものを十分そしゃくしなければならんことは事実ですし、今まで人事院勧告についても勧告どおりと言っているけれど、これはほとんど右へ倣えで、公平委員会に云々ということをするのでもなければ、人事院会に席があるわけでもありませんから、いわゆる担当事務局の方へ反対してしまおうということになっているんだらうと思うんです。その場合であっても、職員組合とよう話ますと言ってますけども、職員の勤労意欲の低下になるんじゃないか。そして本当にいっているような状況、奈良県下における各企業などの関係があって、現行賃金について一体どうなのかということ、先ほど言われている関係は全く説明がつかん。むしろそしたらますます格差があって、地方公務員の方が実質低くなっているという現象が出るような関係になっているように思うんです。十分この辺はまだ実施というふうに言われてませんから、説得力を持った、根拠のある資料をもって具体的には方法は何がいいのか、最良の方法、最良の手だてというのはどう行使すべきものかということについては、人事院勧告を受けたからということだけではなしに、十分検討をして対応するようにお願いして終わります。

○山本委員長 ほかございませんか。西谷委員。

○西谷委員 農業委員会の関係なんですけど、農業委員会でいろいろあちこちで無断転用とかいろいろ話を聞くんですけど、町としては何件ぐらいそういう実態を把握されているか、現在農業委員会として斑鳩町のその違反物件の件数は。

○山本委員長 どなたにご答弁をお願いできますか。杉本課長。

○杉本観光産業課長 手元に資料を持ってございませんけれども、6件だったと記憶しております。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 何でこれを聞きましたかといいますと、倉庫の無断転用でいろいろ、当然違反しているということは悪いことは悪いけど、当然県の指導があって、それは当然の処置やと思うんですが、ただ斑鳩町に6件ということを言われたんですが、これは多分農業用倉庫の無断転用かなとは思いますが、農家住宅でされた分というのは、相当ざっ

と見てもかなりあると思うんですね。その中でされている中で行政として指導するんやったら皆同じような形で当然指導した方が、わかる話だと思うし、できたら農業委員会事務局として斑鳩町の違反の物件については公平に指導するような形で私はぜひしてほしいと思うんです。

何でこんなん言いますかと言いますと、たまたま1つの物件について郡山土木へどういこうでこうい指導がありますかという話を聞いたんです。地元の議員と住民の方が来られてやいやい言われるという話があったんです。よく考えたら結局は地域のもめ事みたいなものが結局こういこと、逼迫した行政に向いているというようなことを聞いたときに、非常に何か行政の姿勢に対して、これは直接県がする仕事なんで、町にどういこういことではないんですが、やはり住民から見たら、何か肩書のある人が違反したらそのまま、肩書のない人がしたら厳しく指導されるみたいな感じを非常に受けておられまして、その周囲の方もそうおっしゃってまして、この周りの違反物件のその周辺にも同じようなそういう建物が建っている中で、行政としての矛盾を感じたんですけどね。そこでぜひとも町の農業委員会として、町で6件の違反のものを指導されるのであれば、この件についても同じように、考え方としては違反建築であったら、同じようにそういう指導をしてくれるようぜひ申し出ていただきたいと思います。要望です。

○山本委員長 ほかございませんか。

すみません、1つだけ。以前から議論になっていて、一定の結論が出て解決をしていこうという方向になっていたと思うんですけども、13年度の予算で決めていただいたのと、決算を終えていただいて、職員さんの残業の関係なんですけども、それがきちんと善処していただいているというふうに理解をしておけばいいのかなと思うんですけど、それだけお願いします。

西本課長。

○西本総務課長 この冬に時間外勤務手当の実態調査をさせていただきました、その時点でサービス残業が一部あるということで、認めさせていただきました。その時期が時期でございましたので、平成13年度につきましては全部きっちりとした精算ができていないのが実情でございます。ただ、14年度からは時間外勤務手当の報告書の様式の変更とかを見直しまして、勤務命令を出した時間外勤務手当以外に延びた場合には、後で訂正をしてその延びた分も時間外勤務手当が支払えるように、そういった方向で改良いたしております、また各課の課長におかれまして、そういう対応をしていただきま

すようお願いしていくということでございます。

13年度につきましては若干一部残っている部分はあるとは思いますが、14年度からはきっちりしていくということでご理解を賜りたいと思います。それと14年度につきましては、そういう予算の中で時間外勤務手当を計上いたしておりますけれども、その分につきましては12月の人勤の補正予算のときに時間外勤務手当の補正も行っていく方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 今、ご答弁いただいた中では、平成13年度については一部残っていると言われましたが、残っているのは一部なんですか。

西本課長。

○西本総務課長 平成13年度予算の中で支払っていきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○山本委員長 それは処置をせずに終わっているということで、平成13年度については処置をせずに終えているということですか。それでいいんですね。

○西本総務課長 はい。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 私国民年金のところでちょっと聞かせてもろうとかなあかんかったのを1つうっかりしていて、これは財政にかかわることなんで、13年度決算というこの委員会の方でぜひ委員長の配慮でありましたので、聞かせていただきたいと思うんです。

実は厚生年金とか国民年金の積立金、99年末で144兆円の運用状況を見る中で、日本医師会総合政策研究機構が調査した中では、いろんなところへ運用するという指数、特殊法人とかへ融資したりする中で、その研究所が調査したことですけれども、6割が不良債券化していると。このままでは本当に年金は大変なことになるんじゃないかというような調査結果を目にしたものですから、こういうことについても町の方としましても、国民年金にしても国がやっていて、事務だけやといっても、本当に斑鳩町の住民の皆さん方にもかかわる問題ですので、こういうことについても自治体としてもきちっと状況を把握していただいて、やはり我々斑鳩町に住民のかかわることなので、声をきちっと上げていっていただきたいなということを思っているんですけれども、その点については財政の関係ですので、ちょうどこの際ですので、どんなふうな受けとめをしておられるのかという、年金関係の運用状況それをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

200万円で、歳入構成費が6.7%、国庫支出金が5億4,055万5,000円で、歳入構成費6%、繰越金が4億9,934万4,000円で、歳入構成比5.6%。県支出金が2億7,461万円で構成比が3.1%となっております。

これを前年度決算額と比較いたしますと、町税は第3表の、次のページでございますが、町民税が厳しい景気の状態を反映して、昨年度と引き続き、1,268万3,000円、1.4%減少したものの、固定資産税は2,899万円、2.5%、たばこ税605万6,000円、3.7%の増、都市計画税が282万6,000円、1.8%、それぞれ増加したことにより、町税収入全体では、対前年度比1,605万9,000円、0.5%の増となっております。

また、都市計画事業に要するに費用に充てます目的税であります都市計画税1億3,892万3,233円の用途状況でございますが、決算の参考資料の6ページを見ていただきたいと思いますが、ここに記載いたしておりますとおりでございます。公共下水道事業、流域下水道事業、歴史的地区環境整備街路事業及び都市計画事業町債償還額に全額を充当させていただいております。これら事業3億7,997万9,000円に対し、都市計画税収入額として36.6%を充当させていただいております。なお、平成13年度に行った町税の不納欠損処分は84件ありまして542万5,169円となっております。

続きまして、もとへ戻っていただきまして、地方交付税は一般財源の不足に対策するため地方財政法第5条の特例として新たに発行が認められた臨時財政対策債向けの基準財政需要額の振りかえ等によりまして、対前年度比1億1,374万8,000円、3.8%の減となりました。

その内訳は普通交付税が25億1,137万8,000円で、特別交付税が3億4,495万8,000円となっております。国庫支出金につきましては児童手当の制度改正に伴う被用者児童手当負担金、被用者就学前特例給付負担金の増額、そして普通建設事業の補助金としてのまちづくり総合支援事業補助金公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金は増加したものの、緊急地方道路整備事業交付金等の改築費及び史跡等購入費補助金が減少したこと等によりまして、対前年度比83万7,000円、0.2%の減となりました。県支出金につきましては治水対策として取り組んでおります流域貯留浸透事業費補助金、IT講習会開催に伴う情報通信技術講習推進費補助金は増加したものの地域活性化事業総合補助金、史跡等購入費補助金、国勢調査事務費市町村交付金が減少したこと等によりまして対前年度比1,579万3,000円、5.4%の減となりました。

繰入金につきましては、特別会計の廃止に伴います会計清算により、観光自動車駐車場特別会計繰入金は増加したものの、減債基金繰入金、介護保険円滑導入基金繰入金が増加したことによりまして、前年度比8,546万7,000円、54.1%の大幅な減となりました。

財産収入につきましては、土地売却収入が減少したことにより、対前年度比3,476万5,000円、72.7%の大幅な減となりました。また、町債につきましては水道事業出資債、防災まちづくり事業債の増加、そして臨時財政対策債も借り入れによりまして対前年度比1億7,610万円、41.3%の増となっております。

次に、これら歳入の使途に制約がなく自由に使える一般財源と、使途が制約されている特別財源に分類いたしますと、一般財源は地方交付税を合わせて74億6,320万5,000円で、対前年度比4,912万2,000円、0.7%の増となり、歳入全体に占める割合は前年度比は82.1%でしたが、83.1%となっております。

一方、特定財源につきましては、国庫支出金、県支出金、町債等を合わせまして15億1,706万9,000円で、対前年度比1億328万9,000円、6.4%の減となり、歳入全体に占める割合は16.9%、前年度は17.9%でしたが、16.9%となっております。

また、歳入を町が自主的に調達できます町税、使用料及び手数料等の自主財源と、その調達を国、県に依存する地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債等の依存財源に分類いたしますと、第2表のとおり、自主財源は40億713万6,000円、歳入全体の44.6%、前年は45.7%ですが、44.6%となっております。一方、依存財源につきましては49億7,315万7,000円で歳入全体に占める割合は55.4%、前年は54.3%でしたが、55.4%となっております。

以上、簡単ではございますが、歳入全体での概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 それでは、一般会計の歳入全体についての質疑を委員の皆さんにお諮りいたします。

よろしゅうございますか。それでは、ないということでございますので、これをもちまして、歳入に対する質疑を終結いたします。

それでは続きまして、認定第4号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入りたいと思います。

説明を求めます。

住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、初めに議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成14年9月3日付 斑鳩町長 小城利重

それでは、平成13年度の国民健康保険事業特別会計に係ります概要につきましてご説明を申し上げます。

「主要な施策の成果報告書」の188ページから210ページでございます。

本特別会計の運営は、構造的に不安定な財政基盤にある中ではありますが、被保険者の理解と協力を得る中、また一方では、保険者自身の自助努力として経常経費の節減を初めとし、医療費支出の抑制策、貴重な財源であります国保税の確保などに努め、健全財政の維持、向上に努めてまいりました。

この結果、歳入決算額では18億2,065万9,927円、歳出決算額が18億2,219万3,486円、差し引き153万3,559円の歳入不足となったところでございます。このことから、平成14年度予算会計より153万3,559円の繰上充用の措置を行うことで、決算を終えることとなりました。

決算額の前年度対比は、歳入では1億2,204万1,577円、歳出では1億4,821万9,540円のいずれも増となっているところでございます。

なお制度上、翌年度で精算をされます一般被保険者に係ります療養給付費負担金は、平成14年度で414万6,268円が追加交付され、退職被保険者に係ります療養給付費交付金は1,333万815円を返還することになっているところでございます。危機的な決算状況であると受けとめているところでございます。健康保険制度の改正が予定されているものの、今後も高齢化や医療ニーズの多様化による医療費の増加傾向、また一方では、景気の低迷が長引いている状態にあり、一挙に税收の伸びには結びつきがたく、なお厳しい状況が続くものと考えております。こういった観点より収納率の向上を目指した施策への取り組みの継続、また保健センターにおける各種の保健事業活動等の連携などを通じて収支両面にわたります健全運営の維持、推進に努めてまいりたいと考

えております。

それでは、予算の執行状況、歳出の方から款ごとにご説明を申し上げます。

191ページから197ページの第1款 総務費についてでございます。

予算現額5,671万7,000円に対しまして、決算額5,287万5,583円で93.2%の執行率となっております。

まず、191、192ページの第1項 総務管理費でございます。予算現額4,082万1,000円に対しまして、決算額は3,839万5,201円で、執行率は94%でございます。国保業務に携わる職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出がその主なものでございます。積立金といたしまして、国民健康保険財政調整基金に1,267万7,675円を積み立てをいたしたところでございます。

次に、193ページから195ページの第2項 徴税费でございます。

予算現額1,483万1,000円に対しまして、決算額1,362万3,507円で、執行率は91.8%でございます。職員の人件費及び徴収嘱託員の賃金、課税事務処理委託料が主なものでございます。

なお、主な不用額でございますが、徴収嘱託員の採用を4月に予定いたしておりましたが、それが5月になったことと、新規採用のため当初、嘱託徴収員の実績が上がらなかったことにより、臨時職員賃金に不用額が生じたものでございます。

平成13年度の国民健康保険税は調定額8億6,721万8,472円で、収入額が6億6,513万9,625円となり、予算額6億9,144万円に対しまして、2,630万375円の減となりました。

その内訳でございますが、医療給付費分の現年度課税分では、調定額6億4,605万1,700円に対しまして、収入額が6億196万1,860円となり、予算額6億1,400万円に対して、1,203万8,140円の減となったところでございます。

介護納付金分現年度課税分では調定額4,157万1,600円に対しまして、収入額は3,789万3,520円と予算額4,000万円に対しまして、210万6,480円の減となりました。国民健康保険税現年度課税分全体での収納率は93.1%と前年と比べて、0.3%の減となり、滞納分では1.4%の増となったところでございます。

収納率の向上への取り組みといたしまして、収納率向上特別対策事業で、口座振替の推進、啓発用パンフレットによります啓発を行いますとともに、徴収嘱託員による訪問徴収、健康推進課とともに連携をいたしまして徴収を行い、滞納者に対しまして6カ月、

3カ月の短期被保険者証を滞納額に応じて交付し、面談する機会をふやし納付指導により納付を促しますとともに、生活困窮者に対しましては分割で納付するよう指導を行ったところでございます。

また、口座振替の推進によりまして、平成13年度では56.3%、前年に比べ加入世帯で3.2%、件数で184件増加いたしております。より一層、口座振替の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、地方税法の規定によりまして、今後収納の見込みのない者50件、428万8,010円につきましては、不納欠損処分をさせていただいております。しかしながら、平成14年度への滞納繰越額は1億9,792万8,637円と増加しているところから、滞納整理に努力を重ね、収納率向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、196ページの第3項 運営協議会費でございます。予算現額30万3,000円に対しまして、決算額は15万1,200円で49.9%の執行率となります。国保事業の健全かつ安定的な運営を目指し、協議会を2回開催をいたしたところでございます。

次に、197ページの第4項 趣旨普及費についてであります。予算現額76万1,000円に対しまして、決算額は71万5,675円で94%の執行率となっております。国保制度の周知用冊子の配布を通じて、国保事業に関します周知・啓発に努めました。

次に、198ページから203ページの第2款 保険給付費についてであります。決算額は11億4,321万7,071円で執行率は97.7%となっております。当科目は国保特別会計歳出予算の過半を占める科目でありまして、保険給付費の支出動向いかにによりまして、決算時におきます差引収支額の増減結果が大きく左右される科目でもございます。

初めに、198、199ページの第1項の療養諸費でございます。前年度より4,195万3,657円、4.2%の増。202ページの第2項 高額療養費では528万425円で6%の増。202ページの第4項 出産育児諸費では330万円、31.4%の増。203ページの第5項 葬祭費では2万円、0.8%の増となっております。第2款の保険給付費全体では、前年度より5,055万4,082円、4.6%の増となったところでございます。冒頭にも申し上げましたが、今後も保健センターと連携を図り、医療費の抑制に怠りない努力を続けていくことが肝要である、このように考えております。

次に、204ページの第3款 老人保健拠出金であります。予算現額5億553万5,

000円に対しまして、決算額は5億553万3,736円で執行率は99.9%でございます。老人保健制度上、斑鳩町国民健康保険も一保険者としての立場から、老人保健制度に対し拠出金を負担いたしました。前年度と比較いたしまして8,149万36円、19.2%の増となっております。なお、拠出先につきましては社会保険診療報酬支払基金となっております。

次に、205ページの第4款 介護納付金でございます。予算現額8,845万6,000円に対しまして、決算額は8,845万5,400円で99.9%の執行率でございます。前年度と比較いたしまして954万6,365円、12.1%の増となっております。国保加入者のうち、2号被保険者に係ります介護給付費納付金として、社会保険診療報酬支払基金へ納付を行ったものでございます。

次に、206ページの第5款 共同事業拠出金でございます。予算現額1,388万8,000円に対しまして、決算額は1,388万7,137円で執行率は99.9%でございます。前年度と比較いたしまして53万6,255円、4%の増となっております。奈良県国民健康保険団体連合会へ拠出をいたしております。高額医療共同事業に県内の各国民健康保険被保険者が加入いたしまして、高額医療費の支出に対処する制度でございます。また、同事業によりまして、交付金として歳入で受け入れました額は1,959万7,000円となっているところでございます。

次に、207ページの第6款 保健施設費でございます。予算現額240万9,000円に対しまして、決算額は212万5,383円で、執行率は88.2%であります。

国民健康保険の被保険者が受診に要しました医療費の額を通知することによりまして、医療費の抑制につながることを目的とした全国的な事業でございます。これに要しました経費の支出は146万3,833円となっております。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、新規事業といたしまして国民健康保険被保険者の人間ドック検診受診助成事業にも取り組んだところでございます。なお、これの受診件数は34件で66万1,550円の助成を行ったところでございます。

次に、208ページの第7款 公債費についてでございます。未執行となっているところでございます。

次に、209ページの第8款 諸支出金でございます。予算現額1,634万5,000円に対しまして、決算額は1,608万9,176円で98.4%の執行率となっております。制度上、翌年度で精算されます療養給付費負担金として1,504万3,276円を国庫に

返還をいたし、また一般被保険者及び退職被保険者の過年度分の国民健康保険税の還付として104万5,900円を支出したところでございます。

次に、第9款の予備費につきましては未執行となっております。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、189ページにお戻りいただきたいと思っております。

第1款 国民健康保険税の状況につきましては、歳出の方でご説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。

第2款の国庫支出金は5億6,654万7,650円を受け入れました。前年度と比べまして、4,347万8,418円、8.3%の増となっております。

第3款 療養給付費交付金は3億8,953万8,390円で、退職被保険者の保険給付に充てるための交付金の受け入れとなっております。

第4款の県支出金では、国保の事業執行に係りまして県からの補助金として708万4,000円を受け入れております。内容といたしまして福祉医療事業制度によります国保の医療負担の波及増を補てんする補助金でございます。

第5款の共同事業交付金では1,959万7,000円の受け入れとなっております。歳出の項で述べました高額医療共同事業に係る交付金でございます。

第6款の財産収入では、国民健康保険財政調整基金の運用によります利子として35万4,675円を受け入れております。

第7款の繰入金では、前年度より1,649万1,010円増の1億4,055万3,693円の受け入れを行っております。内訳といたしまして、国保特別会計におけます保険基金安定・職員給与費・出産育児一時金・財政安定化支援事業に係ります所要額の一般会計からの繰入金でございます。なお、財政調整基金の取り崩しは行っていないということでございます。

第8款の繰越金につきましては、前年度より2,464万4,404円の繰り越しを行いました。

第9款の諸収入につきましては、278万3,490円の受け入れとなっております。一般被保険者の保険給付に係ります第三者行為損害賠償金等を受け入れたものでございます。

第10款の連合会支出金につきましては441万7,000円の受け入れでございました。これは介護保険円滑導入給付金としての受け入れとなっているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 それでは、国民健康保険事業特別会計についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしていきたいと思えます。

里川委員。

○里川委員 13年度決算を終えるまでに制度の改正なりはあると思うんですけれども、決算のどういう部分で影響があるんだからということを確認させていただきたいと思うんです。

それと、194ページの現年度課税分の状況ということで書いていただいている中で、介護保険料の徴収の状況があるんですけれども、12年度と比較しまして13年度、収納率の問題ですけれども、全体的に悪い状況もあるんですが、ここで差が出てきているということの中で、介護保険の方へ拠出するのに予算を立てるときに、納付率というのですか。そういうのを出して計算されたときに100%の納付状況で立ててるわけではないと思うんですけれども、そのときの予算の段階での納付率に、この今の13年度の状況でいけているのかどうか、そのことも少し気になっていたんですが、とりあえずそれを教えていただきたいと思えます。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 13年度の医療制度の改正によって、どれぐらいの影響があったかというお尋ねでございますが、一部負担金の訂正とかいう形の改正があったわけでございますけれども、それに対する影響ということでは、ちょっと地方課の方の分析の中では、余りそれによる医療費の抑制というんですか、そういったことについての波及効果というものがそんなに影響してなかったんじゃないかなというような見解だったように思うんですが、町につきましても、そういったことの影響はほとんどなかったようなこと、細かい分析等はしておりませんが、地方課の見解の内容のような気がしているところでございます。

介護保険の収納状況ということですが、これは国民健康保険制度と介護保険分は合算して徴収させていただいておりますので、この収納率による収納と、数字を分けて計算いたしますと若干そういった差が出てくるんじゃないかと思えますけれども、介護の納付金に見合う収納は確保できたというふうを考えているところでございます。よろしく

お願いいたします。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、たしか予算を立てるとき、拠出金は決まっていますけれども、国保の方での予算化ということに、たしか介護保険の保険料の9.2%ぐらいは徴収率と見て計算をしていたんじゃないかなと思うんですけど、担当の方がその拠出金に見合った分だけは収納していただけているというようなことだったので、それについては了解をさせていただきます。

それと、国保の加入世帯というのが、今どんどんふえてきていると思うんですけども、今後、やはりこういう予算を立てていっていただく、そして支出をしていただく中でも、その動向についてはきちんと見ていっていただきたいと思っているわけなんですけれども、それで私自身もちょっと気になってきていることなので、引き続いて14年度については加入世帯の割合で言うと、ここの13年度の決算で44.6%というように書いていただいているわけなんですけれども、14年度になったら何ぼか、どれぐらい伸びてきているのかということ、そして滞納の状況を見ていただく中で、これまで短期被保険者証を発行していただいている関係もあるんですけども、ここのところ、納付件数なども書いていただいているわけなんですけれども、ここのところで短期被保険者証を発行してからの効果についての評価、この決算を終えられて、どのようになさっておられるのか。それとその短期被保険者証の発行によって、医療抑制みたいな形で、その期間が切れるとか切れへんとかいう、そういうところ辺の問題で医療抑制とかいう問題が起こってないのかとか、非常にいろんなケースを心配するわけなんですけれども、担当の方でつかんでおられる状況でのご説明をしていただけたらありがたいんですが。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 14年度の国保の加入率でございますが、平成14年4月1日現在で、加入率は31.3%となっております。短期保険者証の件でございますが、ここで決算書の193ページに件数等を述べさせていただいております。その交付によってどれだけの効果があったとかいうことでございますが、細かい数字につきましては税務課長の方から後ほど報告をさせていただきます。

医療抑制についてどうかということでございますが、医療抑制にはなっていないと考えております。と言いますのも、短期被保険者証の3カ月分の期間が切れるといった場合に、町の方へおいでいただきたいという通知をさせていただいております。そして切れ

るときに、3日間ほど設定しております、その3日間でも都合が悪い日は連絡いただけたら、それに応じさせていただきます。また、午後7時まで時間を延長して、町の方でおいでいただくのを待機しておるわけでございますか、そういった期間においでいただけないという方も中にはおられますので、そういうことも勘案する中で、医療抑制にはなっていないのではないかというふうに考えております。

また、きちっとそういった設定した日の時間内に相談にお見えになっていただいて、納付の制約を入れていただいて、また交付させていただいている。なお、納付制約の中できちっと制約どおりに納付していただける方につきましては、1年分の保険証を交付させていただくようにさせていただいております。ただ、滞納額に対しましての月々1,000円とか2,000円ぐらいではとっても追いつかないという方もおいでになります。その分につきましては申しわけないんですけど、短期被保険者証で対応させていただいているということでございます。

あとは税務課長の方からお答えさせていただきます。

○山本委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 短期保険証の発行者の対象の納付状況ということでお答えさせていただきます。まず、6カ月の交付者の対象者でございますが、173人ございます。それからこれは調定額でございますが2,520万9,300円でございます。このうち納付された方が108名、うち完納された方が49名おります。この納付金額でございますが、1,148万5,000円というふうになっております。

次に、3カ月の交付者の方でございますが、人数が44名、調定額が3,690万6,524円。納付が20名、うち完納者が3名、金額は232万4,000円というふうになっております。これは短期保険証でございますが、この交付時に納税者の方と直接対面いたしまして、この中で納付ができるかどうかの相談をいたしまして、その中でやっていくということになっておりますので、これにつきましては効果があるというふうに考えております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 最初の方に言いました国保の加入割合をお聞きしたとき、私聞き方が悪かったと思うんです。加入世帯割合ということで、191ページに13年度決算上では44.6%になっているということでお聞きしたんですけど、課長からお聞きした数字は多分被保険者割合の方を言っていたんじゃないかなと。31.3%というお答えやっ

たんでね。もう一度、加入世帯割合を聞かせてもらいたいと思います。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 申しわけございません。14年の資料でございますので、今ここに持ち合わせておりますのは、おっしゃっていただきましたとおり、加入者割合、被保険者割合でございます。世帯割合の方はちょっと数字を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○山本委員長 ほかに委員さんの方からご質問ございますか。

里川委員さんの1つだけでよろしいですか。

○里川委員 はい。

○山本委員長 そうしましたら、里川委員。

○里川委員 もう1点。申しわけないです。195ページに書いていただいています未納欠損処理の状況ということで、50件で428万8,010円と出ているわけなんです。これは多分毎年このことをしていかなざるを得ないのかなというふうに思っていますが、結構件数も多いですし、金額的にもそこその金額ではないか、かなりの金額ではないかなというふうに思うんですけれども、これのいわば今後の見込みというのは、どういうふうに見ておられるのかをお尋ねしておきたいと思います。

○山本委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 不納欠損の状況でございますが、今回合計428万8,010円という額を不納欠損させていただいています。これの件数でございますが50名でございます。今後の見込み額では不納欠損についてどうなっているかということでございますが、今回不納欠損をさせていただいておりますのは、町外へ転出されまして居所不明ということで、転出先がわからなくなったということで、時効を迎えたものがこのうちで297万4,660円でございます。それから、滞納処分するものがないと。財産も何もないという方でございますのが、その方々が261万8,706円分。それから執行停止というものがございます。支払い見込みのない方について3年間、経過を見ながら3年した場合、状況が変わらなかった場合は不納欠損するという方が19万6,800円でございます。今後、どうなるかということでございますが、やはりこれからにつきましても、ある程度はこういう形で支払い不納者が出てくるものというふうに考えております。ただ、時効等につきましても、分割納付等々によりまして時効の中断を図りながら行っていきたいということで、極力、不納欠損を少なくするように努力してまいりたいということをお尋ねいたします。

えております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 町外へ転出されて居所不明になられているというような状況の中では、理解できるんですけども、3年間の執行停止になるとか、そういう状況の方もあるということの中では、今後そういう方が出てきたときに、健康保険が使えないというような状況の中では、大変な状況やなということを思うわけなんですけれども、今後の見通しということの中では、いろんなケースがあるとは思いますが、この13年度決算を終えられまして、今までの流れを見る中では、やはりこういうケースというのはこれからも出てくるというか、ふえる心配というのか、そういうのはどういふふうに見ておられるのでしょうか。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 先ほど担当課長が説明いたしておりますように、景気低迷が続く中で、こういう状況はある程度続いていくだろうと思います。そうした中で、できるだけ時効の中断を図りながら不納欠損処分していきます。それからそれで保険証がつかないということではない。滞納者がありましたら、先ほど申し上げましたように、話しながら短期保険証を交付しながらも、健康保険証は確かに使える。ただ、そうした居所不明で出られた人についてはそれはその人の責任の中で住まれる所で保険証を受けていただくということになりますので、よろしくお願いします。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 すみません、私は斑鳩から出たことがないんで、ちょっと教えてほしいんですけども、斑鳩町にお住まいになっていて、ずっと滞納してて保険証がないような状態で、転出されて転出した先で、転入届をして、国保税そのときにお払いになったら、それはその払うべき金額さえ市なり町なりで払えば、すぐに国保は使えるようになるのですか。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 国民健康保険は住所地の方で交付させていただいております。今の例で申し上げますと、転入された時点で国保に加入されるということですから、そのときは資格があるということで交付させていただきます。税の方につきましては、前収処置で所得の方の確認をする必要がございますので、そうした調査をした上で課税という形になりますので、別に前収処置で滞納されとったということで、保険証を交付され

ないということはありませんと考えております。

○山本委員長 ほかにございますか。

それでは質疑がないということでございますので、これをもちまして、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結をいたします。

引き続いて、認定第5号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは初めに議案書を朗読させていただきます。

認定第5号

平成13年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成14年9月3日提出 斑鳩町長 小城利重

それでは、平成13年度老人保健特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げます。211ページから219ページに書いてあるところでございます。

まず、211ページをお開きをいただきたいと思います。本特別会計は、住民の老後におけます健康の保持と適切な医療の確保を図るため、関係機関と連携いたしまして、疾病の早期発見による予防等を実施し、住民福祉の向上に努めているところでございます。

平成13年度の収支状況でございますが、歳入決算額は22億122万9,001円で、歳出決算額は21億7,573万2,527円、差し引き2,549万6,474円の歳入超過となりました。

これは、医療費等に要しました費用が医療費交付決定額を下回ったことによるもので、歳入超過となりました支払基金、国、県からの医療費超過交付分は、平成14年度本特別会計に繰り越しをし、返還するために歳入歳出それぞれ2,549万6,000円の増額をいたします補正予算を6月定例町議会でご承認を得たところでございます。

それでは、213ページをごらんいただきたいと思います。

歳出全体の執行率でございますが、95.9%となっております。決算額は21億7,573万2,527円で、前年度の決算額21億3,446万4,648円と比較をいたします

と、4,126万7,879円、1.9%の増となっているところでございます。

続きまして212ページをごらんいただきたいと思ます。

歳入についてでございます。収入総額は22億122万9,001円で、前年度の収入総額21億594万5,890円と比較をいたしますと、9,528万3,111円、4.5%の増となったところでございます。

このように、医療費の増加の背景といたしましては、老人保健対象者の増加、高血圧性疾患や糖尿病、脳卒中などの生活習慣病に伴います患者の増加、循環器疾患や悪性新生物等の疾病に伴います高額医療の増加、医療技術の高度化等々に起因しているものではないか、このように考えているところでございます。

今後の運営につきましては、冒頭にも申し上げましたように、老人保健法の趣旨を踏まえる中で、重複・頻回受診者に対します訪問指導を充実をいたしますとともに、その他の保健センター活動との連携をより密にいたしまして、医療費の抑制に努めてまいりたい、このように考えております。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計の決算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○山本委員長 ご苦労さまでした。それでは、老人保健特別会計につきまして、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 それでは質疑がないということでございますので、これをもちまして老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

それでは続いて、認定第6号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

鍵田部長。

○鍵田都市建設部長 それではまず最初に議案書の朗読をさせていただきます。

認定第6号

平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成14年9月3日提出 斑鳩町長 小城利重

それでは、成果の210ページをお開き願いたいと思います。

平成13年度観光自動車駐車場特別会計の決算の概要についてご説明をさせていただきます。

まず最初に、決算及び決算収支の状況でございます。経費の節減と効率的な運営に努めた結果、歳入総額が2,619万7,000円、歳出総額が2,619万7,000円でございます。平成13年度で本特別会計を廃止し、精算を行っているものでございます。

続きまして、221ページでございます。

歳入決算の状況でございます。第2表の合計額でございますが、平成13年度決算額は2,619万7,000円で、前年度と比較いたしまして222万6,000円、9.3%の増となっております。

この主な原因といたしましては、引き続き団体旅行の形態の変化によりバスの利用が減少しているところでございますけれども、乗用車の利用がふえたことによるものでございます。この乗用車の利用の増につきましては、13年度は斑鳩宮造営の1400年記念の年でございます。聖徳太子ゆかりの地がクローズアップされて団体よりも個人のお客さまが過去よりは多かったのかと思います。

続きまして、222ページでございます。

歳出決算の状況でございます。第4表の合計額でございますが、平成13年度決算額が2,619万7,000円で、前年度と比較いたしまして352万1,000円で15.5%の増となっております。

これは、本特別会計の廃止による精算に伴いまして、一般会計へ繰り出しを行っている観光開発繰出金が駐車場の使用料がふえたためと、委託料を中心とする経費の節減に努めたことによりまして、増加したものでございます。

次に、223ページでございます。

歳出の状況でございますが、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、予算現額908万5,000円に対しまして、決算額908万1,647円で執行率99.9%でございます。斑鳩町観光協会への駐車場の管理運営委託料が主な経費でございます。駐車予想台数等を的確に把握する中で、経費節減に努めてまいったところでございます。

続きまして、224ページをお開き願います。

第2項 観光開発費、第1目 繰出金でございますが、予算現額1,711万6,000円に対しまして、決算額1,711万5,690円で執行率が99.9%でございます。

先ほども申し上げましたように、本特別会計の廃止に伴い、精算したものでございます。

それと225ページでございます。

第2款 予備費でございますが、執行いたしておりません。

以上で、観光自動車駐車場特別会計の説明を終わらせていただきます。どうぞご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 それでは、観光自動車駐車場特別会計について説明が終わりましたので、質問をお受けしたいと思います。

里川委員。

○里川委員 そしたら少し聞かせていただきたいと思います。三井観光自動車駐車場の方の点なんですけれども、日常的に割合私はよくあそこを通るんですが、利用状況については余り本当に利用しているような状況ではないと思うんですね。あその何かもうちょっと活用ができないのかなということを思ったりして、いつも見ているんです。業者さんなんかが車をとめてはって、荷物を積み出しをこっちとこっちで荷物の交換をしたり、そういうことまでしてはるのを見かけたことがあるんです。ですから、何かそういう便利よう使うてくれてはるのもあいてるねんからあれなんですけど、結構広いからもったいないなというふうには思っているんですが、三井観光自動車駐車場について、今後どんなふうな使い方をしていこうと考えておられるのか、いやもう今までどおりだと言われるのか、そこのところをちょっとお聞かせいただきたい。

○山本委員長 町長。

○小城町長 いろんな角度があると思います。やっぱり周辺等に関しますと、多目的グラウンドもございますし、法隆寺のともございますし、法隆寺さんも建てかえの事業もされてますから、いろいろとこれからの事業等の展開があらうかと思います。こういう場所等を確保しておくことは、もう返してもうた方がいいということよりも、こんなことが起こってはいけませんけれども、万が一のことがあった場合は、広場を確保することが大事であると思いますし、またそういう法隆寺さん、あるいは法起寺等の関係で、あの辺の集客等が出てまいりますと、広場に何台か入ってもらえますし、そういう現状を考えますと、できるだけ節約をするということ、維持管理いうんですか、できるだけ

観光自動車駐車場が人を派遣しても気配りだけをするという関係等についてできるだけ安くいけるような料金にしていきたい。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 町長がずっと借りておくということ、それについてはいいと思うんです。ただ今おっしゃられたように、法輪寺や法起寺に来られた方、あそこに車をとめてずっと法起寺の方まで回っていただいたり、本当に斑鳩町に車で来られても、そこへ車を置いていろいろあの辺を散策していただくようなことがあったりすることは理想的だなと、あそこへそうやって来た観光客が車をようけとめてくれはるのが、私は理想やなと思って。今本当に車がとまっている状況に余りないんですんで、できるだけそういうところにも目配りをしていただくということがあって、あの辺で他府県のナンバーをつけている車が結構道がわからなくてうろうろしているので、何か細い道へ入り込んでしもうたとか、そういう状況になることもあるんです。ですから車で来られた方も便利よく使ってもらえるような形、道の案内なんかも、歩いてはすごくいろんなものつくってくれはったんですけど、車で入った来た人が結構迷って法隆寺の周りでいろいろ迷ってはるケースが多いので、何かそこらあたりを含めて観光に関して駐車場の活用も含めて考えていっていただけないかなというふうには思っているんですけど。

○山本委員長 部長。

○鍵田都市建設部長 確かに今、おっしゃっておられるような状況でございます。町長が申しあげましたように、あのまま広場として活用はしたいので、一応置いておくということですが、今おっしゃられたように、利用の方法は有意義に使ってもらえるような方向で考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 車できはって道に迷いはったら、それは我々に聞かれたら説明しますが、何かうまいこと誘導できへんかなと思うんです。iセンターならiセンターへいったん入ってもらって車で回ってもらうならこうこうと、そういうのが何かうまいこと考えられへんかなと、誘導しといて何かうまいこと近辺の車ででも行けるような道を表示してとか、何か簡単なものでもいいんですけど、できたらいいなとは思っているんですけど、iセンターへよく出て、そういう道を通れるところ見てというような状況には、車で来られた方はなっているんじゃないかな。車で結構移動はしはるみたいですけど。先にあそ

こiセンターへ入ってくれはったんですね。本当に周辺で迷ってはる車とか、非常に多いです。休みの日やったら結構、日常的に通る人が苦勞しているというような状況もあるので、何かええ方法がないかなということも思っていたので、またちょっと検討してみていただきたいと思います。

○山本委員長 ほかございますか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして観光自動車駐車場特別会計に対する質疑を終結をさせていただきます。

続いて、認定第7号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

総務部長。

○植村総務部長 それではまず最初に議案書を朗読させていただきます。

認定第7号

平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成14年9月3日提出 斑鳩町長 小城利重

それでは、226ページから229ページでございますが、まず228ページをお開き願います。

第1款の総務費であります。予算現額19万3,000円に対しまして、決算額は18万3,633円で、執行率は95.1%となっております。

財産区所有である下司田池の使用者を被告として、平成11年10月12日に「建物収去土地明渡請求事件」として裁判所へ訴状の提出を行いました。現在まで21回の公判が開かれ、和解に向け進めておりますが、一定の方向性が決まれば、担当常任委員会にもご相談申し上げながら、解決に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○山本委員長 龍田財産区特別会計について説明が終わりましたので、これに関する質疑をお受けいたします。

松田委員。

○松田委員 決算的にどうこうはないんですけど、このこと説明のときにもありましたように、早期に解決を図りたいという気持ちでおいでになるんですけども、そういう見通しになっているんですか。裁判の状況は。

○山本委員長 町長。

○小城町長 一応両者の弁護士の方で和解と言いますか、恐らく土地の関係、池の関係で払い下げの条件が出ています。この関係で調整をされていると思います。それが合意すれば、おおむねそれで和解になっていくということで、もうまもなくそういう手続きにさしかかってこようと私は思っていますし、今年度中に和解が成立するのではないかと、先ほど部長が申し上げたように、今後そういう了解がこれから出てくる段階で、担当常任委員会等にもご説明を申し上げてご理解をいただきたいと思います。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 この関係については営業権の問題、補償の問題だというふうに思うんです、焦点は。すると補償額を出すということで、詰めていくという段階にはほぼきているというふうに認識しているんでしょうか。そうでないなら、そう簡単に決まっていかなのと違うかなというふうに、私は感じられるのです。その辺の見通しを、今町長が言われるようなことは結構なんですけど、そういう見通しを立てるのですか。具体的な金額を出し合うような形で会うというところまできているんですか。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 被告側のおっしゃることを飲めば簡単に和解が得られると思うんです。そういうことではなしに、今はやはり両者の言い分が違ってきておると。いわゆる補償等の関係によって、煮詰めているわけでございます。なかなか現在はまだ開きがあるということでございます。そういうことで、今町長がおっしゃいましたように、できるだけ早く町としても解決していくことを気かけながら交換の条件に対応していく、こういう状況でございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 この種の補償の問題ですから、そう簡単に話し合いして額を出して詰めるにしてもそう簡単にいく問題ではないと思うんです。だからそう余り甘い感覚でいうわけにはいかないやろ。我々は補償が少ない方がいいんです。相手はようけ出してもら方がいい。そんな初めからわかってあることです。そこの話で大体よりつく状態に

までなったとしても、これからが山場、本場ということになってくると思います。余り気を緩めて、そんな早いこと解決するほど甘い考えでいたら大変と違うかということをお願いいたします。

○山本委員長 ほかが質疑ございますか。

議長。

○小野議長 この訴訟については周辺住民からの営業についての苦情が発端やと私は思っておりますが、そのことで町長は訴訟の金額でということですけど、部分的に分筆でもして営業を続けようというふうにされるのか、そこらの点でわかっていることがあったら教えていただけますか。と言いますのは、やはり訴訟になっていった段階の一番の原因はあそこでの営業のことについての苦情、また付近住民の土地の形状のことでいろいろあったということだったと私は思っています。そのような補償の金額出すために、分筆をして処分をしようとしているのか、その利用は考えておられるのですか。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 町としても訴訟の請求内容はやはり土地の明け渡しでございまして、やはり営業をしないでほしいと、こういうことでございますから。そういうことを前提に今和解を進めておるということでございます。

○山本委員長 ほかがございませんか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第8号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

辻部長。

○辻上下水道部長 それでは議案書をまず朗読させていただきます。

認定第8号

平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成14年9月3日提出 斑鳩町長 小城利重

それでは、成果の230ページ、234ページをお願いしたいと思います。

まず、公共下水道の概要につきまして、簡単に述べさせていただきます。

まず、公共下水道事業につきましては、平成4年度より工事に着手し、平成14年3月末の整備面積は72ヘクタールで事業認可区域面積243ヘクタールに対し、約30%の整備ができております。今後も財政計画とも整合をとりながら、早期の整備に努力してまいりたいと考えております。

一方、県の流域下水道事業、竜田川幹線事業につきましては、約9キロの区間の工事に着手され、平成18年度末の全線完成を目標に鋭意努力されているところであります。斑鳩町におきましても、竜田川幹線管渠第3号工事及び第2号工事の管内面仕上げ及び公共下水道接続点の人孔築造工事が順調に進められているところであります。

また、中継ポンプ場につきましても、平成12年度より着手され、平成14年度には設備工事も発注される所であり、平成16年度の完成を目指し、工事が進められているところであります。町といたしましても、平成17年度には一部供用開始ができることから、本年度、事務的な一定の考え方を議会ともご相談をし、本年度末には条例等を含め、制定できるよう進めてまいりたいと考えております。

それでは、230ページの公共下水道特別会計の決算状況であります。予算現額で11億3,718万2,000円に対しまして、決算額10億4,441万8,000円、執行率で91.8%、前年度と比較いたしまして1億5,147万円、17%の増となっております。

この主な内容といたしましては、工事請負流域下水道事業町村負担金及び公債費の増であります。なお、平成12年度の国の補正予算事業費3,000万円を繰越明許し、工事負担で2,942万7,000円、事務費で57万3,000円を執行し、これらを含めて13年度に決算いたしております。

続いて233ページをお願いします。

特別会計歳出につきましては、公共下水道事業費の決算額は前年度より8%増の4億5,933万4,834円となり、工事概要につきましては服部2丁目及び法隆寺西1、西3丁目地内におきまして面整備で8工区、管延長で1,913.8メートルを施工で3億4,240万6,550円を執行しております。また、委託料では実施設計測量委託料と実施測量委託で1,395万300円を支出いたしております。

次に、流域下水道の負担金といたしまして、事業費でございますけれども、竜田川幹線環境工事費及び浄化センター建設等に伴います流域下水道事業市町村負担金といたし

まして、3億8,476万2,500円を執行いたしております。

次に、234ページの公債費につきましては元金の償還金、予算額9,488万4,000円に対しまして、決算額9,488万3,707円となり、前年度比16.7%。また利子の償還金につきましては、予算額1億569万6,000円に対しまして、決算額1億543万7,507円で、前年度比3.4%となっております。

なお、平成13年度で国庫補助金の内容につきまして増額変更、また国の諸施策であります第2次補正予算に伴う国庫補助事業といたしまして、流域下水道との接続工事2件を県事業との進捗性をとるため発注いたしております、それにより事業費で7,730万円を平成14年度へ繰越延長いたしております。

次、歳入につきましては231ページで、第2表で決算額合計で10億4,821万9,000円となっております。この内訳につきましては国庫支出金と、一般会計の繰入金、繰越金、諸収入と町債でございます。諸収入につきましては消費税の還付ということになっております。

以上、簡単でございますけど、よろしくご審査をお願いいたします。

○山本委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

よろしゅうございますか。それではないようでございますので、これをもちまして、公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第9号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは初めに議案書を朗読させていただきます。

認定第9号

平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成14年9月3日提出 斑鳩町長 小城利重

平成13年度の介護保険事業特別会計（事業勘定並びにサービス勘定）に係ります決算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、事業勘定でございますが、介護を必要といたします方や、その家族が安心して

介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給に努め、介護保険制度の適正な運営に努めているところでございます。

平成13年度の収支状況は、歳入決算額は9億8,780万2,633円、歳出決算額は9億5,288万4,634円、差し引き3,491万7,999円となったところでございます。この差引額のほとんどが介護給付費に係ります歳入額と歳出額の差額となっております。また、この差し引きにつきましては、翌年度へ繰り越しを行います。このうち約917万円が平成14年度に償還金として国、県、そして社会保険診療報酬支払基金に償還することになっているところでございます。

それでは、238ページから242ページの第1款 総務費についてでございます。総務費全体の予算現額4,742万7,000円に対しまして、決算額は4,519万5,288円で、執行率は95.2%となっております。

まず、238ページの第1項 総務管理費、第1目の一般管理費でございます。予算現額が3,275万5,000円に対しまして、決算額は3,200万9,220円で、執行率は97.7%でございます。介護保険業務に携わります職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出がその主なものとなっております。

次に、239ページの第2項 徴収費、第1目 賦課徴収費についてでございます。予算現額173万1,000円に対しまして、決算額は146万2,041円で執行率は84.4%でございます。職員の人件費及び賦課徴収事務執行に係ります経常経費の支出がその主なものでございます。

平成13年度の介護保険料につきましては、現年度特別徴収保険料の調定額は1億1,269万6,600円、現年度分普通徴収の調定額は2,883万8,300円、滞納繰越分普通徴収保険料の調定額は45万7,500円で、合計1億4,199万2,400円でございます。なお、現年度分の収納状況についてでございますが、特別徴収につきましては100%収納となっております。普通徴収につきましては納付額2,696万8,600円であり、収納率は93.5%となっております。特別徴収と普通徴収を合わせました収納率につきましては98.7%でございます。

徴収率の向上に向けての取り組みといたしましては、未納者に対しまして、今後とも直接電話及び訪問等により徴収を促しまして、また普通徴収者に対しまして、さらなる口座振替の推進、制度の啓発等を実施し、収納率の向上に努めてまいりたいと考えてお

ります。なお、普通徴収の口座振替率につきましては、第4期（2月末）時でございますけれども、52%になっております。

次に、240ページの第3項 介護認定審査会費の第1目 介護認定審査会費でございます。予算現額1,252万6,000円に対しまして、決算額は1,140万2,327円で、91%の執行率となっております。

職員の人件費、介護保険審査会を設置をいたしております休日診療施設組合に対しまして負担金、認定調査委託料、主治医意見書作成手数料に係ります経常経費の支出がその主なものでございます。

次に、241ページの第4項 趣旨普及費でございます。予算現額が26万3,000円に対しまして、決算額26万2,500円で、執行率が99.8%となっております。介護保険制度全般の周知用冊子の作成に係ります支出で、制度に対しまして周知、啓発に努めてきたところでございます。

次に、242ページの第5項 介護保険運営協議会費でございます。予算現額が15万2,000円に対しまして、決算額は5万9,200円で執行率は38.9%となっております。介護保険事業を健全かつ安定的な運営を目指し、協議会を1回開催いたしましたところでございます。

次に、243ページから247ページの第2款 介護給付費についてでございます。予算現額は10億767万6,000円に対しまして、決算額は8億4,261万7,356円で83.6%の執行率となっております。

当科目は要介護認定を受けた被保険者等が介護サービスを受けた場合とその費用の保険部分を支給する科目であります。介護保険事業特別会計（事業勘定）の歳出予算の大半を占める科目となっております。保険給付費の支出動向いかんによりまして、決算時におけます差引収支額が大きく左右される科目でもございます。決算額のうち、最も保険給付の金額が大きい科目は施設介護サービス給付費で、保険給付全体の約7割を占めているところでございます。施設サービスの利用といたしましては、保険給付額が大きいものから介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の順となっております。

残りの3割のうち、大半を占めますのが居宅サービスにおけます保険給付でございます。そのうち最も保険給付額が大きいサービスの種類は通所リハビリテーションで約7,500万円、続いて訪問介護が約5,900万円の保険給付額となっております。

項別で申し上げますと、243ページ、244ページの第1項 介護サービス等諸費の決算額は8億2,724万7,463円で執行率は86.3%でございます。

245ページの第2項 支援サービス等諸費の決算額は901万2,908円で21.1%の執行率。246ページの第3項 その他諸費でございますが、これは介護給付に係ります審査支払手数料でございます。決算額は116万8,240円で84.7%の執行率となっております。247ページの第4項 高額サービス等費の決算額は518万8,745円で98%の執行率でございます。介護給付につきましては、介護保険事業計画の約84%の進捗であります。今後さらなる制度の周知に努めて、介護が必要とされる方が、その必要なサービスの安心して受けやすくする環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、248ページの第3款 財政安定化基金拠出金についてでございます。予算現額は488万6,000円に対しまして、決算額は488万5,615円で99.9%の執行率となっております。拠出先は奈良県とし、その費用を負担しております。

財政安定化基金は介護保険法に基づき、都道府県に設置され、通常の努力を行ってもなお生じます保険料収納率の悪化や、予定していた以上の給付費の増大等によりまして、市町村の保険財政に不足が生じた際、資金の貸付等を行うことで、市町村の保険財政の生じる赤字、またはその赤字を補てんするための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図るものでございます。

次に、249ページの第4款 基金積立金でございます。予算現額4,008万4,000円に対しまして、決算額は4,006万5,753円で執行率は99.9%となっております。当科目は保険給付に対します保険料収入に余剰が出た場合、将来の保険財政の安定化を図ることを目的といたしまして、介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、250ページの第5款 諸支出金についてでございます。予算現額2,012万3,000円に対しまして、決算額は2,012万612円で、99.9%の執行率となっております。当科目は、平成13年度に受け入れ超過となっております介護給付費の国庫負担金及び支払基金交付金の返還金の支出が、その主なものとなっております。

次に、251ページの第6款 予備費でございます。過年度分の過誤納保険料を被保険者等に還付するために諸支出金へ1万7,000円充用させていただいたところでございます。

続きまして、歳入の状況についてでございます。恐れ入りますが、236ページにお戻りいただきたいと思っております。

第1款の保険料の状況につきましては、歳出でご説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。

次に、第2款 使用料及び手数料でございます。保険料の督促手数料として1万4,000円を予算計上しておるところですが、平成13年度は介護保険制度が開始され、まだ2年目でありまして、制度を理解されていない方も多くおられることの判断から、また保険料滞納者に対しまして、督促を行うより、電話等による制度の説明を通じて理解を得て、納付をしていただくことの方が今後の徴収に有効ではないかとの考えによりまして、督促状を送付しなかったことによりまして、未執行となっておりますのでございます。

次に、第3款 国庫支出金についてでございます。決算額は2億721万1,050円でございます。第1項の国庫負担金は介護給付費の20%を受け入れるものでございます。収入額は1億7,247万4,000円でございます。

第2項の国庫補助金では介護保険法に定められております市町村間の介護保険に係ります財政力の格差を調整するため、調整交付金として要介護認定事務に必要な経費の一部を補助する事務費交付金がございます。それぞれの収入額でございますが、調整交付金として2,974万5,000円、事務費交付金として499万2,050円で、合計で3,473万7,050円の収入となっております。

次に、第4款 支払基金交付金でございます。決算額は2億8,081万2,000円でございます。この交付金は介護給付費の33%を受け入れるものでございます。

次に、第5款 県支出金の第1項の県負担金でございます。決算額は1億779万6,000円でございます。この交付金は介護給付費の12.5%を受け入れるものでございます。

次に、第6款 財産収入でございます。決算額は1万2,881円でございます。この財産収入は介護保険給付費準備基金の利子でございます。

次に、第7款 寄附金でございますが、決算額はゼロとなっております。

次に、第8款 繰入金でございます。決算額は1億9,185万4,508円でございます。この繰入金は一般会計により繰り入れるものでございます。介護給付費の12.5%を受け入れる介護給付繰入金、及び職員給与費等繰入金、事務費繰入金、介護保険円滑

導入費繰入金によるものでございます。

この介護保険円滑導入費繰入金は、介護保険制度の円滑な導入のため、平成12年度、13年度の保険料を軽減をします特別対策が国におきまして図られたところでございますが、その特別対策によります保険料軽減に相当する額として交付された臨時特例交付金を積み立てました斑鳩町介護保険円滑導入基金より一般会計を経て、介護保険事業特別会計（事業勘定）へ繰り入れしたものでございます。平成13年度の保険料軽減分に相当する額を補うものでございます。このことによりまして、第1号被保険者の保険料の平成13年4月からの半年間の保険料を2分の1軽減をいたしたところでございます。

次に、第9款 繰越金についてでございます。決算額は6,015万4,694円でございます。この繰越金は平成12年度の介護給付費の支出が事業計画に対して少なかったことにより生じたものでございます。うち約4,000万円が介護給付費準備基金に積み立てました。また残り約2,000万円は国及び支払基金に償還することに充当するものでございます。

次に、第10款 諸収入につきましては、決算額は1万600円で、この収入は平成12年度におきまして死亡されました被保険者の遺族に返還をいたした過誤納保険料を社会保険庁の通知により、再度13年度に諸支出金にて社会保険庁に返還するため、その分を遺族から返納金として受け入れるものでございます。

以上が事業勘定に係ります決算の説明でございます。

続きまして、サービス勘定につきましてご説明を申し上げます。

介護保険によります訪問看護は、高齢化の進行に伴いまして、加齢に起因する病気等により、介護を必要といたします人が増加し続けております。介護を要します状態になっても自宅で自立した日常生活が営まれるように、保健・医療・福祉との連携を密にしながら、訪問看護のサービスの提供に努めてきたところでございます。

この結果、歳入決算額は984万9,768円、歳出決算額は627万3,716円となり、差し引き357万6,052円の歳入超過となったところでございます。なお、サービス勘定につきましては、平成13年度をもちまして事業の廃止を行ったところから、歳入歳出差引額357万6,000円を一般会計に引き継ぐことで決算を終えたところでございます。

それでは、歳入の方からご説明を申し上げますので、253ページをごらんいただきたいと思っております。

第1款のサービス収入でございますが、予算現額712万1,000円に対しまして、収入済額は984万9,768円でございます。

次に、歳出でございます。254ページをごらんいただきたいと思います。

第1款の総務費でございます。職員に係ります人件費が主な経費でございます。予算現額539万5,000円に対しまして、決算額は500万5,569円で、92.7%の執行率となっております。

次に、255ページの第2款 サービス事業費でございます。予算現額15万3,000円に対しまして、決算額は5万8,562円で、38.2%の執行率となっております。

次に、257ページの第4款の前年度繰上充用金でございます。平成12年度におきまして120万9,585円の歳入不足が生じたため、平成13年度会計より繰上充用の予算措置を行ったことによるものでございます。

なお、介護保険によります訪問看護ステーションの利用者数は28名の方で延べで195回の訪問を実施をいたしております。一人当たりでいきますと、月平均約5回の訪問回数となっているところでございます。

以上で、介護保険事業特別会計の状況の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○山本委員長 18時まで時間延長をさせていただきます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

松田委員。

○松田委員 私、介護保険の関係はいわゆる保険料の見直し等を行うということで、全国的に3カ年間の実績の分析評価が行われているということになっています。それだけに13年度の決算が、これからの介護保険事業を進めるに当たって、極めて大きなウェイトというふうな認識をしています。そういった認識は行政側も持っておいでであるんだろうというふうに思うんですが、特に今回の議会の提案趣旨説明の関係につきましても、冒頭から言われる介護の関係について述べられておりますし、中につきましても具体的にいわゆる介護の関係については述べられています。このことは主観的状况だというふうに私は判断をします。

それで、具体的な成果に入る前にちょっとお聞きをしておきたいんですが、幾つかの点を、時間が余りないですから言いますけども、ちょっと聞いて、後でまとめてお答えてください。

1つは、療養型医療施設の介護保険移行に備えて、いわゆる介護保険事業の計画見直しというを行っているというのを施政方針の冒頭で述べられています。そのために介護保険運営協議会とか健康づくり推進協議会で審議をお願いしているんだと言っているんですけども、どんなことが審議提供されて、どういうふうに審議をされているのか、そういう方向が全く見えてきません。恐らくこの関係というのは14年だと思うんですけど、13年度の関係を見ますと、介護保険の運営協議会というのは1回しか持たれていません。ですから14年度になって何回ぐらいこういう関係を持たれているのかなと。そして、療養型医療施設の介護保険移行に備えた機能がどう措置されているのか、こういうことについて、一体どんな議論をされているのかということがまず1つ。

その次に、介護保険給付の関係を今申し上げましたようなことを検討になっている介護給付の関係につきましても、見込みの推定で2月ごろに策定をする、そういうふうに言われています。そこで、全国的に報道されている状況などを見ますと、介護保険の来年4月から見直しが必要になるだろうという関係でいろいろ報道されているのが、全国平均で月額3,240円になる見込みだというふうに報じられています。現在は全国平均にしますと2,911円。だから月額にして330円の増になる見込みだと、こういうふうに報じられています。

斑鳩町の現在の保険との関係は3,084円ということになっています。この面を見ても、いわゆる月額平均で上げたいと、来年4月から3,240円になるという関係で推定をしますと、斑鳩町の場合、3,080円から56円上げるのが一人平均下回ることとなると思います。現在の関係でいきますと、いわゆる2,911円は全国平均ですから、全国平均をずっと上回って徴収する、そういう関係になってまいります。そうしますと、それでいてなおかつ幸いにして収支の関係については黒字ということで、赤字を出さずにきているということになっています。全国的に非常にアンバランスになっているというようなことがあるようでありまして、斑鳩町の場合これが幸いにして黒字であるという関係。それは見込みが確かであったのかどうかという分析がこれからは必要になるだろうというふうに私は思うんです。

ですから、どうしても全国平均に合わせてということになったら、どうしても56円は上げないかんのか。あるいはそれは上げなくてもいけるのかという関係がポイントになってくるだろう、こういうふうに思うんです。当初、こういう関係は新聞報道された時期に、一体どんな状況の動きがあったんかなというに見ますと、大体理事者側の担当

所管の方も何とか上げんといくという見込みを立てて、それぞれの計画をするというふうなことであったと思うんですけども、最近ちょっと言い方が変わって療養型医療施設の介護の保険移行に備えているいろいろ検討して、介護保険給付などについては2月ごろまでにもう一遍精査し直すというふうな言い方に、実は変わってきているんですね。この辺のところについて、果たしてどう分析をしているのかということが1つには出てくると思うんです。そういうことが前提になると思うんです。

ですから、そこで検討の中で1つ大事なのは今後の関係の問題については、介護認定事業というのは、今法律で介護していますよね。ですからこれを介護事業そのものを広域事業化をしていかなければ、全国的な各自治体であらわれているアンバランスな状況を平均化することができないというふうなことから、広域事業化が必要だというふうな意見も、これらの見直しの中で出ていると思うんです。この周辺の関係じゃないですよ、全国的にそういう傾向が出てきているということがありますけど、そういう点について、どのように感じておいでになるのか、あるいはやっぱり広域化をこの種の問題ではしていかないかと考えているか、あるいはあくまでも現在のところは推移をしているから広域化を考えずに、単独で進んでいくべき形のものだろう、計画をさせていきたいということをお考えになっているのかということが、次に出てくる問題だと思うんです。

それで、現状の関係の分析なんですけれども、当初説明でも言われているんですけども、事業計画の給付予測に対するサービスの給付というのが83.6%だというふうに言っています。これは243ページにその数字が出ています。要介護認定者の関係につきましては14年3月末で610人の要介護者があり238ページに記載されています。問題はここの関係は認定者の数を言っているのか、あるいは給付を受けている人の数を言っているのか、ちょっとこのところがはっきりしません。確認のために言ってほしいと思うんです。私は認定は受けているけども、給付を受けていないという関係との差が、ある意味ではどうなってくるのか、ここは数だけでいきます。パーセンテージの関係でいきませんから、恐らく認定を受けているという関係だけの面で人数で限定しているんだろうと私は思うんです。ところがその中で受けてない人があるはずなんです。そのことについて、ここに明確にしていないということについて、いささか不十分だなどというふうに思っているのが1つ。そのことの解釈の仕方をひとつ教えてください。

次には、事業計画の給付予測の回数、サービスの給付というのが38%、先ほど言いましたけども、施設入所者は155人。給付全体の67%を占めているということ。だ

から施設入所が非常に多いということ、大きな保険の関係では一般割合になっているということは事実だと思うんですね。だから、ここで3月の入所者の数が155人。そこで待機者、入所を待っているという人があるんかないのかということですね。あるとすると、どの程度あるのか、全くないならないで結構なんですけども。もし、あるとするなら、入所の順位というのはどういうふうに決められているんやろ。ほかのこれは適切でないかもわかりませんが、肩書、身分、その他の関係によって入所が変わってくるようなことがあるとするなら、公平性を欠くと思いますから、そういう面があるのかないのかということについてお尋ねをしておきたい。そして、全体の67%を占めている。こういうものは全部待機者がそれぞれについて入所が可能とするということになってくると、どんな手だてを講じていったらいいということが課題になってくるだろうと思うんですが、その辺について一体どう考えているのかということ。

それから、居宅サービスの療養の関係です。この関係につきましては支給限度額に対する利用者の割合というのが40%になってきているわけです。だから黒字になったんやと私は思うんです。なってくるんだと思うんですけども、40%ということについては理由をどう考えているのか。説明の中では制度の周知とか啓発に努めて、制度の円滑な実施に今後努めていく。いかにも制度の周知啓発、十分な住民の理解がなっていないんだと思うんです。というような印象のように受けとめておいでになるのかなというようにも思うんですけど、本当にそうなんやろうか。これは要介護度の認定者の関係と介護を受けている、給付を受けているという関係とずっと分析してくれば、おのずと答えがでるんですが、本当にそうかというふうにも思うんです。仮に給付額、それから医療の関係がだんだん値上がりする。だからそういう関係について負担に耐えられないというようなことから、できるだけ、そういう説明すべきところではないと思うんですけど、やっぱり説明する。町の支出を抑えるというためにかからないとでるとき辛抱する、いうふうな関係というものがあるんかないのか。そのことのために、予定した給付額の関係が使用されずに残っているとすれば、これは行政として決して円滑に運営されていていってはいえないと思うんです。本当にそういう人も皆救済して本当に余ったんやというんなら、本当にそれこそ制度の充実だと思うんですが、その辺のところは一切どういうふうに分析をされているんだらうか。だから、この辺はきちっとする必要があるだろう。

しかも、今後制度の啓発とかいうことを言うているけども、本当にそういうことの受

けとめ方でいいんだろうかそれから少なくとも医療費の関係にしたって保険料にしたって、今これは上がる上がるという関係で負担がかかる。そしていや応なしに年金の給付者の関係は年金から天引してしまうわけですから、そういうふうな関係からいって見て、一体どうなんだということを、この関係については的確に措置をとりますか、配慮して考えていかないと、問題が出るのではないかなというふうに思いますので、いわゆる黒字になったことは結構なんですけど、黒字になった要因というのは一体どうなんかな。当初見込みが過大であったということになるのか、あるいはそうではなくて、利用率の関係が料金がもし低かったとするなら、そういうふうになって理由って、一体何なのかという関係について、どう分析をしていくのかということが、まだ十分ではないように思います。その辺について、考え方を明らかにきちんとしてもらいたい。このことは、少なくとも14年度以降の介護のあり方の方向を示すことになってくる問題だというふうに思います。

そういうふうなことが介護保険運営協議会とか、健康づくり推進協議会で今議論されているような感じでは必要だろう、受けとめられていないんだろう、私自身は。ですから、そういう関係について本当に考えられて、しかもそれが介護保険給付をどうするかと、上げるか上げないかというところまで踏み込んでない。議論をしていくようになっていけるんだろうかと言いますと、ちょっとその辺が私は明確ではありませんので、以上の点について、お答えしていただきたいと思います。

○山本委員長 数点質問がありました。答弁は一遍にいけますか。宿題にした方がいいですか。

休憩します。

(午後 4時49分 休憩)

(午後 5時02分 再開)

○山本委員長 再開します。町長。

○小城町長 松田委員ご指摘のように、平成13年度、今、松田委員がご指摘いただきますように、この関係等については全国平均が2,911円、斑鳩町は3,084円ということで認定をされています。特に最初の場合は皆さん方が非常に迷われたというのか、介護認定は受けられても認定者があっても、ケアマネジャーの関係等についてはケアマネジャーがこれだけのことをしているということで、大分、当初見込みよりも非常に少なかったということもございますし、その中では斑鳩町としても、ある程度、居宅介護

が少ない中で、施設介護がふえてまいっております。この現状は既に今松田委員がおっしゃってますように、あくなみ苑にしても、あるいは第二慈母園しても待機者がおられるということが既にある。だから問題は今、書いておられる方が必ず約束できるかというところできない。というのはいつ亡くなれる方が先のことはわかりませんから、あしたで亡くなるとか、その辺のことは我々は当然、これから施設介護はでてまいるということで、今県もそういう精査をされています。県は一応奈良県の施設関係については一応注目していると。

この近隣の関係等については、特に上牧にある服部記念病院の中に入れるのが一番いいのか、あるいはそういう施設がございますから、特に河合とか、あるいは上牧等々についてはその辺の関係等については斑鳩町の関係の方が非常に多いということでございます。この点待機者もおられますので、その辺十二分に踏まえる中で、これからの場合は施設介護がふえていくだろう。今までような介護の関係等についても、やっぱりケアマネジャーの関係でいろいろ話をされていく方は、やっぱりふえていくことが確かであろうと。私どもの関係等について、見直しの関係で15年度、値上げの問題等について、いろいろ関係今黒字であり値上げをしないということよりも3,084円という、全国平均は3,220円、そういうことをおっしゃっていますけれども、町としては現状黒字でございますから、この推移を見守る中で、一応現状を維持していきたいということで、今現在きております。詳しいことは植村課長補佐が申し上げる。大体大まかに言って恐らく当初見込みは非常に儉約されたというのはおかしいですが、様子見の状況であったと。しかしこれからは、この点についてはこれから家で居宅介護が果たしてできるのか、施設介護になっていくわけです。そうなれば、高くなっていくのは事実だと思いますし、現状等を考えるならば、県もそれを非常に心配いただきます。施設が足るんか足らんのか、当然足らないことは事実なんです、これはもうどうしていくか考えておるのが現状です。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 確かに施設入所の関係、そうかといって、これはあしたの日にもできるという問題ではないです。早急の対応という点で、今、利用率の関係でいきますと、比較的いい方と。これは予算的に一応あっても、設備上が整っていないからしてもらえないということになって、こういう数字になっていると思うんです。これが1つの問題になるんですね。今後さらにそういう状態がふえるということになってきますと、斑鳩

町の中で、施設利用をしたくてもできないという人々が存在してくる。そういう関係があればあるほど、そういう人々に対する今度は居宅サービスの関係として、面倒を見なければならんということになると思うんです。それだけに居宅サービスの中身の問題が、それに対応できるような設備が必要だということになるところだと思うんです。居宅サービスの関係では、結局は要介護認定者の関係で私どもが聞くのは、まずは認定だけ受けようとする。そして介護を必要とする認定は卒直辛抱しようという違いがあるというんです。そういうことでこういうふうなことで満足していたのではあかんと。そういう人が潜在的にあるという事実をどうつかんでいるかということが大事だと私は思うんです。

そうすると、238ページに書かれている数字をどういうふうに見るのかということなんです。これは介護を受けている人なのか、認定を受けたということだけなのかということですね。それから見ても、83.6%という受けてない人はわずかなんだということになるのが事実だと思うんです。ところがその辺がわからないのは、居宅サービスの関係についてもいろいろ介護の性格別に書いていますけども、私が奈良市なんかにもお聞きをしたりなんかしている状態では、この関係では介護用具の中でも一番多いのは寝台だというふうにお聞きしているんですよ。だからそういうふうな関係なので、そういうような人が受け入れをなかなか個人的にできなかったのを公的機関やから焦げついている。そういう費用が非常に上がってきていると思うんですけれども、うちの場合は上がってないですよ、この分が。

だからそういうことについては、もしも斑鳩町がこの面で見ると低いんですから、そういうことを他の関係とは随分と違いがあるんだなということになるように思いますしね。同じように車いすの関係がある。寝たきりの関係、紙おむつという関係のものが非常にふえているのは全般的にそうだというふうに思います。そういう関係で、分析しないと40%の関係支出の関係なりで啓発不十分だということ、いっているのと違うのかなというふうに思うんですけども、私は。そういう中で、一体何をどうして、何を分析し、わからんなんていうようなことは言うてられへんやないかというふうに思います。この辺をきちっとしていただいて、今後、介護保険協議会、保険運営協議会であるとか、推進協議会というところでいろいろ協議されているのなら、そういうことでもっと優れた協議をしていただきたい。そして、それらの協議を経て保険料の関係などを決めていくことになるとすっきりする。そういう見える形で協議してほしいというのが気持ちです。これで答弁はいいです。

○山本委員長 質問者がいいとおっしゃっていますので、ご質問をされた趣旨の内容について、意のあるところをくんでいただいて、補佐の方ではそういう形で今すぐという話にはならへんと思います。ご質問の趣旨をくんでいただいて、きちんと今後に生かしていただきたいということだと思しますので、そういうふうに向けて取り組んでいただきたいです。

○中井部長 委員長が言われましたように、そういう形で運営協議会と今後の介護保険の運営に対しまして質問者が申されていることにつきまして、十分注意しながら取り組んでいきたいと思えます。

○山本委員長 質問ございますか。松田委員。

○松田委員 今後の形はいいんやけどね、決算の認定としてはどうでしょうか。黒字の要因そういうものについてまで、しかるべきところの関係、事務的な面でもいいですから、基本的な考え方としてだめなら答えといてくださいや。そうせんと、認定のしようがない。

○山本委員長 それでは、補佐の方からお答えいただきますので、答弁をお願いします。

○植村福祉課長補佐 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

平成13年度の介護保険特別会計の保険事業勘定につきましては、約3,400万円の黒字で終わっております。これにつきましては、予算に対しまして介護給付費が83.6%の執行費であったということ。つまり予算につきましては、介護保険事業計画に基づいて予算化をしているわけですけれども、それに比べまして、実際に介護給付でサービスを提供させていただいた金額が83%しかなかったということでございます。

これにつきまして、歳入の方で国の負担金、県の負担金、それから支払い基金の交付金が概算で歳入で受けをしておりますけれども、これが超過がございまして、この分が約916万円でございます。したがって、これにつきましては14年度の補正をお願いしているところでございますけれども、補正を繰り越しをさせていただきまして、償還金でそれぞれ国、県、支払い基金の方へ返還するというところでございます。

残りの分、約2,550万円につきましては、純粋な余剰金ということでございまして、これが保険料相当分に係る分でございます。ただし、ご承知のように、13年度につきましては保険料を半年間、半分に軽減しております、これに対しまして国から特例交付金を受けております。町では円滑導入基金を設けまして、国の交付金をその基金で受けて、それを介護保険特別会計の方へ取り崩しております。したがって、2,500

万円というのは純粋に第1号被保険者からいただいた保険料だけではなく、国の特例交付金も含んでおるとい形でございます。当然、計画しましたよりも83.6%しか執行していないという現状ですけれども、これにつきまして、主な原因としまして考えておりますのは、まず、計画に比べまして要介護認定者がやや少なかったということ。それから要介護者、要介護認定を受けた中で、当初想定しておりませんでした介護サービスを受けないという方が出てきたこと。要介護認定を受けていても介護サービスを受けていないという方が出てきたこと。それから在宅サービスの支給限度額に対する給付率が当初予想しておりました約49%ではなく40%にとどまったということでございます。

これらにつきましては、介護保険が発足して2年目ということで、まだ被保険者の方に周知しきれていなかったところもあろうかと反省しているところでありますけれども、13年度の決算ではありませんけれども、14年度に入りまして、要介護認定者数も計画を超える勢いでふえているところでございます。また、医療系の入所施設、療養型病床群ですが、これが医療保険から介護保険へ移行を図っているというのも進んでいるところであります、今後このサービスの提供は増加傾向にあるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 さっき事務的なところは町の流れの関係ですから、終始わかっているし、これについてもですね。肝心なのは要介護認定者の関係も思ったより有無といわれていること、それはなぜなのかという関係。制度が認識されていないということが本当なんやろかというふうに思うんです。予想外に少なかったと。じゃあ予想は何ぼにしてたんや。だから本来なら介護保険の関係について、見込みは何ぼあって、そして実際はどうやってんと。これだけ出てなかった。それは認定を受けといて介護を受けてない人は、それは2つ性格があるかと思う。先ほど言うように、できるだけ負担をかけたくない。また、辛抱できるから辛抱しようということで辛抱してはる人と、それから費用負担に耐えられへんということでかからない人と二通りがあるでしょう。前段の関係ですと、また結構なこっちゃです。そういう関係の分析というのは一体どうしているんやということを行っているわけなんです。

いわゆる入所の関係なんかについても、ただ数とかパーセントだけで。待機者がおらんかおらんのかという関係。おられるとしたらどうしてるんやと。今後どうしようとす

る措置があるんやということ。あるいは入所の順位というものについては皆が大変だという、家族を含めてです。期待しているやけど、なかなか順番きませんと。人の不幸を待っているような数、形になるということについては説明もしにくいわけですよ、ある意味。だれか死にはったらあんとこ次なりますわなんて言われへんが。そういうような関係もいろいろあるでしょうというような面で、いろいろな事情が介在すると。特にこの保険の制度を設けたときに、在宅サービスに重点を置いていたのは事実でしょう、介護保険のねらいというのは。ところがそのことが十分に活用されていないというのは一体何なのか。しかも40%とか何とかいう率の関係はそれでいいんです。そのことによって・・これも結構なんです。ところがその内容をどうしているのかという分析をしていかないと、今後の真に行き届いた介護の改正というのはとれないんじゃないかと。そのことを見直そうと今しているんでしょう。

しかも、だから今度の場合は、13年度は金が余った余ったということで喜ぶんではなしに、一般会計そのものの時ように、それは上がった原因というのは一体何なんやろ、本当に真に必要なので上がったのか、あるいはそうこうしきれない体制なので使わなかったのか、あるいはふたをしているところの関係については、多くの問題があって利用できなかったということになるんかがポイントだということ。そのことの分析をきちっとして、見直しについては誤りなきを期してほしいし、今後の介護体制について、きちっとしてほしい。私ら自身もご厄介にならなあかん、それはわからん。ほんまのところ。そういうことを思っている。だからなおさら、そういうことを思うんですよね。

ですから、もう少し細かく原因をつかんでほしいということだけを申し上げておきたい。だから金が残ったということだけを言うんじゃないし、残った原因は一体どうなんか。それでどうしていくということじゃないと、決算の認定ということになりにくいということを申し上げます。

○山本委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 待機者の関係につきましてお答えをさせていただきます。私の方で実態の把握としてはつかめるような状況では、ご指摘いただいていますように、措置から契約という形になりましたので利用者の方から施設に行きまして申し込みをされているというような状況で、そういうものから、どれだけの方が町内で待機をされているのかということもつかんでおく必要もあることから、県の方にもそういうことで実施をされた。斑鳩町では一応43名の方が待機者としておられる。ただ、その43名の方が実

人員であるか、延べで43名なのかというところまでは把握はできておりません。お一人の方で2カ所、3カ所の施設に申し込みされている可能性もあると思います。一応43名の方が待機者としておられるということです。

順番の関係なんですけども、ご指摘いただいておりますように、介護度、要介護1の方から施設入所というのがなっています。ただいろいろな問題点が指摘をされておられます。問題点がいろいろございます。厚生労働省の方でも介護度の高い人という形で設定をすべきではないかというふうな考え方で、今現在、法改正をするんじゃなしに、施設の運営基準によって、その施設で対応できるような形で介護度の高いような方を優先的にやられるようにもっていこうということで検討されていることで情報等を的確につかんで対応をしていきたい、このように考えております。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 答えはそう言わなきゃあないでしょう。それなりに顔をきかせたり、幅をきかせたりしていることもあるし、聞いているし。そのことをここで言うてみたって、仕方がない。だからもう結構です。

○山本委員長 ほか、ご質問はございますか。里川委員。

○里川委員 そしたら、幾つか聞かせていただきたいと思っているんですが、サービスの利用の方で、238ページで、認定をされた方、619ということではいただいているわけなんですけどね。私はこの認定を受けた方の中で、ちょっと知りたい率というのか数字というんですか、審査を受けたけれども、非該当であった方と、それと審査を受けたけれども、利用してないという方の割合というのが、どの程度になっているのかということをもっと知りたいんですね。

それと、1つ非常に気になっているのが介護保険の場合、保険料の滞納によって、1年、1年半、2年というふうな段階をもって、保険給付の制限ということがうたわれているわけなんですけれども、このことについては13年度決算を終えた時点で、12年度の徴収が始まったときから保険料を滞納されている方というのが、この決算の参考資料の20ページの方にも出ているわけなんです。平成12年度ということで、保険料の未収額ということですね。こういった方がおられる中で、ずっと介護保険がスタートしてから、ずっと継続して、まだ全然払ってもらうてへん人というのは、そういった厚生労働省がいう保険給付の制限のところの、しかもきつい段階のところに入ってくるような状況になるわけなんです。そこのところで、そういう保険者として斑鳩町の方も

いろいろな年がいった方で大変な方に制裁を加えるのか、そんなことしないんだろうと思うんですけどね。そうしたことも含めまして、今度ちょっと滞納の状況と、それに対応する考え方と、それと保険給付の制限と考え方についてはちょっと私自身も理解をしておきたいなと思っているんですけど。

○山本委員長 質問は2点ですか。まだありますか。時間をどうしようかと思っているので。

○里川委員 それと介護報酬の見直しということが言われている中では、今、本当にまさに松田委員がおっしゃった点について、私もちょっと考えているんですけども、この13年度の決算が終わった後、厚生労働省の方に報告を出していると思うんです。斑鳩町の方も。次の見込みということになってきたら、どうなっていくかということが心配なんですけれども、ただ、13年度決算を見る中では、先ほど町長もおっしゃっておられましたけれども、保険料については横ばい傾向にあるのかなと思っているんですけども、ただ、次の年度から第5段階と言われる方の保険料徴収にかかる第5段階ですね今までは所得250万円以上だった者が200万円に所得基準のところ引き下げられるということの中では、その層の変化が出てくるんだろうと思うんですけども、それと今、13年度の決算で見るとの滞納の状況を見ると、どうなんかと。そういうことで余計大変になってくる可能性はないのかとかね。本当にさっき松田委員が心配されたことに似通っているんですけど、私も結局滞納されることによって被保険者の方の心配、給付とかの心配、それと本人が利用することを抑制されているんじゃないかというようなことが起こってないか、それと今後の見通しの中で、そういう可能性というのが、どう考えられているのかというようなことが非常に気になっているところなんです。

厚生労働省の方では介護保険制度は新しい制度で導入したけれども、これは順調に推移しているというような言い方をしているわけですね。だけど、順調に推移していると言いますけれども、じゃあ財政安定化基金貸付金の状況というのを全県で出ているんですけども、その資料を私持っているんですけども、奈良県でも1つだけ基金の方、利用されたところが出てきてますけれども、ひどいところやったら福岡県とか、沖縄県なんていうのはすごい額の基金をあれしている。奈良県はまだ1件だけですけどね。それで全国で見ると、基金の利用、貸付金を利用していないというのは47のうち、たった6件だけなんです。全く借りてないという府県がね。そういう状態の中で、本当にその状況もむちゃくちゃ大きい数字から小さいところ。これは全国的に見て、順調に推移し

ていると言わはること自体がすごく怖いんですけども、そういうことも含めまして、やっぱり斑鳩町は保険者としてこの介護保険に対してきちとした実態を把握、保険料の設定、そして確実な給付ということをきちとやっていただきたいということも含めまして、その推移の状況ということについて、私も13年度決算から担当の方がどういふふうにご考慮されるのかというのは確認しておきたかったですけど。

○山本委員長 町長。

○小城町長 里川委員も基金をといわれるような、奈良県でも特に皆さん方、全国平均は2,911円、それを堅持しておったらいいわけです。奈良県で山添か都祁かどこかの関係のところは保険料が1,000何ぼですね。保険料が安いというところに1つの大きな問題がある。保険設定を2,911円の平均にしておったら、斑鳩は3,084円ですけども、安堵町が2,900何ぼです。大体この近隣を見たら、そういうところは皆さんある程度は堅持されているわけです。極端に保険料が当時は安いところが結局基金安定化を取り崩して県が補助していかんらんということで、この間もそういう会議があったわけです。そういうことで、県が最初から出発するときに、阪奥市長が会長をされて、公平を保たんと県の平均レベルとして保険料を設定しようということもされているわけです。そういうことが安くなっているところが当然そういうことになっていると思います。

それとあわせて最初の段階ですから、松田委員もおっしゃっていただくように、居宅介護の関係でも40%ということ。当初はうちの植村課長補佐が49%ということを見込んでいたけれども、結局は最初はやっておったけれども、お金がかかると。要介護3を認定してもらっても、仮に40万円もらっても1割は負担せないかん。そして60万、70万かかると。そしたら持ち出しが20万かかるといふところに大きな問題が出てきたといふところに、居宅介護よりも施設介護の方に向いていったといふようなことも報道されてますように、そこらの推移を見ながら非常に大変な状況の中でそういう推移を見ながら町としてもできるだけ、広報とかあるいは保険の施設等を考えながらやっておるわけですけども、なかなかそういう点では、以前からホームヘルパーさんが来られたら、皆さん無料やというやつが、1時間でケアマネジャーがされて認定されたら、1時間で終わりますよと、これだけの金額になりますよとなったらなかなか自分の会計がありますから、そんなんに簡単にすぐわかりましたということになって、要介護認定を受けられても、結局はケアマネされても、受けられなかったという方もやっぱりあると

思いますので、そこらを課長補佐が言いますように、松田委員もおっしゃっているように、なぜそういうことが起こったのかという、平成13年度の決算で黒字があったことの要因はどこかということ、ただ何かなしに黒字になったということだけではなしに、15年になったら、町が値上げをしなかつても、やっぱりいずれはそういう問題にかかってくるだろう。あわせて施設介護になったら、施設の順番の関係等についてもいろいろなそういう圧力があって、入る人もあれば、いろんなこともあるということが、それをなくすことが一番大事であろうということをおっしゃっているわけですから、そこらをこれから真剣に受け、県、あるいはまたそういう施設関係等については我々としては申し上げていきたいと思っています。

○山本委員長 それでは、答弁を順番にいただけますか。植村課長補佐。

○植村福祉課長補佐 まず、要介護認定を申し込まれた中で、非該当、自立と出た方のことですが、今、手持ちの資料がございませんので、定かなことは言えませんが、人数としてはそれほどおられません、1けた程度というふうにしております。

それから要介護認定を受けられた方の中で、サービスを使っておられない方の人数でございます。3月末で610人の要介護認定がおられますけれども、3月審査分ということで、実績のある中で、155名が施設入所、それから250人がケアプランを立てておられる。つまり在宅サービスを受けておられるということです。それから、1人が自分でサービスプランを立てておられるということでございます。したがって、ちょっと月が1月ずれるんですけれども、およそ600人から施設入所、それからケアプランを立てておられる方が約400名ということでございますので、サービスを受けておられない方は200名と推定をしているところでございます。

ただし、これはケアプランを立てるサービスを使っていないということでございまして、ケアプランには関係のない住宅改修であるとか、福祉用具の購入、それから居宅療養管理指導につきましては受けておられる可能性がありますので、それは一言ご了承いただきたいと思います。

それから、滞納に絡んで、滞納期間が長くなることで、保険給付に制限がかかるということで、ペナルティーが与えられる件につきましてはですけども、保険料の滞納については確かにございますけれども、特にそういうペナルティーを受けられる方につきましては留意をしております、現在、介護サービスを受けておられる中で、直ちに給付制限に係る滞納を持っておられる方は斑鳩町ではございません。

それから、保険料の見込みを随意試算なども事務レベルでは行っているところではございますけれども、一時6月ごろ、国の方で市町村で幾らぐらいになるのかということと報告しなさいということで、斑鳩町も国の方には報告があったんですけども、これはまだ本年度、介護保険運営協議会での審議も始まったばかりですし、さらにアンケートもまだやっている途中ということもございましたので、担当者が今までの実績を見込む中で行ったものでございますので、現在はアンケートも終わり、また新たに、特にことしの4月から療養型病床群に入られる方が一挙に人数がふえたという、新たな状況もわかりましたので、現在、6月に報告した数字については担当レベルでも全く参考にしておりません。新たに試算をやり直しているところでございます。

それから、第4段階から第5段階に上がる所得の金額が250万円から200万円に引き下がるということでございますが、確かにこの50万円の差によって、これまで第4段階の人が第5段階に値上がるということは現実的に起こることとあります。これについて、現在何人おられるのかということと調査をしているところでございます。確かにこの方たちにつきましては、保険料が変わる、来年以降の保険料がどうなるかというのはまだわかりませんが、保険料の段階が変わることで、実質上、保険料が値上がるということとありますので、この方につきましては、ご理解をいただくということしか言えないと思います。ただ、この第4段階、第5段階は介護保険法の施行令に定められることとございますので、これにつきましては全国統一で行われることとありますので、200万円になったら、それに従って段階を斑鳩町も設けさせていただくということになろうかと思っております。

また、ケアプラン、保険料や利用料が負担になることでケアプランが抑えられてしまうのではないかと懸念がございますけれども、保険料の部分が今後どうなるかわかりませんが、利用料につきましては、昨年夏委員もご承知かと思っておりますが、昨年夏介護サービスの利用者に対してアンケートを行ったところ、利用料が負担になるということで、サービスを抑えているという回答につきましては少なかったように記憶しているところでございます。以上でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 先に町長がご答弁いただいたわけなんですけれども、奈良県で財政安全化基金貸付金をご利用なさっているのは、私は三宅町の方だということをお聞きしているんですけども、それで状況は同じ県内のこととしますので、そういうことについても分析

していただきたいなというふうに思っています。今の補佐の答弁の中でも、一定事務レベルとしてもご認識を持っていただいているので、後は今、お聞きしたような形で、だから3月の実績を見たら、利用している方が認定されているより200名少ないとか、その動きで、それとサービスの利用も一時的なサービスの利用であったり、継続的なサービスの利用であったり、そういったことも含めて見ていただきたいと思いますと思うんです。分析をしていただいて、ぜひともまた、制度の確立に全力を挙げていただきたいと思いますのと、あと1点は、今、補佐が言うてくれはった第5段階の問題です。これを所得が250万円から200万円に下がったことによって、今まで5段階だったのを、市町村によっては6段階にしてもよいということになっているんですが、これで保険料の段階を6段階に変えはるところというのは、ひょっとしたら出てくるのではないかなというふうな気もするんですけど、その辺のところ、斑鳩町はそのお考えはないんでしょうか。

○山本委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 今の段階で向こう3カ年の保険料の考え方等につきまして、現在、いろんな資料等をご提供する中で、運営協議会でその需要と供給とか、いろいろなものをご検討いただいている、それらをもってそういう保険料の決定ということになりまして、今の段階では第6段階にまで引き上げるというようなことにつきましても、今ちょっとできないということでご理解いただきたいと思います。

○山本委員長 よろしいですか。それでは、ないようでございますので、これをもちまして、介護保険事業特別会計に対する質疑は終了いたします。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終わらせていただきたいと思います。

審査結果についての取りまとめ等につきましては、13日にさせていただきたいというふうに思いますので、本日は散会とさせていただきます。

○西田健康推進課長 先ほどの里川委員から世帯の関係で世帯の加入率ということでお尋ねがありましたので、このわかりましたので、お答えさせていただきたいと思いません。

191ページでございますけれども、14年度ですけれども、4月1日現在で世帯の加入割合は45.2%になっています。

以上です。

○山本委員長 それではご苦労さまでございました。

(午後 5時40分 散会)